



第2期

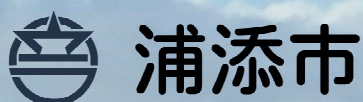
浦添市環境基本計画

令和2（2020）年度～令和8（2026）年度

豊かな自然と文化を育み、
次世代へつなぐ環境共生都市・浦添



令和2年3月



第 2 期浦添市環境基本計画 目次

第 1 章 計画の基本的な事項	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画策定の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 県の動向	3
(3) 近隣市町村の動向	3
(4) 浦添市の動向	3
(5) 本市における環境基本計画の必要性	3
1-3 計画の位置づけ	4
1-4 計画の期間	4
1-5 計画の対象地域	4
1-6 計画の対象とする環境分野	5
1-7 計画の構成	6
第 2 章 環境の現況と課題	8
2-1 環境をとりまく社会情勢と政策の動向	8
2-2 市域の概況	15
(1) 位置と地勢	15
(2) 人口・世帯	16
(3) 気象・気候	18
(4) 産業	19
(5) 土地利用	21
(6) 交通	21
2-3 自然環境の現況と課題	22
(1) 自然・水環境	22
(2) 生態系と動植物	26
2-4 生活環境の現況と課題	30
(1) 大気汚染	30
(2) 水質汚濁	34
(3) 騒音・振動	39
(4) 地下水汚染、悪臭	41
(5) 化学物質	42
(6) 都市生活型公害	43
(7) 生活排水対策	44
2-5 快適環境の現況と課題	46
(1) 歴史文化	46
(2) 景観	48
(3) 公園・緑地	50
(4) 水辺	52
(5) 快適な都市環境	53

2-6	地球環境の現況と課題	54
(1)	地球温暖化	54
(2)	省エネルギー	61
(3)	再生可能エネルギー	62
(4)	廃棄物	63
2-7	協働の現況と課題	66
(1)	環境教育及び環境学習	66
(2)	協働	67
2-8	計画の取組課題	68
(1)	浦添市環境基本条例と環境分野との関係	68
(2)	計画の取組課題の設定	69
第3章	環境基本計画がめざすもの	76
3-1	望ましい環境像	76
3-2	基本目標	77
3-3	各主体の役割	79
(1)	市の役割	79
(2)	市民の役割	79
(3)	市民団体の役割	79
(4)	事業者の役割	79
(5)	来訪者の役割	79
3-4	施策の方向	80
(1)	人と自然との共生	80
(2)	良好な生活環境の保全	80
(3)	循環型社会の構築	81
(4)	地球環境の保全	82
(5)	協働・参画社会の構築	82
3-5	施策の体系	83
第4章	環境保全・創造のための取組施策と内容	89
基本目標1	人と自然との共生	89
施策の方向1-1	水循環の維持、回復及び有効利用	89
施策の方向1-2	生物多様性の保全	91
施策の方向1-3	環境配慮型農水産業の推進	94
施策の方向1-4	自然とのふれあいの場の保全	95
基本目標2	良好な生活環境の保全	96
施策の方向2-1	人の健康及び生活環境の保全	96
施策の方向2-2	快適な都市環境の創造	101
基本目標3	循環型社会の構築	107
施策の方向3-1	資源の有効利用の促進	107
施策の方向3-2	廃棄物の適正な処理の推進	109
施策の方向3-3	グリーン購入の推進	111
施策の方向3-4	エネルギーの有効利用の推進	112

基本目標 4 地球環境の保全	114
施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進	114
施策の方向 4-2 地球規模の環境問題への貢献	117
基本目標 5 協働・参画社会の構築	119
施策の方向 5-1 環境教育・環境学習の推進	119
施策の方向 5-2 自発的な活動の促進	122
施策の方向 5-3 協働の促進	124
第 5 章 行動指針	126
5-1 各主体の役割	126
5-2 各主体の行動指針	127
(1) 市民及び市民団体の行動指針	127
(2) 事業者の行動指針	130
(3) 来訪者の行動指針	134
(4) 市の行動指針	136
5-3 地域別行動指針	139
(1) 地域区分の考え方	139
(2) 地域別行動指針	140
第 6 章 計画の推進	158
6-1 推進体制	158
(1) 体制図	158
(2) 組織の役割	158
(3) 環境監視体制の整備、及び調査・研究の実施	159
(4) 広域連携・関係団体との協力	159
6-2 進捗管理	160
(1) PDCA サイクル	160
(2) 点検・評価	161
(3) 結果の公表	161
(4) 見直し	161
<資料編>	
1 第 2 期浦添市環境基本計画の策定経過	162
2 浦添市環境審議会名簿	163
3 浦添市環境審議会答申	163
4 浦添市環境基本条例	164
5 用語解説	169

第1章 計画の基本的な事項

1-1 計画策定の目的

浦添市環境基本計画とは、浦添市環境基本条例（平成23年6月制定）第10条第1項の規定により策定する、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のことです。

浦添市環境基本条例では、今日の本市の環境や地球環境問題を踏まえて、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

本市では、浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、平成 25（2013）年 3 月に第 1 期浦添市環境基本計画を策定しました。計画期間は、平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までとし、計画の推進を図ってきました。

計画期間の満了に伴い、環境の現況や国内外の動向等を踏まえ、引き続き中長期的な計画を策定し、各種施策・事業等を推進し環境の保全及び創造を図る必要性から、新たな「第 2 期浦添市環境基本計画」を策定します。

【第 2 期浦添市環境基本計画策定の目的】

- 浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な地域を構築するため、総合的かつ計画的な施策の推進をめざします。
- 浦添市総合計画のまちづくりの目標について、環境面から方向を示します。
- 浦添市の望ましい環境像を示します。
- 望ましい環境像の実現に向けた中長期的な環境行政施策の方針を設定し、事業内容の体系化を図ります。
- 市・市民・事業者・市民団体・来訪者による取組のための指針とします。
- 市民・事業者との連携のあり方を示します。
- 策定過程で各主体の参加を得ることにより、環境施策に関する深い理解を促します。
- 目標達成のために、定期的な進行管理を行います。

1-2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、平成 5 年に「環境基本法」を制定しました。同法第 36 条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、地方公共団体は、より良い環境の実現に向け、環境基本法や国の環境基本計画の理念や枠組みに準じ、地域の自然的社会的条件に応じた総合的な内容の環境計画の策定が求められています。

(2) 県の動向

沖縄県は、平成 12 年に「沖縄県環境基本条例」を制定しました。平成 15 年には「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成 25 年度に「第 2 次沖縄県環境基本計画」を策定後、平成 30（2018）年 10 月に改定しました。

平成 22 年には、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定しました。

(3) 近隣市町村の動向

近隣の那覇市においては、平成 12（2000）年に「那覇市環境基本計画」が策定され、平成 16（2004）年には「那覇市環境基本条例」が制定されました。平成 19（2007）年に「那覇市環境基本計画」の改訂を行い、平成 26（2014）年に「第 2 次那覇市環境基本計画」が策定され、平成 31（2019）年に改訂（中間見直し）が行われました。

(4) 浦添市の動向

本市では、「浦添市公害防止条例（昭和 48 年）」、「浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年）」等を制定し、規制措置等を中心とした環境行政を進めてきました。

また、平成 23（2011）年 6 月には、今日の多様化した環境問題を解決していくために、浦添市の環境のあるべき姿を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が協働して一体的に取り組む基本的な考えを定めた「浦添市環境基本条例」を制定しました。平成 25（2013）年 3 月に「第 1 期浦添市環境基本計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。

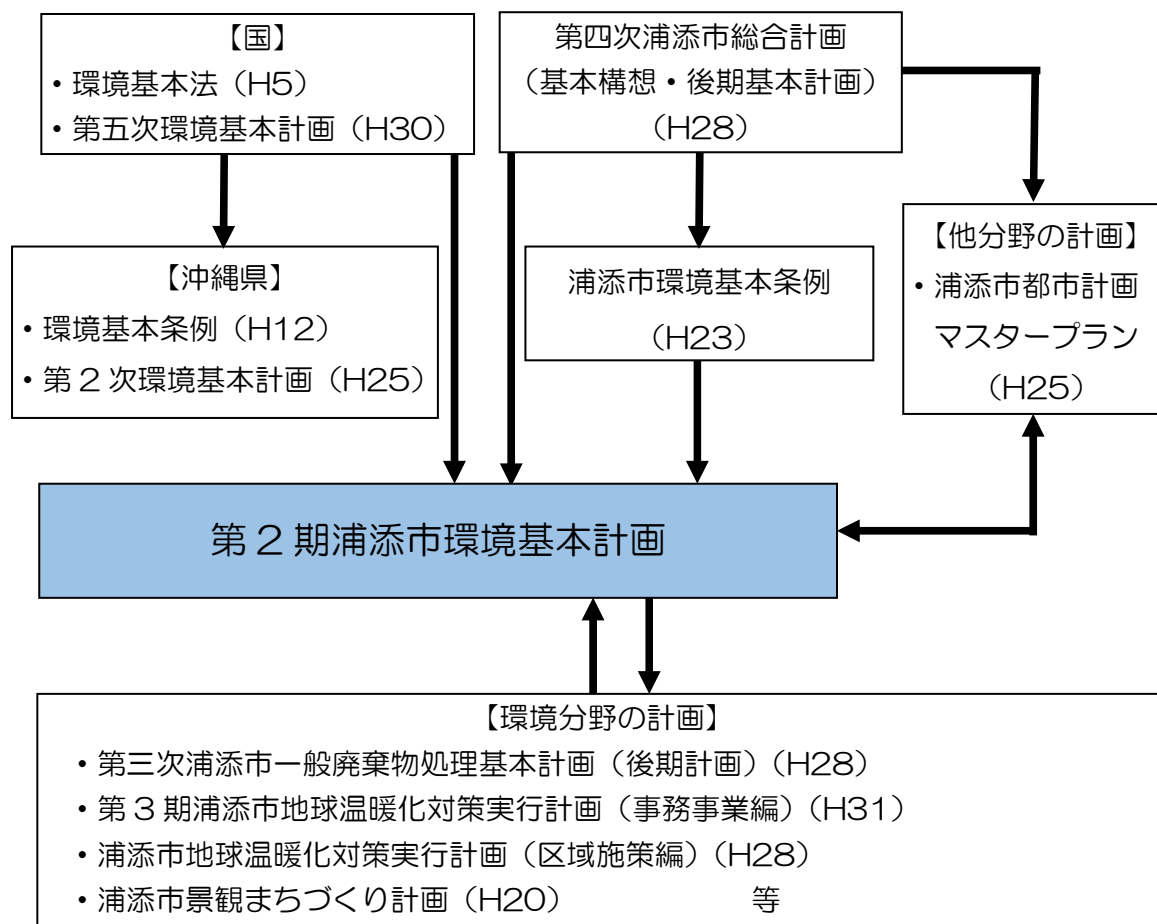
(5) 本市における環境基本計画の必要性

「浦添市環境基本条例」第 10 条では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定を規定しています。

環境に係る社会情勢、国や県の環境行政の新たな動向等に対応し、「浦添市環境基本条例」で定めた基本理念に基づき、施策を実行し、本市の環境行政を総合的に推進する計画として「浦添市環境基本計画」を定める必要があります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、浦添市環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や「第四次浦添市総合計画」等の上位計画を始めとし、各種実施計画等と連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 8（2026）年度までの 7 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等により、必要に応じて柔軟に見直し（改訂）を図るものとします。

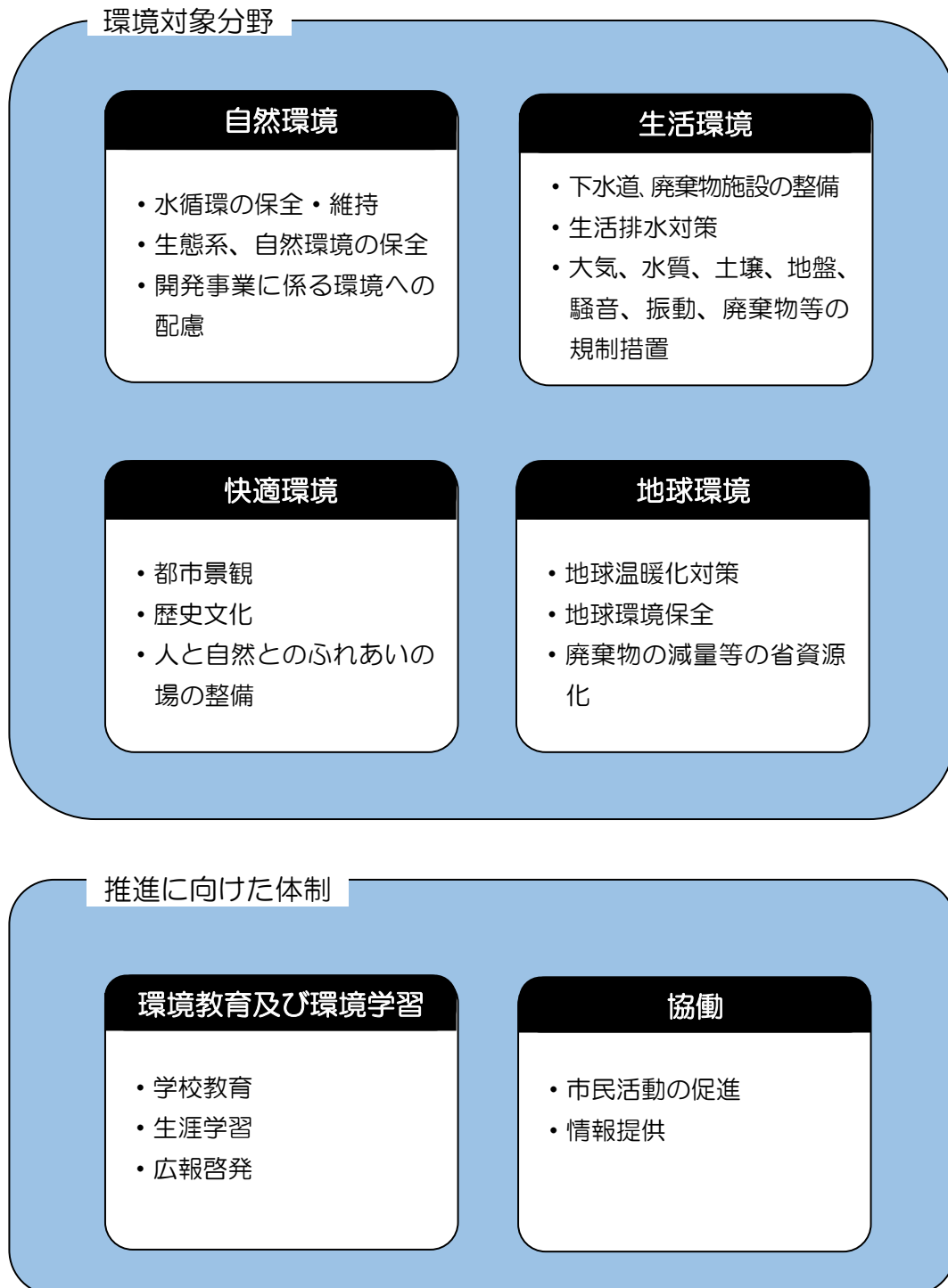
1-5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浦添市全域とします。

ただし、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体と連携して積極的に推進します。

1-6 計画の対象とする環境分野

本計画の対象となる環境分野については、日常の行動から派生する環境問題から、地域特性としての環境、アメニティとも呼ばれる自然や歴史文化並びに都市機能等の利便性等がもたらす生活と調和した快適さ（好ましい感覚）を感じる環境、地球的規模にかかる環境問題等まで幅広く捉えています。下の図は、これらを便宜的に自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4分野に大別し、4分野の施策の基盤となる環境教育及び環境学習や協働に関する取組を、「推進に向けた体制」として加えたものです。



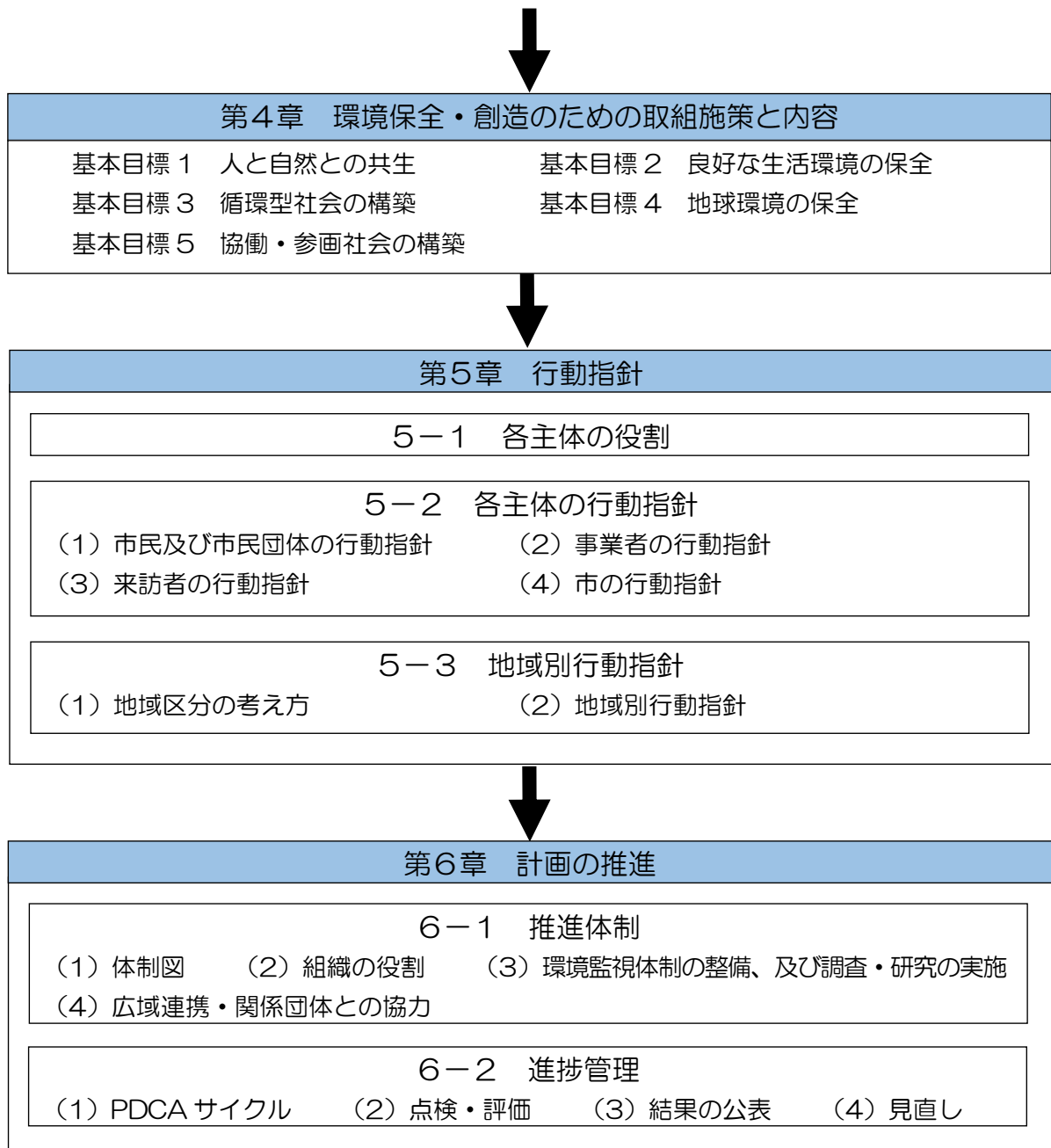
1-7 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

第1章 計画の基本的な事項		
1-1 計画策定の目的	1-2 計画策定の背景	1-3 計画の位置づけ
1-4 計画の期間	1-5 計画の対象地域	1-6 計画の対象とする環境分野
1-7 計画の構成		

第2章 環境の現況と課題	
■環境の現況と課題	
2-1 環境をとりまく社会情勢と政策の動向	2-2 市域の概況
2-3 自然環境の現況と課題	2-4 生活環境の現況と課題
2-5 快適環境の現況と課題	2-6 地球環境の現況と課題
2-7 協働の現況と課題	
2-8 計画の取組課題	

第3章 環境基本計画がめざすもの	
3-1 望ましい環境像	
3-2 基本目標	
(1) 人と自然との共生	(2) 良好な生活環境の保全
(4) 地球環境の保全	(5) 協働・参画社会の構築
(3) 循環型社会の構築	
3-3 各主体の役割	
(1) 市の役割	(2) 市民の役割
(4) 事業者の役割	(5) 来訪者の役割
(3) 市民団体の役割	
3-4 施策の方向	
3-5 施策の体系	



第2章 環境の現況と課題

2-1 環境を取りまく社会情勢と政策の動向

年	国際的な動向	日本の動向
1972	●国連人間環境会議(スウェーデン・ストックホルム) 「かけがえのない地球(Only One Earth)」を テーマに「人間環境宣言」が採択された。	
1973		
1976		
1977		
1990		●地球温暖化防止行動計画 2000年までに1人当たりの二酸化炭素排出量を 1990年レベルに安定化させることを目標とした。
1992	●地球サミット(ブラジル・リオデジャネイロ) 持続可能な開発に向けた地球規模での「環境と開発 に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」や「アジェン ダ21」が採択された。 ●気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目的とする 国際的な枠組みを定めた。 ●生物多様性条約 生物多様性の保全、遺伝資源の利用から生ずる利益 の公平な分配を目的とする。	
1993		●環境基本法 ①環境の恵沢の享受と継承、②環境への負荷の少な い持続的発展が可能な社会の構築、③国際的協調に よる地球環境保全の積極的推進が掲げられている。 ●アジェンダ21行動計画 国別行動計画。経済社会の仕組みの改善や国際協力 への積極的な姿勢を示している。
1994	●砂漠化に対処するための国連条約 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国々にお ける砂漠化の防止及び干ばつによる影響の緩和等 を目的とした条約。	●環境基本計画 循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標とし、 地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水 循環の確保、環境教育等に重点をおいて施策を展 開。
1995	●気候変動に関するCOP1(ベルリン) COP3までに先進国の温室効果ガスの削減目標を 設定する議定書の作成を決定。	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に 関する法律 容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけ、消 費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責 任を負う。
1996		
1997	●気候変動に関するCOP3で京都議定書を採択 先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘 束力のある数値目標が決定。日本は基準年比6% 減。排出量取引等新たな仕組みが合意された。	
1998		●特定家庭用機器再商品化法 家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷 蔵庫の4品目についてメーカーに回収とリサイク ルを、消費者に費用負担を義務づけた法律。

沖縄県の動向	浦添市の動向	年
●沖縄県公害防止条例		1972
●沖縄県自然環境保全条例 自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めた。	●浦添市公害防止条例 市民の健康都会的な生活環境の確保のため、事業者、市、市民の責務を明らかにした。	1973
●水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 水質汚濁防止法の排水基準に変えて適用する排水基準及びこれを適用する区域の範囲を定めた。		1976
●沖縄県公害防止条例改正 事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにした。		1977
	●浦添市一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物の適正な処理と再資源化、生活排水処理に係る基本的事項を定める。	1990
		1992
		1993
●沖縄県赤土等流出防止条例 事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制し、公共水域の水質汚濁の防止を図る。	●浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	1994
		1995
	●第二次浦添市一般廃棄物処理基本計画（前期計画）	1996
		1997
		1998

年	国際的な動向	日本の動向
2000		<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進基本法 資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促す基本方針を定めた法律。 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 建設工事から発生する廃棄物の分別・リサイクル等を定めた法律。 ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 生産者・販売者に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。 ●環境基本計画見直し 地球温暖化対策、循環型社会の形成等 11 の戦略プログラムが新たに盛り込まれた。
2001		<ul style="list-style-type: none"> ●資源の有効な利用の促進に関する法律 1991年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」を抜本的に改正した。
2002	<ul style="list-style-type: none"> ●ヨハネスブルグ・サミット 「アジェンダ 21」の実施促進や 1992 年の地球サミット後に生じた課題等について議論することを目的とした首脳会議。 ●京都議定書締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進大綱 日本における「京都議定書」を履行するための具体的な裏付けのある対策を明らかにしている基本方針。 ●新・生物多様性国家戦略 「自然と共生する社会」実現のための総合的な計画と位置づけが策定されている。 ●地球温暖化対策推進法改正 「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。
2003		<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進基本計画 「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された。 ●環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 1人ひとりが環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推進する法律。
2004		<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に定められた事項を進めるための政府の基本方針。
2005	<ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書発効 2005年2月16日に発効された。 	
2006		<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法改正 ホルムアルデヒドのような揮発性有機化合物を規制するための改正が行われた。
2007		<ul style="list-style-type: none"> ●第三次生物多様性国家戦略閣議決定 「生物多様性」の認知度を 30%から 50%以上とする等初めて数値目標を設定した。
2008		<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策法改正 都道府県、政令市、中核市、特別市における施策についての計画策定を定めている。 ●省エネ法改正 事業者単位のエネルギー管理が導入された。 ●生物多様性基本法 野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めた生物多様性の保存を目的とした基本法。
2010	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性 COP10（愛知県名古屋市） ●COP16（メキシコ）カンクン合意採択 	
2011		<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価法改正 戦略的環境アセスメントの考え方が導入され、またアセス対象事業に一定規模以上の風力発電所の設置が加わった。

沖縄県の動向	浦添市の動向	年
<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県環境影響評価条例 沖縄県環境基本条例の本旨に基づき、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにした。 ●沖縄県環境基本条例 環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにした。 	●第二次浦添市一般廃棄物処理基本計画（中期計画）	2000
		2001
<ul style="list-style-type: none"> ●ちゅら島環境美化条例 県民、事業者、行政等が一体となって、空き缶・吸い殻等の散乱を防止することを目的とする。 ●沖縄県振興計画 2002年度から2011年度までの10年間。国・アジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図る。 		2002
●沖縄県環境基本計画 沖縄県環境基本条例の基本理念の実現に向け、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進を図る。	●浦添市空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止による環境美化促進条例	2003
	●浦添市都市計画マスタープラン 優れた自然環境や豊富な歴史・文化資源を活かした都市づくりと今後の街づくりにおいて、地域住民の参加による街づくりを基本としている。	2004
		2005
	●第二次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）	2006
●第三次沖縄県環境保全実施計画 沖縄振興計画における環境の保全及び創造に関する施策の短期の具体的な実施計画。	●第三次浦添市総合計画後期基本計画 本市の21世紀を眺望するまちづくりの基本となる計画。	2007
●沖縄県生活環境保全条例 沖縄県公害防止条例の全部を改正した条例。事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を定めた。	●浦添市景観まちづくり計画 行政と市民、企業、NPOが一緒になり、浦添の自然、歴史、文化等美しい風景を守り、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与することを目的に策定された。	2008
	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制並びに吸収作用の保全及びその強化のための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図る。 ●浦添市グリーン購入調達方針 市の需要面から配慮した物品等の購入を総合的・計画的な推進を図る。 	2010
<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄21世紀ビジョン 21世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性と、県民や行政の役割等を明らかにする基本構想。 ●沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 2003年策定の「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の改訂版。2020年度までに、県域内の温室効果ガス総排出量を2000年度と同レベルから8%削減することを目標に掲げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市環境基本条例 環境の保全と創造についての理念や基本方針を明らかにした。 ●第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画 第二次浦添市一般廃棄物処理基本計画の改訂版。 ●第四次浦添市総合計画 本市の21世紀を眺望するまちづくりの基本となる計画。第三次計画の計画年度終了に伴い新たに策定。 	2011

年	国際的な動向	日本の動向
2011		
2012		<ul style="list-style-type: none"> ●第四次環境基本計画 ●環境基本法一部改正（放射能関連） ●都市の低炭素化の促進に関する法律
2013	<ul style="list-style-type: none"> ●COP19（ポーランド）日本の温室効果ガス削減目標を2020年までに2005年比で3.8%削減するとした。 ●IPCC第5次評価報告書の一部公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 ●当面の地球温暖化対策に関する方針 東日本大震災後の地球温暖化対策に関する基本的な考え方。
2014	<ul style="list-style-type: none"> ●IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表 ●気候変動に関するCOP20（リマ）新しい枠組みの中で各国が目標に盛り込む項目等について合意。 	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー基本計画 エネルギー政策の基本的な方向性を示された。
2015	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な開発のための2030アジェンダ 国連総会において持続可能な開発目標（SDGs）が発効された。 ●COP21（パリ）の採択 世界の気温上昇を産業革命前から2度未満に抑えることを目標。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針の策定 ●気候変動の影響への適応計画 気候変動の影響に備える方針が示された。 ●水循環基本計画 貯留・涵養機能の維持向上や水循環に関する教育の推進等健全な水循環の維持または回復のための取組の必要性が示された。
2016		<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策計画を閣議決定 温室効果ガス排出抑制の目標や、事業者・国民・行政等が講ずべき措置・施策等が示された。
2017		<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動適応法 気温の上昇や大雨の頻度の増加等、将来予測される気候変動への適応を推進することを目的とした法律。
2018		<ul style="list-style-type: none"> ●第五次環境基本計画を閣議決定 環境・経済・社会のそれぞれの課題を統合的に解決することや、各地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考えを提唱。
2019		

沖縄県の動向	浦添市の動向	年
<ul style="list-style-type: none"> ●おきなわアジェンダ21（改訂版） 2001年策定の「おきなわアジェンダ21」の改訂版。1992年「地球サミット」で提唱された「ローカルアジェンダ」の沖縄県版で、行政、事業者、市民団体、県民の協働のもと、各主体が自覚を持って行動するための啓発・行動計画と位置づけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市エネルギー管理規則 市長事務局等におけるエネルギーの使用の合理化の適正かつ有効な実施について必要な事項を定めた。 	2011
	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市環境基本計画 本市の環境の保全及び創造に関する背作を統合的かつ計画的な推進を図る。 ●浦添市基地基本計画 ●浦添市交通基本計画 	2012
<ul style="list-style-type: none"> ●第2次沖縄県環境基本計画 『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向けて、新たな計画として策定。 ●生物多様性おきなわ戦略 沖縄の豊かな自然環境の基礎的要素である生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していく道筋を示す基本的な計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市都市計画マスタープラン 	2013
<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県環境教育等推進行動計画 沖縄県の特性に応じた環境教育等を推進するための計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 	2014
<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定 2020年度までに、県域内の温室効果ガス総排出量を2000年度と同レベルに削減することを目標に掲げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）の策定 2011年（平成23年）策定の第三次計画の改訂版。一般廃棄物の適正な処理と再資源化。生活排水処理に係る基本的事項を定める。 	2015
	<ul style="list-style-type: none"> ●第四次浦添市総合計画（基本構想・後期基本計画） ●浦添市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 浦添市域より排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、市等の各種体による地球温暖化対策の推進を図る。 	2016
	<ul style="list-style-type: none"> ●浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例 浦添市のカーミー周辺海岸を里浜と定め、里浜の保全や活用、協働のまちづくりに寄与することを目的とする。 	2017
<ul style="list-style-type: none"> ●第2次沖縄県環境基本計画（改定計画） 中間評価の結果を踏まえ、今後の施策展開を反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ●うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン 里浜を保全し、憩いの場として活用するために、利用にあたっての心得等を示している。 	2018
	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定 	2019

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは

2015年9月の第70回国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

この中で、2030年までに取り組むべき課題として、「貧困と飢餓への終止符」、「国内的・国際的な不平等との戦い」、「平和で包摂的な社会を打ち立てること」、「人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒の能力強化を進めること」、「地球と天然資源の永続的な保護の確保すること」を挙げています。また、持続可能で、包摂的で持続可能な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を作り出すことも決意しています。

SDGs（持続可能な開発目標）は、こうした課題等を踏まえて、先進国、開発途上国も同様に含む国際社会全体が2030年までに達成すべき目標として定められたものです。

これらの目標は、統合され不可分なものであり、持続可能な社会の三側面（経済、社会及び環境）を調和させるものであると謳われています。

わが国では、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、同年12月に今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定されています。

また、平成30年に策定された、国の第五次環境基本計画においては、今後の環境政策の展開の基本な考え方の一つとして、「SDGsの考え方の活用」を挙げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

2-2 市域の概況

(1)位置と地勢

本市は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにおいて、東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市と接しています。市域は東西に8.4km、南北に4.6kmで、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしています。総面積は平成30(2018)年10月現在19.48km²です。

北を頂点に東側は起伏に富んだ丘陵地を形成し、西側は平坦地となって東シナ海に臨みます。東側の高台には、城跡を中心とした文化財が多く、周辺の住宅地を囲むように緑地帯が形成され、その合間をぬうように四つの河川が流れています。

市街地は国道58号の沿道を中心に、主に市域の西側に形成されています。平坦地と高台の高低差が約40mから100mもあるため、東側高台からは開けた海を一望できます。一方、西側平坦部からは浦添丘陵が、東側高台部からは市域の北側を通過して西海岸にゆるやかな傾斜面の連なりを見ることができます。

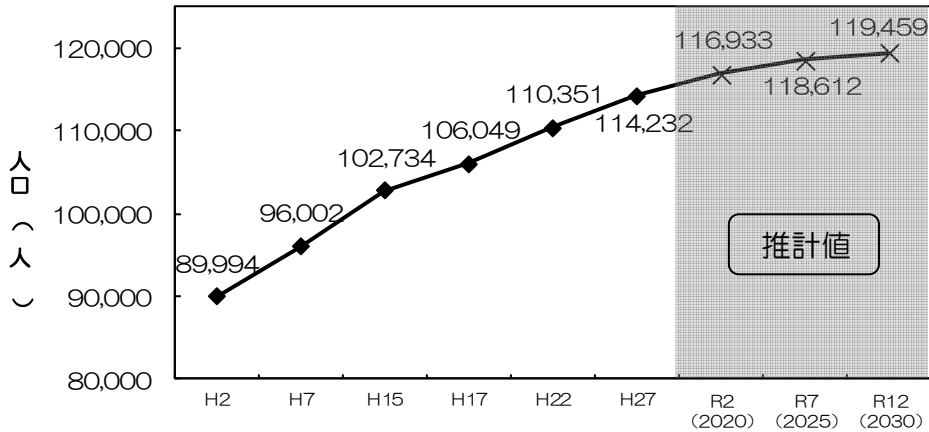


図 2-2-1 浦添市の位置

(2)人口・世帯

1)人口動態

人口は、年々増加傾向にあり、平成 27（2015）年の国勢調査では、114,232 人となっています。今後も人口が増加し、令和 12 年には約 119,459 人になると推計されています。

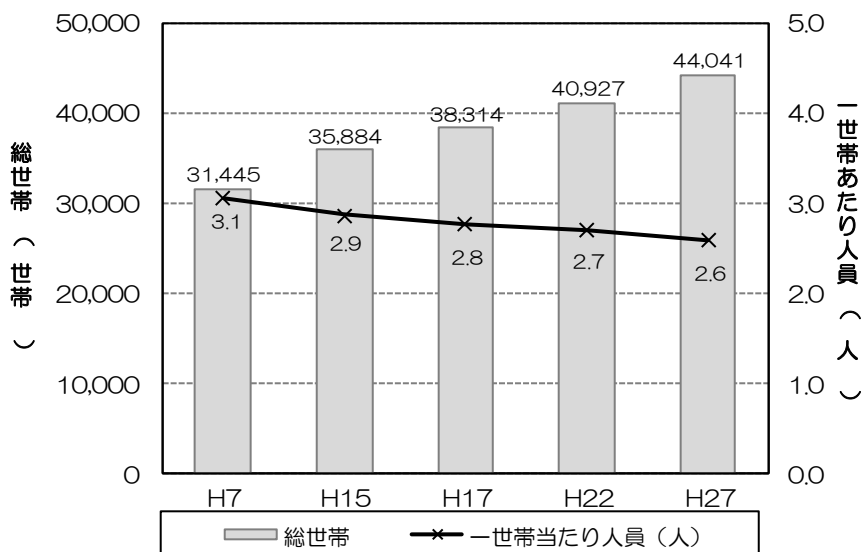


出典：1. 国立社会保障・人口問題研究所：『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年推計）
2. 浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」：国勢調査結果より

図 2-2-2 人口動態

2)世帯動態

世帯数は、平成 27（2015）年現在で 44,041 世帯となり、人口増加率を上回る伸びをみせていますが、世帯構成人数は減少しています。世帯数の増加と世帯人員の減少の要因は、単身世帯や大家族（3 世代世帯）からの分家と転入者による核家族世帯の増加によるものと考えられます。

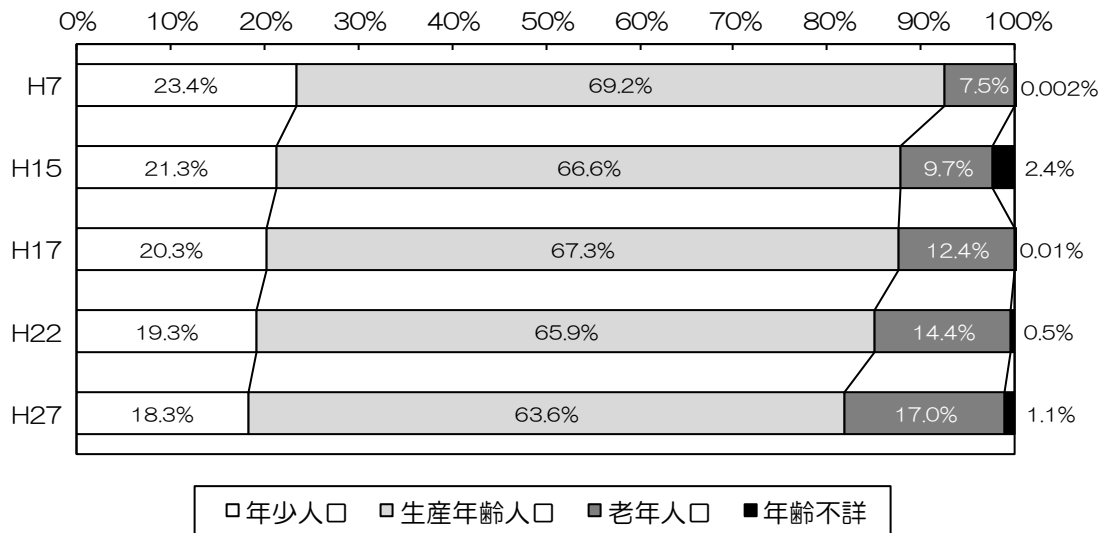


出典：浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」：国勢調査結果より

図 2-2-3 世帯動態

3)人口構成

年齢別人口構成比における老年人口（65歳以上）は、平成7（1995）年の7.5%から平成27（2015）年には17.0%と約10%増加しています。一方、年少人口（14歳以下）は、平成7（1995）年の23.4%から平成27（2015）年では18.3%と減少しています。このことから、本市においても少子高齢化へと進展しつつあることが窺えます。



※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

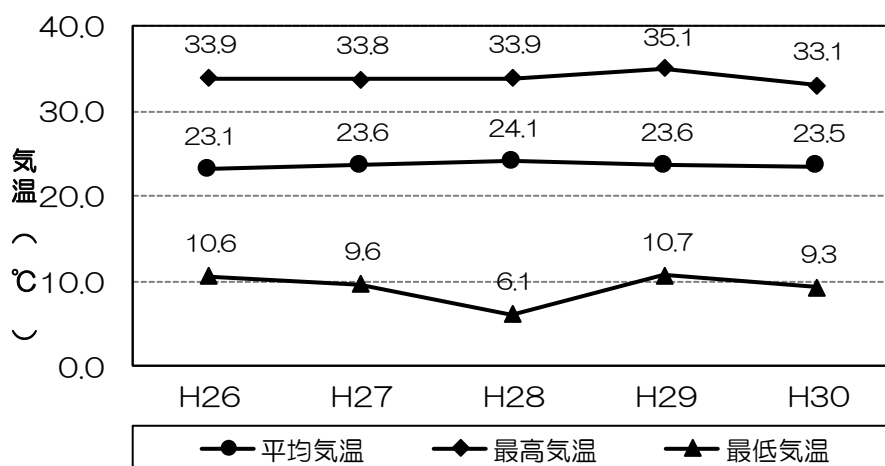
出典：浦添市「統計うらそえ（平成30年版）」：国勢調査結果より

図 2-2-4 人口構成

(3)気象・気候

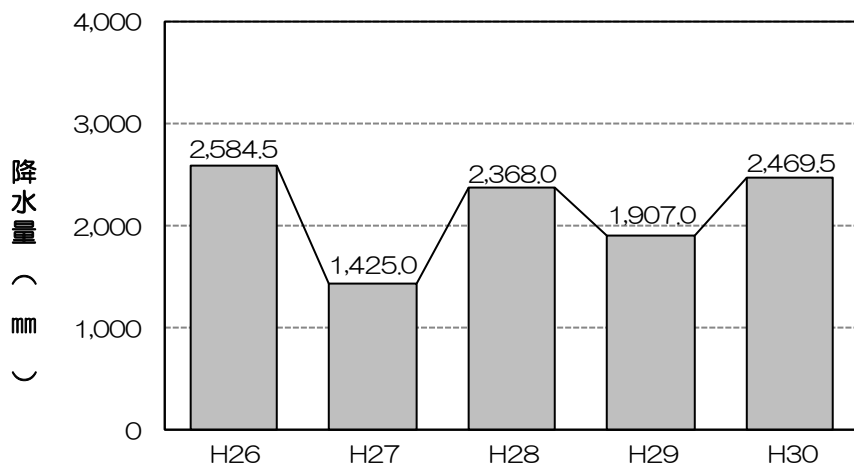
本市が位置する沖縄本島は、亜熱帯性海洋気候に属しており、1年を通して温暖な気候となっています。本市の過去5年間の気温の推移を見ると、平均気温は23℃前後、最高気温は34℃前後、最低気温は10℃前後となっています。

降雨量は、平成27(2015)年が1,425.0mmと少なく、平成26年が2,584.5mmと過去5年間で最も多くなっています。



出典：浦添市「統計うらそえ(平成30年版)」

図2-2-5 気温



出典：浦添市「統計うらそえ(平成30年版)」

図2-2-6 降雨量

(4)産業

1)産業就業人口

本市の平成 27 (2015) 年現在の就業人口は、46,104 人となっています。部門別産業就業者の割合を見ると、第3次産業が全体の 75.7%、次いで第2次産業が 13.1%、第1次産業が 0.4%の順でそれぞれ占めています。

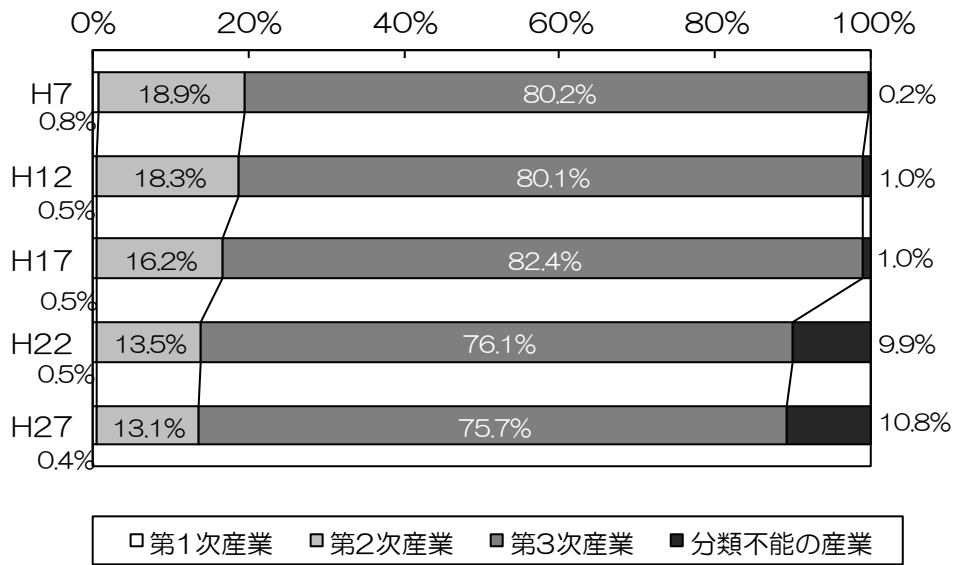
平成 7 (1995) 年から平成 27 (2015) 年にかけての産業 3 分類の推移を見ると、第1次産業、第2次産業と第3次産業とも就業人口の割合は減少傾向にあり、第3次産業は平成 17 (2005) 年をピークに減少傾向を示しています。

表 2-2-1 産業 15 分類

分類		H27	
		人数	割合
第1次産業	農業	136	0.3%
	林業	3	0.01%
	漁業	51	0.1%
	小計	190	0.4%
第2次産業	鉱業	9	0.02%
	建設業	3,820	8.3%
	製造業	2,230	4.8%
	小計	6,059	13.1%
第3次産業	電気・ガス・水道業	328	0.7%
	情報通信・運輸業	3,714	8.1%
	卸売・小売業	7,334	15.9%
	宿泊・飲食業	2,816	6.1%
	金融・保険業	1,186	2.6%
	不動産業	1,101	2.4%
	教育・学習支援	2,446	5.3%
	医療・福祉	6,220	13.5%
	サービス業	7,698	16.7%
	公務	2,053	4.5%
	小計	34,896	75.7%
分類不能の産業		4,959	10.8%
合計		46,104	100.0%

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

出典：浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」：国勢調査結果より



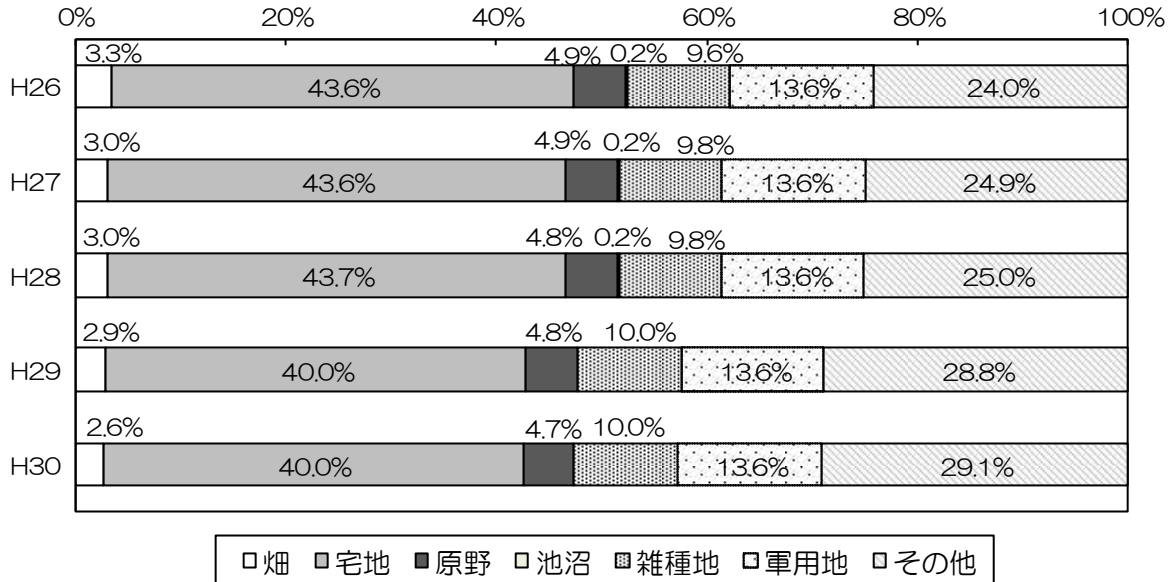
※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

出典：浦添市「統計うらそえ（平成30年版）」：国勢調査結果より

図 2-2-7 産業3分類の推移

(5)土地利用

本市の土地利用状況は宅地が年々減少しており、平成 30（2018）年の宅地面積は全体の40%を占めています。



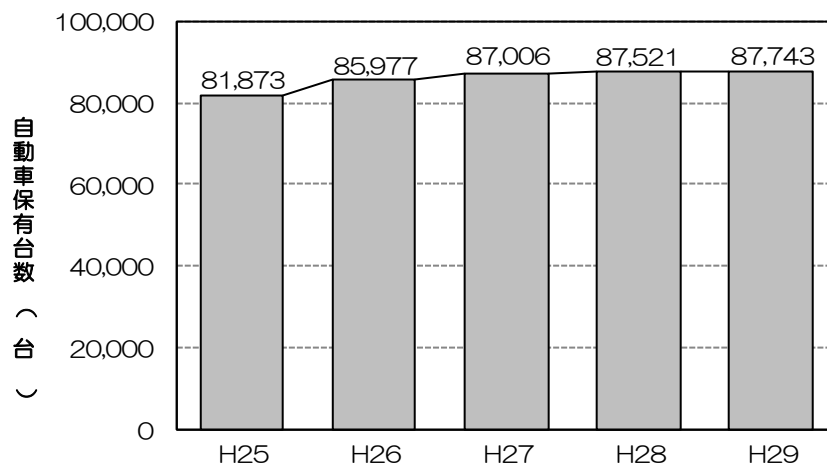
※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

出典：浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」

図 2-2-8 土地利用の推移（地目別）

(6)交通

本市の自動車保有台数は、平成 29（2017）年現在 87,743 台で、平成 25 年から年々微増しています。



出典：沖縄総合事務局運輸部「業務概況」（平成 26～30 年度版）

図 2-2-9 自動車保有台数の推移

2-3 自然環境の現況と課題

(1) 自然・水環境

1) 自然の概況と水の大循環

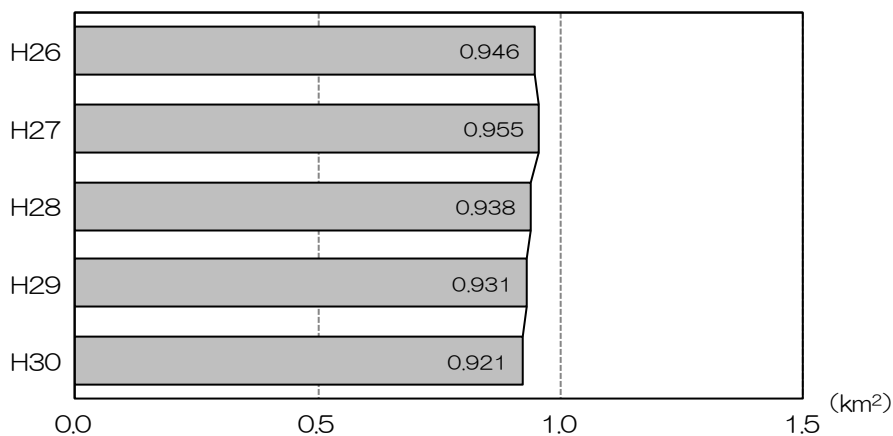
① 森林

本市には、国道 330 号より西側にはまとまった林地等はなく、東側に樹林や緑地が点在する程度です。また、山林原野も年々減少しており、自然環境の復活が課題となっています。



出典：「土地利用現況図」（沖縄県地図情報システムホームページ）

図 2-3-1 浦添市の林地等

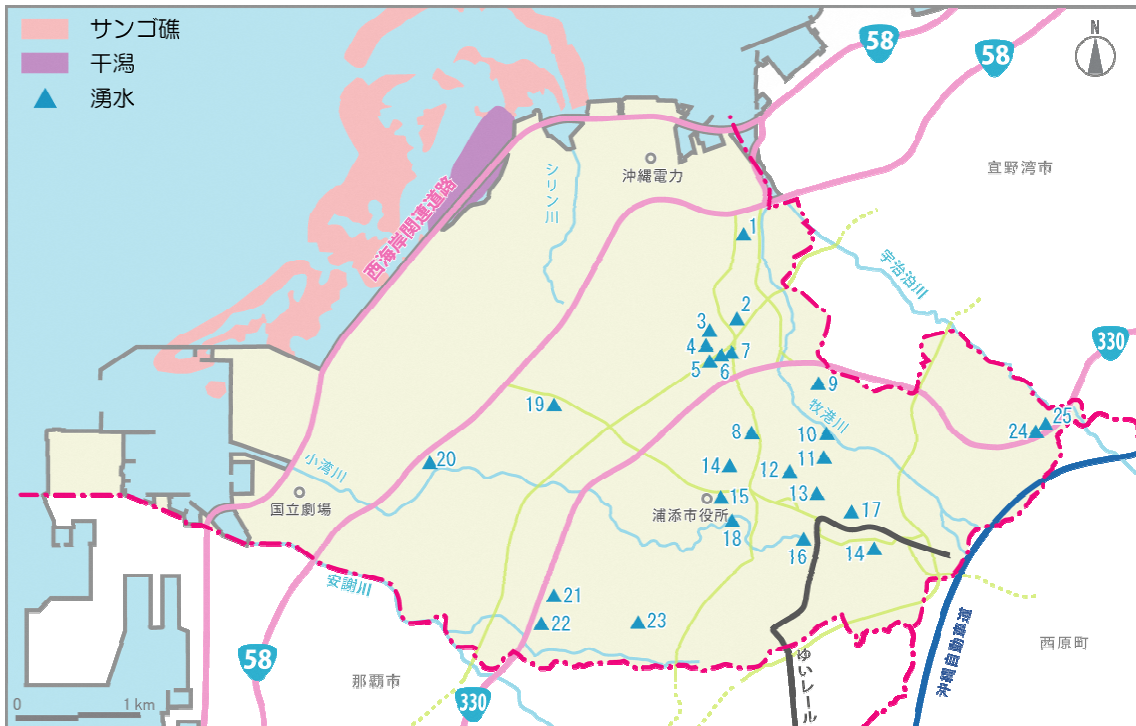


出典：浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」

図 2-3-2 山林原野（地目）の面積の推移

②海

本市の西側は東シナ海に面しており、自然の状態で残された海岸があり、港川地先には干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池（イノー）が広がっています。



出典・参考：1. 環境省「第5回 自然環境保全基礎調査」（1993～1999年）
 2. 浦添市文化財課資料
 3. 湧き水 fun 倶楽部「浦添の湧き水」（平成 25 年）

図 2-3-3 干潟・サンゴ礁と河川、湧水（▲印）の位置図

③河川

本市を流れる河川は、全長約3～5km、幅員約50～90mの小規模クラスの安謝川、小湾川、牧港川で、そのいずれも本市の東高台地域を上流として西側に流れ、東シナ海にゆるやかに注いでいます。

表 2-3-1 河川（二級河川）の分布

区分	安謝川	小湾川	牧港川
流路延長（m）	5,200	4,300	3,300
流域面積（km ² ）	8.10	4.83	15.17

出典：浦添市「統計うらそえ（平成 30 年版）」

④地下水(湧水)

本市には、島尻層群である泥岩(クチャ)等の不透水層の上に、空隙が多く透水性のよい琉球石灰岩に覆われた地層が広く分布しています。このため、地下水(湧水)の表出する場所がいくつも見られます。

表 2-3-2 主な湧水

No.	湧水名	No.	湧水名	No.	湧水名
1	牧港ガー(牧港)	10	当山ガー(当山)	19	前又井泉(屋富祖)
2	立津ガー(牧港)	11	ウフカー(当山)	20	仲西ガー(仲西)
3	ニーヌファーヌカー(伊祖)	12	仲間樋川(仲間)	21	沢岬樋川(沢岬)
4	クシヌカー(伊祖)	13	ユムチガー(仲間)	22	ハンタガー(沢岬)
5	メーヌカー(伊祖)	14	安波茶樋川(安波茶)	23	イリヌカー(沢岬)
6	伊波ガー(伊祖)	15	メーヌカー(安波茶)	24	西原東ガー(西原)
7	上ヌカー(伊祖)	16	井の大人川(前田)	25	西原洗濯ガー(西原)
8	アトゥガー(仲間)	17	山川ガー(前田)		
9	ソーシガー(当山)	18	赤皿ガー(安波茶)		

注) No.は、図 2-3-3 の湧水(▲印)を示す。

参考：浦添市文化財課資料

湧き水 fun 倶楽部「浦添の湧き水」(平成 25 年)

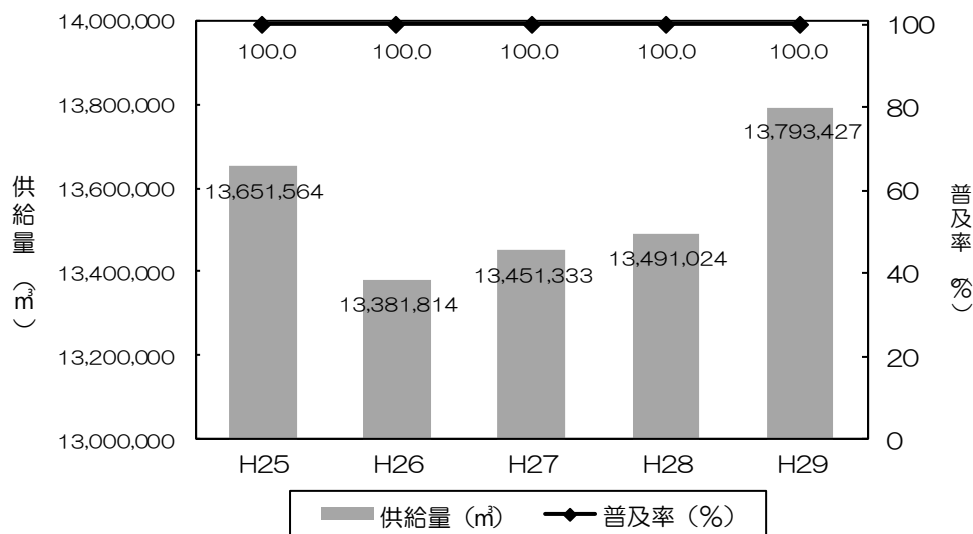
2)都市の中の水の流れ

①上水道

本市の上水道は、沖縄本島の他市町村と同様に、中北部のダムや河川等を水源とし、県企業局管理の北谷浄水場と西原浄水場から送水されています。

本市の給水普及率は 100%となっています。

水質管理は、毎年度策定している「水質検査計画」に基づいて行われ、水道水の安全性を確認しています。



出典：浦添市「統計うらそえ(平成 30 年版)」

図 2-3-4 給水量、普及率の推移

②公共下水道

本市の公共下水道は分流式で、雨水は川や海に直接放流されています。公共下水道に接続された家庭や事業所からの汚水は、県の下水処理場（浄化センター）で処理されています。公共下水道未接続の家庭等の汚水は、浄化槽で処理した後、川に放流されています。しかし、浄化槽が適切に管理されていないと汚水が河川へ流入し水質汚濁の原因となることがあります。

3)市の水環境に関する事業

「水源地交流事業」により植林したどんぐりの木を育成し、水源地の保全に寄与しています。

また、「市道の透水性舗装の整備の促進」として市道の透水性舗装の整備に努めています。

【水環境に対する課題】

- 大規模の森林は無く、水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林の保全・維持と新たな造林を推進していく必要があります。
- 各所に見られる湧水が、貴重な水源と水循環の一端を担っています。周辺環境の改変や維持管理の不十分さから湧水の保全が懸念されており、保全・維持のための措置が必要です。
- 現行の給水普及率は100%で極めて良好です。人口は、今後も増加傾向にあることから、現状維持が図られるよう、水源の確保と施設の適正管理や適正使用を推進する必要があります。
- 水質保全の意識を高め、行政の取組だけでなく、各家庭（個人）の意識改革が必要です。

(2)生態系と動植物

1)植生図

本市に分布する植生を下図に示します。牧港川流域にナガミボチョウジ-ヤブニッケイ群落は分布しています。

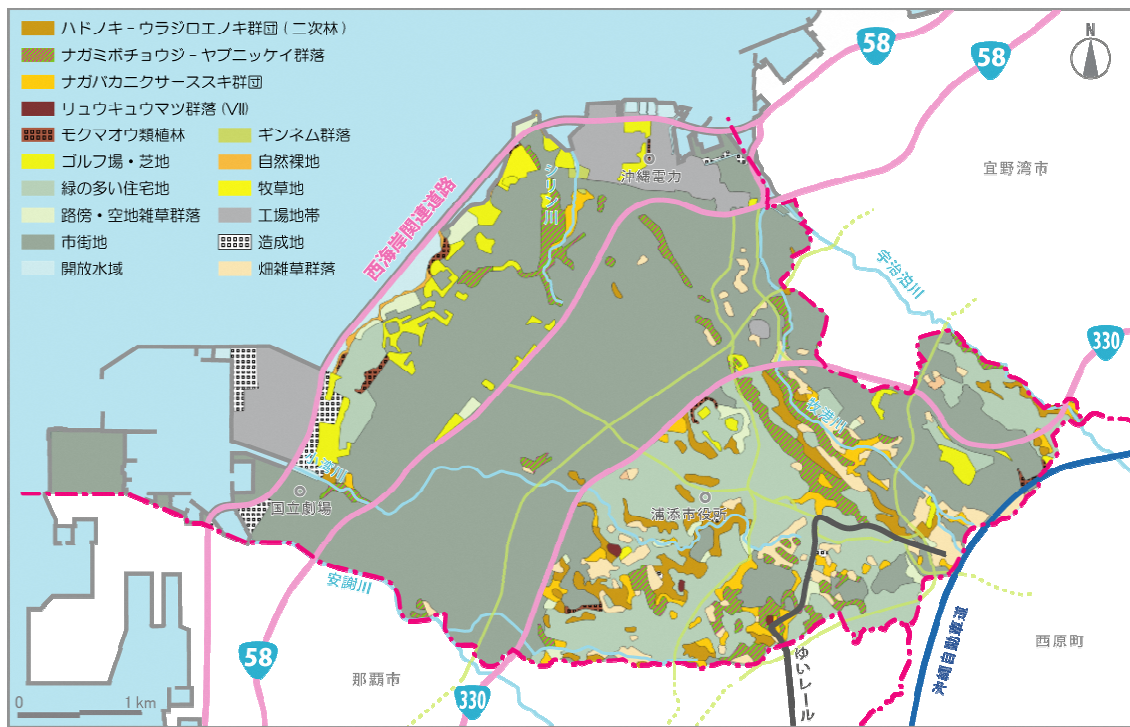
南東部に分布する畑雑草群落周辺は、多種多様な動植物の生息・生育環境となっており、今後も動植物の生物多様性を確保するため、環境保全機能を維持した農業の振興が必要です。



ナガミボチョウジ



ヤブニッケイ



出典：環境省「第6・7回 自然環境保全基礎調査」(1999、2012、2013年～)

図 2-3-5 植生図

2)動植物の生息状況

本市で主に見られる動植物を以下に示します。

本市で主に見られる植物としては、アカギやガジュマル等、また、動物では、哺乳類のオリオオコウモリ、鳥類のキジバトやサシバ、魚類のルリスズメダイ、昆虫のクマゼミ等、多種多様な動植物を見ることができます。

近年、問題となっている移入生物や帰化生物といった外来生物については、本市においても生息が確認されています。外来生物は、在来の生物に対して悪影響を及ぼす原因となっています。動物の哺乳類では、ジャワマングースが在来の野生生物を捕食し、希少種を絶滅させてしまう恐れがあります。魚類では、グッピーやティラピア等、繁殖力の高い外来生物が多く生息し、在来魚の生活を脅かしています。

①主に見られる植物

表 2-3-3 主に見られる植物

植物	アカギ、アコウ、 アメリカハマグルマ 、オオバギ、ガジュマル、 ギンネム 、 ムラサキカタバミ を含む193種
----	--

注) 太字は、外来種を示す。

出典：浦添市環境保全課「浦添市環境マップ（冊子版）」（2016年（平成28年）3月）

②主に見られる動物

表 2-3-4 主に見られる動物

哺乳類	オリオオコウモリ、ジャコウネズミ、 ジャワマングース 、ワタセジネズミの4種
鳥類	キジバト、サシバ、 シマキンパラ 、 シロガシラ 、スズメ、ツミを含む46種
爬虫類	アカマタ、 チュウゴクスッポン 、ハブ、ホオグロヤモリ、 ミシシippアカミミガメ を含む13種
両生類	オキナワアオガエル、 シロアゴガエル 、ヌマガエルを含む5種
魚類	グッピー 、 ナイルティラピア 、ハリセンボン、ミナミトビハゼ、ルリスズメダイを含む45種
甲殻類	アメリカザリガニ 、オカヤドカリ、ヒメシオマネキ、ミナミテナガエビ、リュウキュウシオマネキを含む47種
昆虫類	アオスジアゲハ、アカナガイトトンボ、イワカワシジミ、 イチジクカミキリ 、クマゼミ、 クロボシセセリ 、 セイヨウミツバチ を含む103種
陸生貝類	アオミオカタニシ、 アフリカマイマイ 、オキナワウスカワマイマイを含む12種
水生貝類	アンボイナ、カワニナ、 タイワンシジミ を含む33種

注) 太字は、外来種を示す。

出典：浦添市環境保全課「浦添市環境マップ（冊子版）」（2016年（平成28年）3月）

3)市の生態系に関する事業

海域環境の改変による影響から港川地先に広がるサンゴ礁生態系を保全するため、水質汚濁や不法投棄の監視を行っています。外来生物対策を推進するため、関係機関と連携し、「外来生物による被害の防止」、「外来生物の適正な飼育に関する情報発信」、「外来生物の現状に関する情報発信」を行っています。また、浦添市西海岸のシンボルである「カーミージー（空寿崎）」周辺の海は、生き物が少なくなってきており、2018年の西海岸関連道路の開通に伴い、海の利用者が増大し、さらなる環境の変化が懸念されています。そのため、この海を、自然を保全しながら活用する「里浜」と位置付け、里浜を保全し、みんなの憩いの場として活用し、協働のまちづくりに寄与することを目的に、2017年に「浦添里浜の保全及び活用の促進に関する条例」を制定（2018年4月施行）し、2018年に「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン」を策定しました。その他、本市の自然環境や生物、土地利用、文化財・史跡等の環境資源を「浦添市環境マップ」にまとめています。環境マップには、下記の地域に生息する生き物の状況を調査して掲載しており、環境教育の教材や情報提供等に活用しながら、生物多様性の社会への浸透を図っています。

【環境マップ掲載地域】

シリン川、浦添大公園、市立図書館・社会福祉センター周辺、浦添城跡周辺、小湾川上流・中流・下流、内間西公園、空寿崎、牧港川、クニンドーの森公園、伊祖公園

また、ミカンコミバエの防除対策（農業振興事業）を実施しています。

4)市民会議の意見

第1期計画策定時の市民会議では、陸・海の貴重な自然が危機にさらされており、それぞれの状態に応じた保全が必要であるとの意見が出されています。

【生態系と動植物に対する課題】

- 浦添大公園周辺等で、本市を代表する森林生態系が形成されています。基盤となる樹林の保全や回復を推進し、良好な森林生態系を維持・向上させていく必要があります。
- さらに、市域の生態系を豊かにするためには、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを進め、広域的な森林生態系の創出を図る必要があります。
- 安謝川、小湾川、牧港川、シリソ川等が主要な水辺の生態系を形成しています。水質汚濁や水量の確保、河川構造及び周辺環境の改変等の問題から、良好な水辺の生態系の維持が懸念されます。良好な水辺の生態系の回復と保全対策を講じる必要があります。
- 港川地先のサンゴ礁は、海域生態系の重要な場所となっています。基盤のサンゴ礁の保全を維持するとともに、周辺環境の改変や水質及び流況等の環境変化に留意する必要があります。
- カーミージー周辺等の西海岸には、多様な生物の生息する貴重な自然環境を有していることから、里浜づくりを推進し、貴重な自然環境を残していく必要があります。
- カーミージーを含む周辺一帯は、「栗石」と呼ばれる岩石が分布することで知られ、地質学の学術名称「マチナト（牧港）石灰岩」の由来の場所となっている。さらにカーミージーは、沖縄における海岸石灰岩特有の典型的な植生を呈しており、小島という閉鎖的環境の植物相を観察する上で大変貴重である。地質学上・植物学上、大切な場所であり、後世にわたり現状保存を図っていく必要があります。
- 森林、河川、海域等には貴重な動植物が生育・生息しています。これらの保護・保全と、さらに豊かにするための生息環境の再生を図る必要があります。
- 良好な生態系の保全・維持には動植物等の生息状況やその基盤との関係を把握する必要があります。実態調査を行うとともに、調査結果に基づく適切な保全対策を講じる必要があります。
- 野生動植物の生態系に対して悪影響を及ぼす外来生物対策の検討・推進が必要です。
- 多様な生物の生息・生育環境となっている畑雑草群落等は、生物多様性を確保するため、環境に配慮した農林水産業を推進し、環境保全機能の維持を図っていく必要があります。
- 野生生物を保護するため、外来生物の適正な飼育に関する情報発信や現状に関する情報発信等を関係機関と連携し、外来生物対策を図っていく必要があります。

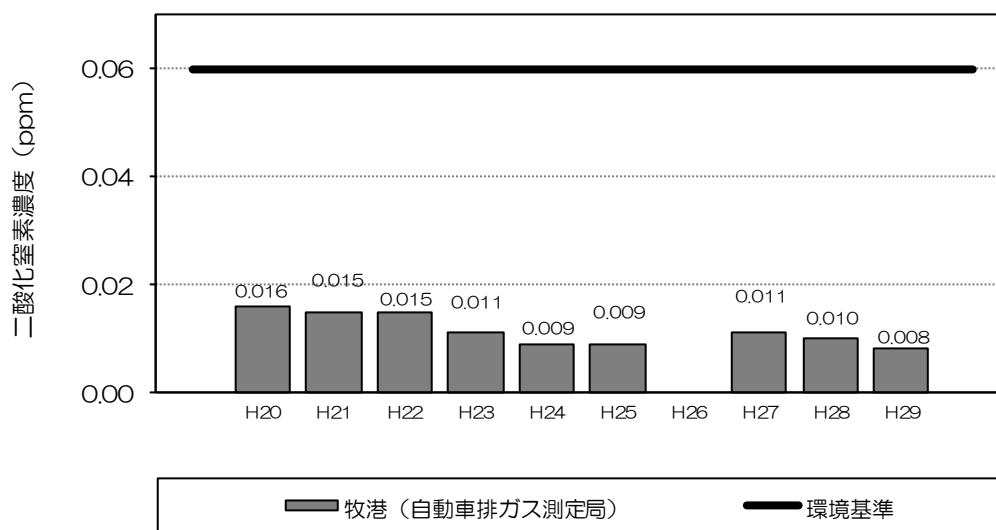
2-4 生活環境の現況と課題

(1) 大気汚染

1) 二酸化窒素濃度の年平均値の推移と環境基準達成状況

健康影響で主に呼吸器系統への影響が知られている二酸化窒素濃度については、牧港測定局で環境基準の0.06ppmを達成しています。

【参考】 二酸化窒素の環境基準：1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下



注) 牧港測定局は平成26年度の測定を停止

出典：沖縄県「平成30年度版 環境白書」(平成31年3月)

図2-4-1 二酸化窒素濃度の年平均の推移と環境基準達成状況



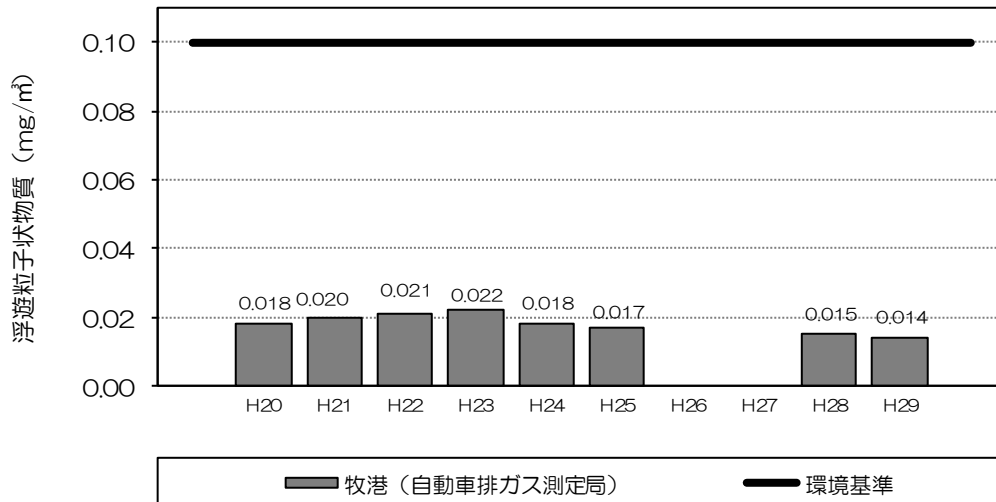
出典：沖縄県「平成30年度版 環境白書」(平成31年3月)

図2-4-2 大気汚染状況の常時監視測定局

2) 浮遊粒子状物質の年平均値の推移と環境基準達成状況

浮遊粒子状物質は、牧港測定局で環境基準の $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を達成しており、現状維持が望まれます。

【参考】 浮遊粒子状物質の環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。



注) 牧港測定局は平成 26～27 年度の測定を停止

出典：沖縄県「平成 30 年度版 環境白書」(平成 31 年 3 月)

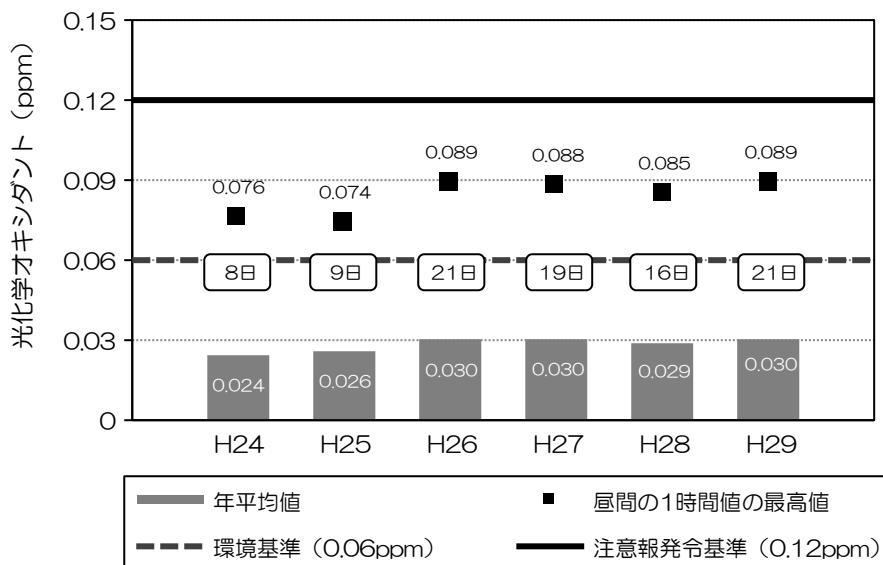
図 2-4-3 浮遊粒子状物質の年平均の推移と環境基準達成状況

3)光化学オキシダントの年平均値の推移と環境基準達成状況(那覇測定局)

光化学オキシダントは、工場・事業場から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。

光化学オキシダントの測定は、浦添市近辺では那覇市内の測定局（一般）で実施しており、平成 29 年度における大気汚染に係る環境基準（1 時間値 0.06ppm 以下）は未達成で、環境基準を超過した日数は 21 日でした。なお、大気汚染防止法に基づく注意報発令基準（0.12ppm）を超えることはありませんでした。

大気汚染に係る環境基準の超過の一因として、大陸からの移流による影響が指摘されています。



注) 表中の日数は昼間の1時間値が環境基準を超えた日数
 出典：沖縄県「平成 30 年度版 環境白書」(平成 31 年 3 月)

図 2-4-4 光化学オキシダントの年平均値の推移と環境基準達成状況

4)大気汚染に関する公害苦情等

大気汚染に関する本市の公害苦情件数は、平成30年度で6件となっています。苦情の発生源は、建設工事関係の粉じんによるものがほとんどを占めています。

なお、大気汚染防止法では、アスベストを発生させる特定粉じん発生施設や特定粉じん排出等作業（吹付石綿等の除去・囲い込み・封じ込め）についての作業基準等が定められています。

5)市の大気汚染の防止に関する事業

クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラーは、周辺環境に影響を与えないよう排ガス対策を行い、排煙に含まれる硫化酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の「ばい煙」を除去しています。特に、クリーンセンターの焼却炉はダイオキシン類対策のため、高度な燃焼管理によりその発生を抑制しています。

これらの排ガスは定期的に検査を行い、排ガスの監視を行っています。

【大気汚染に対する課題】

- 二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の項目については、環境基準を満たしています。光化学オキシダント項目については要注意の評価であり、監視が必要です。
- 大気汚染に関する公害苦情は、建設工事関係の粉じんによる苦情が多いことから、近隣環境への配慮と対策が求められます。特に、アスベストを発生する恐れのある場所では、関係機関と協力して近隣環境への配慮が必要です。
- クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラー施設の排ガス監視は、今後とも引き続き現行体制の維持が必要です。

(2)水質汚濁

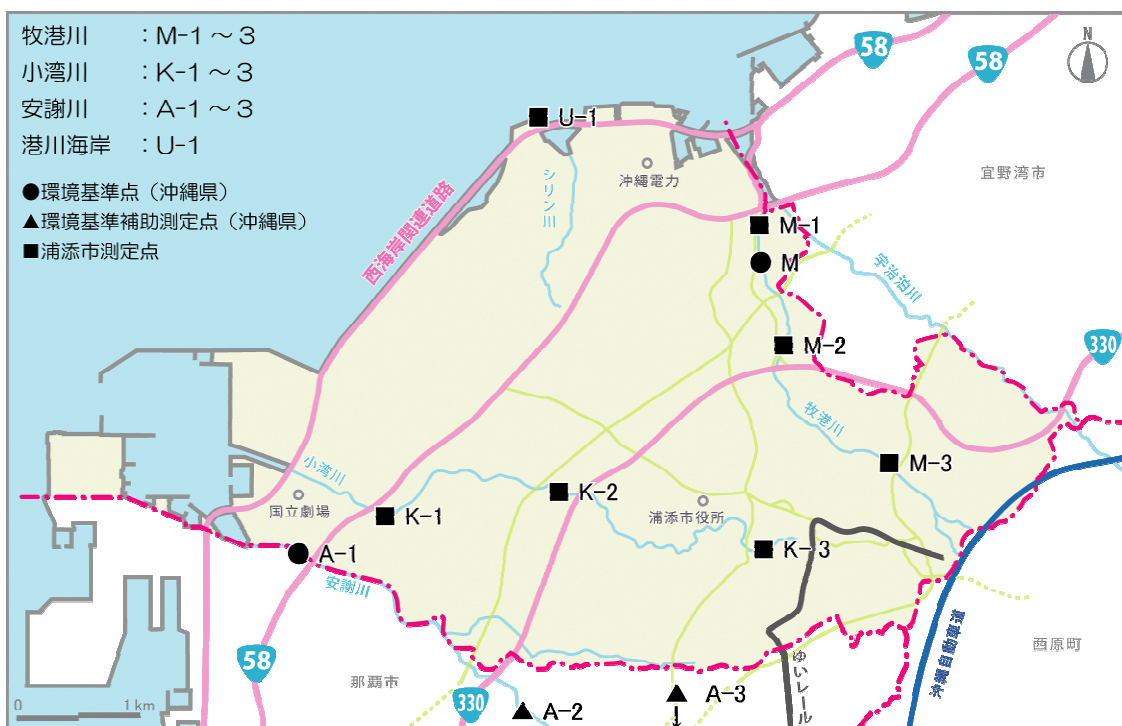
1)河川の水質と環境基準の達成状況

安謝川水域は水質汚濁に係る環境基準に基づく河川のC類型に指定され、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目の中で有機性汚濁を示すBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準（BOD75%値：5.0mg/ℓ）については、平成21年度以降、全ての地点で環境基準を達成しています。

牧港川水域は水質汚濁に係る環境基準に基づく河川のC類型に指定され、「生活環境の保全に関する環境基準」のBODについては、上流の測定点（M-3）を除く地点で環境基準を達成しています。

小湾川水域は水質汚濁に係る環境基準に基づく河川の類型の指定はなく、「生活環境の保全に関する環境基準」の設定はありませんが、平成20年度以降、全ての地点でC類型相当の水質を維持しています。

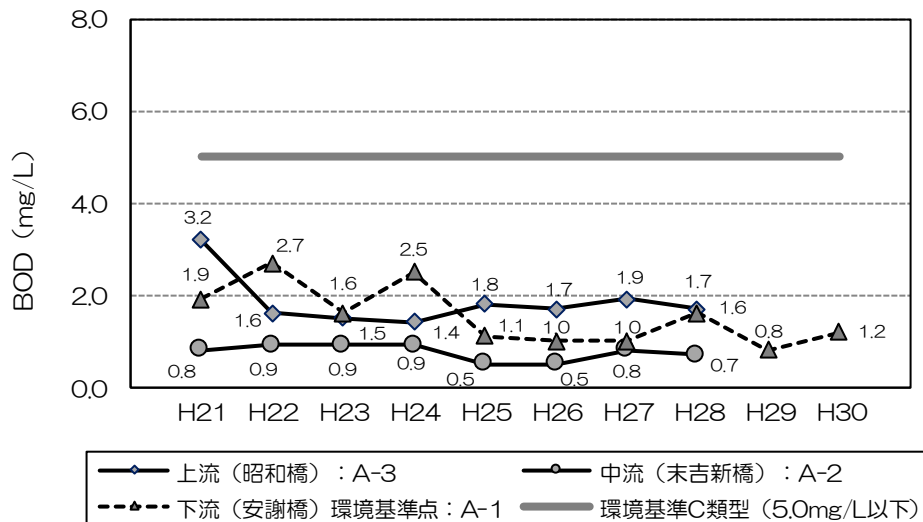
河川の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水の流入が考えられます。牧港川の上流のBODは減少傾向にありますが、環境基準値を超える値で推移しています。このことから、市域を越えた流域としての広域的な連携による水質汚濁防止対策が必要です。



出典：沖縄県環境部「平成28年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（平成30年12月）
浦添市環境保全課資料

図 2-4-5 水質調査測定点

①安謝川



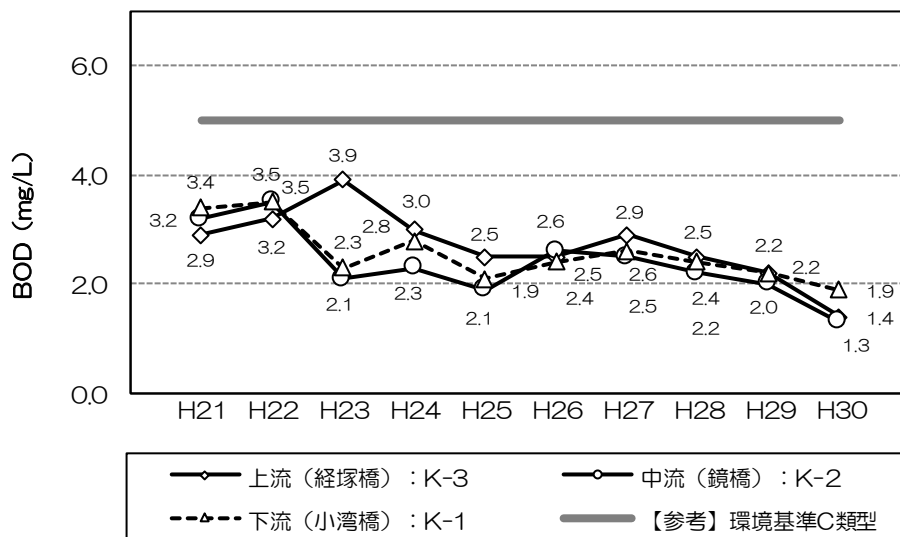
注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典：1. 沖縄県環境部「水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（平成 18～28 年度）

2. 沖縄県環境部「水質測定結果 速報値（公共用水域及び地下水）」（平成 29 年度、平成 30 年度）

図 2-4-6 安謝川の水質と環境基準達成状況

②小湾川

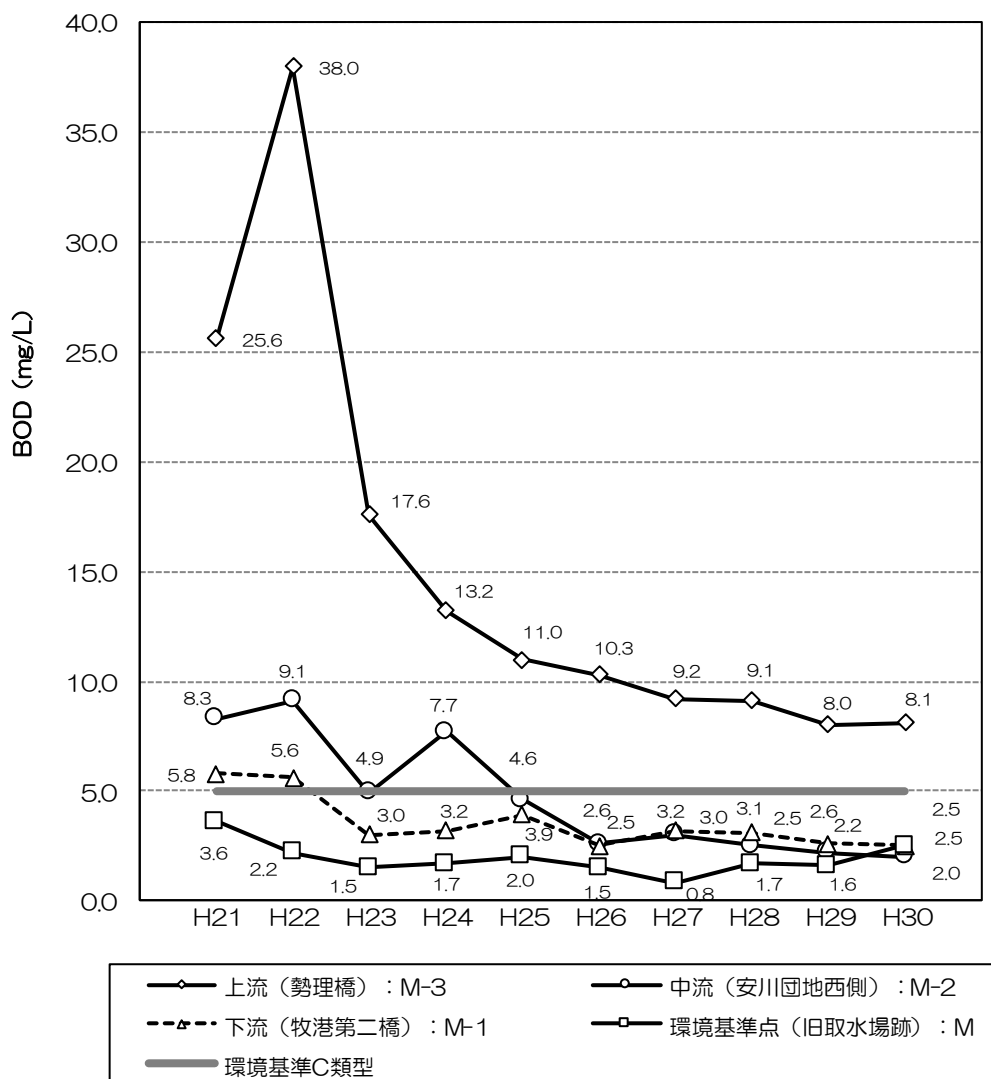


注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典：浦添市環境保全課資料

図 2-4-7 小湾川の水質と環境基準達成状況

③牧港川



注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典：1. 沖縄県環境部「水質測定結果 (公共用水域及び地下水)」(平成 21～28 年度)

2. 沖縄県環境部「水質測定結果 速報値 (公共用水域及び地下水)」(平成 29 年度、平成 30 年度)

3. 浦添市環境保全課資料

図 2-4-8 牧港川の水質と環境基準達成状況

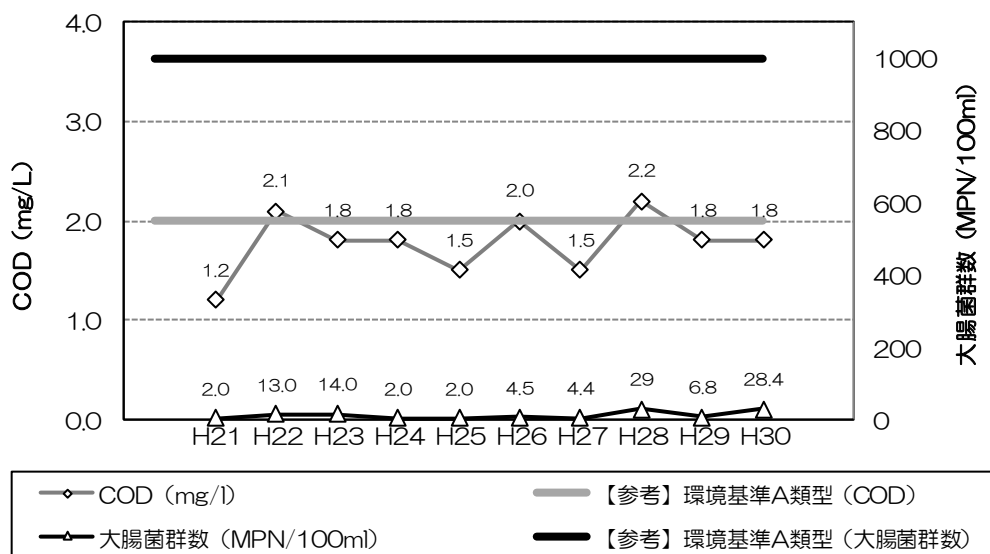
2) 海域(港川海岸)の水質と環境基準の達成状況

港川海岸を含む海域は水質汚濁に係る環境基準に基づく海域の類型指定はなく、生活環境の保全に関する環境基準の設定はありません。当該地域を水質汚濁に係る環境基準に基づく A 類型として評価すると、COD（化学的酸素要求量）は基準値と同水準で、大腸菌群数は基準値以下となっています。

【参考】水質汚濁に係る環境基準（海域）

A 類型（水浴・自然環境保全・水産 1 級）

COD（化学的酸素要求量）：2mg/ℓ以下、大腸菌群数：1,000MPN/100ml以下、油分（n-ヘキサン抽出物）（mg/ℓ）：検出されないこと



出典：浦添市環境保全課資料

図 2-4-9 港川海岸の水質と環境基準の達成状況

3) 赤土等

市内の土壌は、島尻マージ、ジャーガル、沖積土壌に分けられます。

自然条件下で植物被覆があると土壌は侵食されず、赤土等の流出はほとんど発生しません。しかし、自然災害や人為的な行為により植物被覆が取り除かれて裸地が出現すると、降雨によって土壌侵食が発生し、河川・海域に赤土等が流出するようになります。

沖縄県では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から土壌が流出し、問題となったことから、開発現場等からの流出を防止するため、平成6年に沖縄県赤土等流出防止条例を制定し、翌平成7年から施行しています。

赤土等が流出すると、河川の自然浄化機能の低下や、イノーに堆積しサンゴ礁へ悪影響を与える可能性があり、赤土等の流出を防止する必要があります。

4)市の水質に関する事業

特定事業所ごとに水質検査を行い、事業所に対し規制及び汚水負荷低減の指導を行っています。また、雨水幹線の監視のため水質検査も行っています。公共用水域の水質の保全については、市域外からの高負荷の汚濁水流入に対する行政間の連携と対策が必要です。

5)市民会議の意見

第1期計画策定時の市民会議では、河川の水質が悪いことから、水質浄化に向けて市民、事業者、行政が一体となって、排水処理、ごみ投棄、水源・水量の保全等の対策を講じる必要があるとの意見が出されています。

【水質汚濁に対する課題】

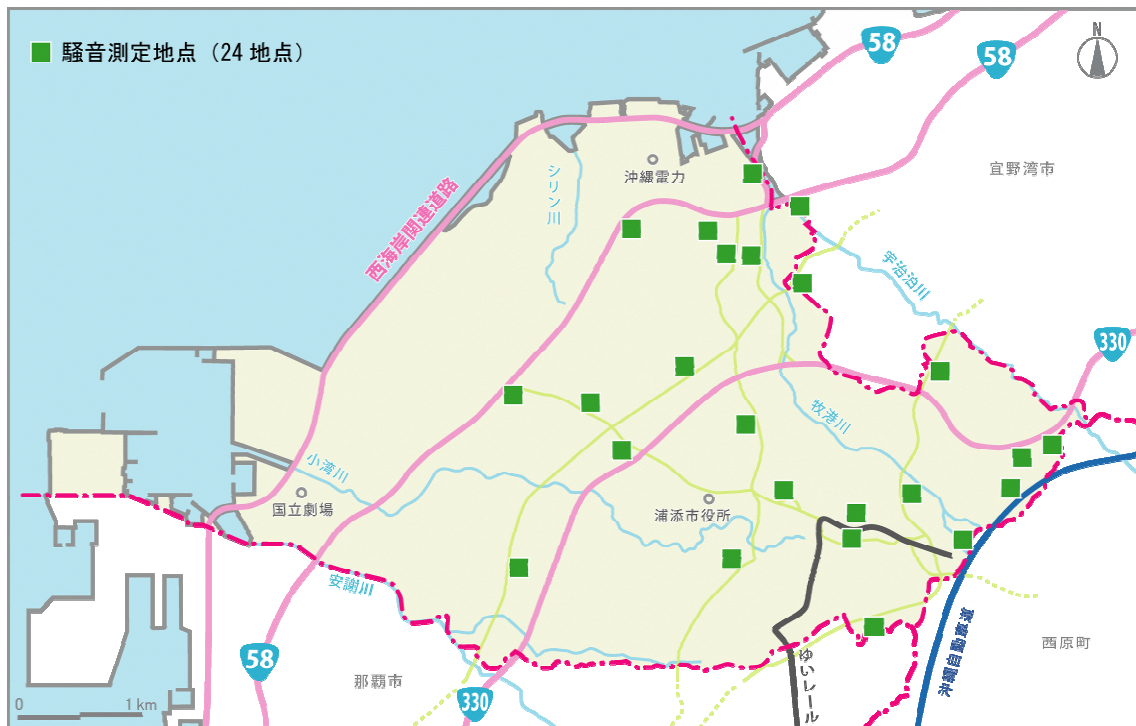
- 安謝川と小湾川は、目安となる環境基準と比較して良好な状態を維持していますが、牧港川の上流は未達成で良好な水環境ではありません。主な原因は、事業所や家庭からの排水が原因になっていると思われることから、排水の適正処理対策を講じ、河川水の水質改善を図り、健全な水循環を回復する必要があります。
- 河川へのごみの不法投棄は、水質汚濁の一因にもなっていることから、ごみの不法投棄対策を講じる必要があります。
- 港川海岸を含む海域は水質汚濁に係る環境基準に基づく海域の類型指定はなく、「生活環境の保全に関する環境基準」の設定はありませんが、A 類型基準値相当の水質を維持しています。水質を維持するため事業所・生活排水処理対策を推進し、河川・海域の水質汚濁防止に取り組む必要があります。
- 本市のみならず沖縄は海の恩恵を最大限に受けている地域です。海の汚染は地球規模での影響を生じる場合があることから、海域への汚染物質の流入や排出事故等が発生しないよう対策を講じる必要があります。
- 赤土等の流出は、河川の自然浄化機能の低下や海のサンゴ礁への悪影響等が考えられるため、防止対策を講じる必要があります。

(3)騒音・振動

1)自動車騒音

本市を縦貫する国道 58 号と国道 330 号はきわめて多くの自動車が往来し、市街地内の道路にも大量の交通が流入しています。「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査(交通センサス)一般交通量調査(国土交通省)」によると、1日当たりの交通量は国道 58 号で 7 万 6 千台(仲西)、国道 330 号では 7 万 8 千台(沢岨)を超える状況が続いています。

本市においては、「浦添市自動車騒音常時監視実施計画」に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。



出典：浦添市環境保全課資料

図 2-4-10 自動車交通騒音測定箇所

2)航空機騒音

本市における航空機による騒音は、普天間飛行場を発着する米軍航空機から騒音が発生しています。「平成 29 年度 航空機騒音測定結果(平成 30 年 9 月 沖縄県環境部)」によると、Lden(時間帯補正等価騒音レベル)が牧港で 50dB、当山で 52dB となり、各地点とも環境基準の 57dB を達成していますが、1日当たりの騒音継続累積時間は、牧港が 6 分 16 秒、当山が 4 分 12 秒となっています。

監視測定を続けるとともに、騒音の軽減に向けた対策が必要です。

3)騒音に関する公害苦情

騒音に関する本市の公害苦情件数は、平成 30(2018)年度で 18 件となっています。騒音発生源は、建設工事関係のほか、工場からの騒音等様々です。

4)振動に関する公害苦情

振動に関する本市の公害苦情件数は、平成 30（2018）年度で2件となっています。振動発生源は、建設工事関係によるものとなっています。

5)市の騒音・振動に関する事業

「公害対策事業」として、交通騒音・航空機騒音等の状況を把握するため、騒音環境測定を実施しています。また、自動車における騒音・振動環境の改善を図り、工場・事業場等から発生する騒音・振動を事業者自身で抑制するための指導を行っています。

【騒音・振動に対する課題】

- 自動車騒音は、監視を続けるとともに、交通量の軽減等を図り、人と環境にやさしい交通を推進する必要があります。
- 米軍航空機騒音は、常時監視や騒音の軽減に向けた対策が必要です。
- 建設工事等による騒音・振動に対する苦情が多く発生していることから、解消に向けた対策が必要です。

(4)地下水汚染、悪臭

1)地下水の水質

県では、地下水の概況調査として地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内を6グループに分け、毎年1グループずつ、カドミウム等の28項目の有害物質（健康項目）について調査を行っています。概況調査で環境基準を超過した場合等は、基準を超過した井戸の継続監視調査を行っています。

表2-4-1は、当該調査で検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにホウ素の調査結果を示したものです。

過去の概況調査等において環境基準を超えるヒ素が検出されたため、当山及び屋富祖地内の事業用深井戸（数10m～300m）計2箇所が継続監視対象となっています。なお原因として自然由来のヒ素であることが分かっています。

表2-4-1 地下水の水質

単位: mg/L

調査種類	調査地区	項目(環境基準値)								
		ヒ素 (0.010以下)			硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10.00以下)			ホウ素 (1.00以下)		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
概況調査	牧港	不検出	不検出	-	3.01	-	-	0.02	-	-
継続監視 調査	屋富祖	0.120	0.100	0.096	-	-	-	-	-	-
	当山	0.007	0.037	0.035	-	-	-	-	-	-

注) 黄色の網掛けは、基準超過を示す。

出典: 沖縄県環境部「水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(平成27～28年度)

沖縄県環境部「水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(平成29年度 概要版)

2)悪臭

悪臭に対する本市の公害苦情件数は、平成30(2018)年度で9件となっています。主な発生源は、浄化槽の管理不足、汚水の漏えい、飲食店からのにおい等となっています。

【悪臭、地下水汚染に対する課題】

- 悪臭は、浄化槽や汚水等に由来するものの他、様々な理由で発生しています。発生源に合わせて解消に向けた対策が必要です。
- 悪臭については、適正な排水処理の指導と推進が必要です。
- 現行では、土壌及び地下水ともに人為的原因による汚染は発生していません。今後とも監視を続け、予防に努める必要があります。

(5)化学物質

化学物質は、製品の生産、使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があります。

ダイオキシン類の発生状況の調査・監視、PRTR 制度「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づいた化学物質の環境への排出量の把握を行うことで、人の健康や生態系に及ぼす影響の度合い（環境リスク）を把握しています。

ダイオキシン類の環境調査は、大気、水質、土壌等の測定調査を実施しており、「環境白書（平成 27 年度報告）（平成 29 年 3 月 沖縄県環境部）」によると、平成 27（2015）年における市内の調査地点は立津ガー（地下水）、浦添運動公園と内間東公園、浦添市産業振興センター結の街（土壌）で、4 地点とも環境基準を満たしています。

市内公共施設における除草剤の残留調査では、平成 30 年度に調査した 12 地点の全てで環境基準を満たしています。

PRTR 制度による市内の化学物質排出量の 5 年間の推移を見ると、排出・移動量合計は年々増加傾向にあります。また、大気への排出量は増加傾向にありますが、平成 29（2017）年度には減少に転じました。

化学物質の排出は、光化学スモッグ等への影響が考えられるため、排出量の減少対策を推進する必要があります。

表 2-4-2 PRTR 法対象化学物質の排出先別 排出量・移動量一覧

		届出数	大気	水域	土壌	埋立	排出量 合計	下水道	廃棄物	移動量 合計	排出・移動量 合計
2013 (H25)	(kg)	19	9,364	1	0	0	9,365	0	650	650	10,015
	(%)	-	93.5	0.0	0.0	0.0	93.5	0.0	6.5	6.5	100.0
2014 (H26)	(kg)	18	10,208	0	0	0	10,208	0	0	0	10,208
	(%)	-	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
2015 (H27)	(kg)	18	10,929	0	0	0	10,929	0	2,300	2,300	13,229
	(%)	-	82.6	0.0	0.0	0.0	82.6	0.0	17.4	17.4	100.0
2016 (H28)	(kg)	18	11,885	0	0	0	11,885	0	19,038	19,038	30,923
	(%)	-	38.4	0.0	0.0	0.0	38.4	0.0	61.6	61.6	100.0
2017 (H29)	(kg)	16	10,566	0	0	0	10,566	0	750,035	750,035	760,601
	(%)	-	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	98.6	98.6	100.0

出典：環境省「PRTR けんさくん（PRTR データ分析システム）」（平成 29 年度）

【化学物質に対する課題】

○PRTR 法対象化学物質の排出・移動量は、廃棄物の移動量が増加傾向にあり、移動量の減少対策を推進する必要があります。

○市内公共施設における除草剤の残留調査では、調査した 12 地点の全てで環境基準を満たしており、化学物質を適正に使用する必要があります。

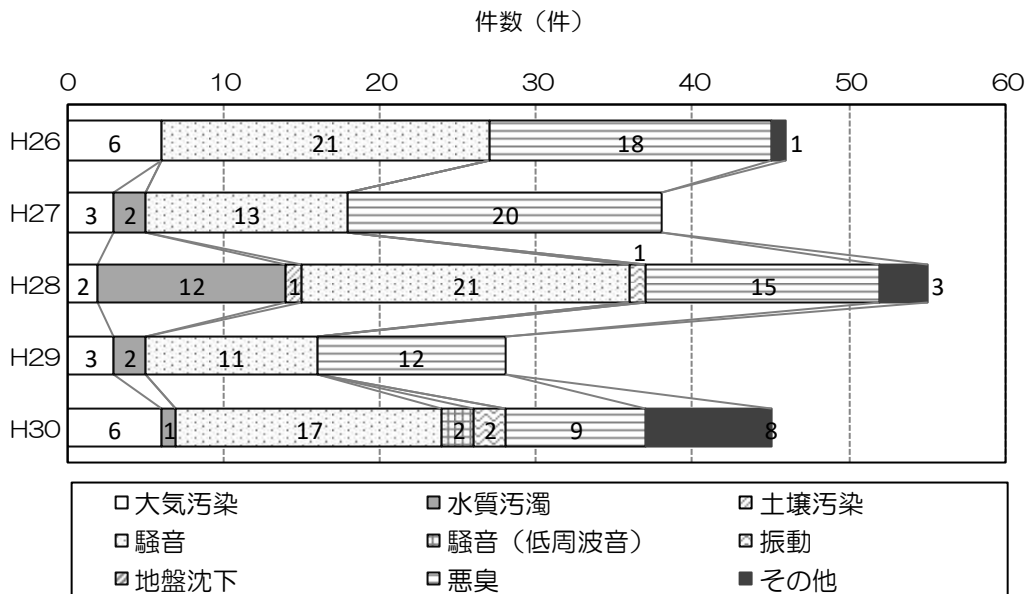
(6)都市生活型公害

1)公害苦情処理件数の推移

公害苦情処理件数は、増減を繰り返しており、平成 30（2018）年度には総計 45 件の公害苦情がありました。その中でも上位を占めている分野は、騒音です。

表 2-4-3 公害苦情の主な発生源

区分	主な発生源
大気汚染	建設工事関係の粉じん
水質汚濁	生活排水の垂れ流し
土壌汚染	—
騒音	建設工事、工場
騒音（低周波音）	発生源不明
振動	建設工事関係
悪臭	浄化槽の管理不足、汚水の漏えい、飲食店のにおい
その他	雨水の苦情



出典：浦添市環境保全課資料

図 2-4-11 公害苦情処理件数の推移

2)公害防止対策

第 1 期計画策定時の市民アンケートでは「公害防止対策の充実」を重要視する傾向が見られ、市民が健康で快適、かつ安全な生活をめざすためには、環境基準の達成はもとより、市民にとって良好な環境のあり方を考えた指標や対策の検討が望まれます。

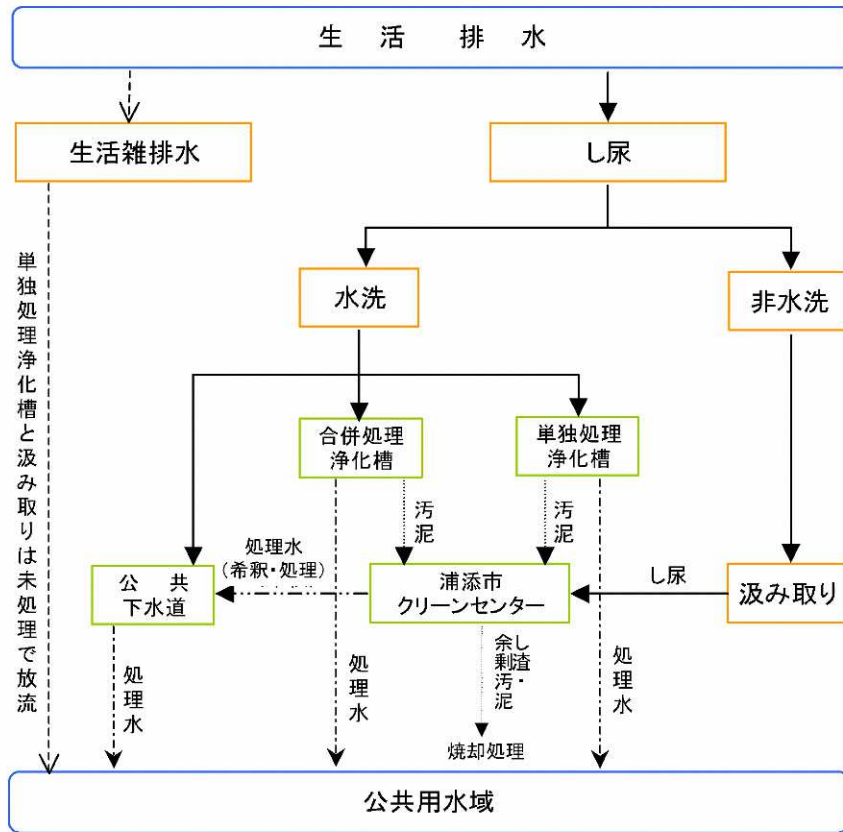
【公害苦情等に対する課題】

○公害苦情の主な発生源では、建設工事や工場からの騒音が多くあげられており、近隣に配慮した事業活動を行うことが必要です。

(7)生活排水対策

1)生活排水処理の流れ

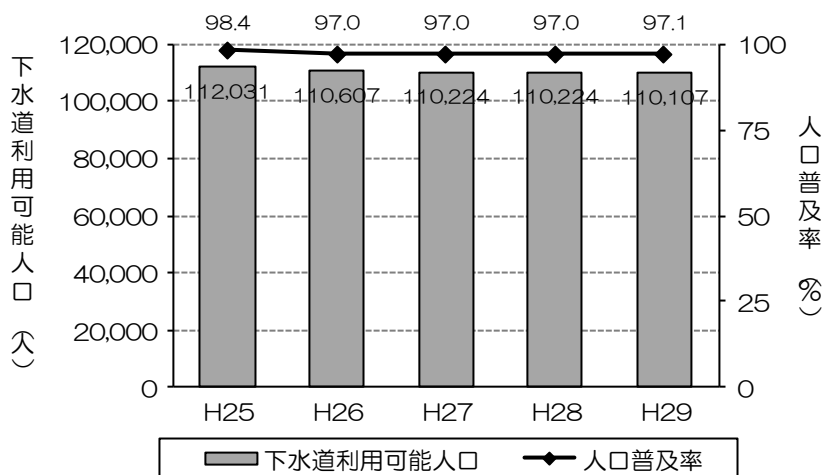
本市の生活排水処理の体系は次図のようになっています。



出典：浦添市「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）」（平成28年3月）

図2-4-12 浦添市の生活排水処理体系

平成29（2017）年度の公共下水道利用可能人口は110,107人、人口普及率は97.1%です。



出典：浦添市「統計うらそえ（平成30年版）」

図2-4-13 公共下水道整備状況及び公共下水道普及人口

公共下水道未接続の家庭や事業所では、合併・単独処理浄化槽や、汲み取り式の「し尿槽」が使われています。使用人口は、平成30(2018)年度現在、合併処理浄化槽1,136人(1.0%)、単独処理浄化槽7,145人(6.3%)、し尿処理677人(0.6%)となっています。これら浄化槽等の汚泥、し尿は浦添市クリーンセンター内で希釈・処理後、下水道へ投入しています。

一方、単独処理浄化槽と汲み取りでは生活雑排水が未処理で放流されるため、川や海の水質汚濁の原因となっています。

2)市の生活排水に関する事業

「し尿処理事業」として、し尿及び浄化槽汚泥をし尿下水投入施設で下水道放流基準に希釈して適正処理を行っています。

生活排水処理基本計画及び実施計画に基づいて「浄化槽汚泥の収集運搬・清掃」を行っています。収集量は平成28(2016)年が1,721kl、平成29(2017)年が1,649kl、平成30(2018)年が1,783klとなり、概ね横ばいで推移しています。

【生活排水に対する課題】

- 総合的な生活排水処理の推進が求められます。
- 公共下水道の接続率のさらなる向上が求められます。
- 公共下水道未整備区域及び整備に相当の時間を要する区域では、浄化槽による生活排水処理が行われています。単独処理浄化槽と汲み取り式し尿槽では、し尿以外の生活雑排水が未処理のまま河川に流されるため、河川や海の水質汚濁問題の解決のためにも合併浄化槽処理の推進が求められます。

2-5 快適環境の現況と課題

(1) 歴史文化

1) 指定文化財の件数

市内には文化財が多数点在しています。平成30年12月末現在、国指定が5件、国選択が1件、県指定が12件、市指定が61件の合計79件（実数77件）^注が指定文化財となっています。

表2-5-1 指定文化財一覧

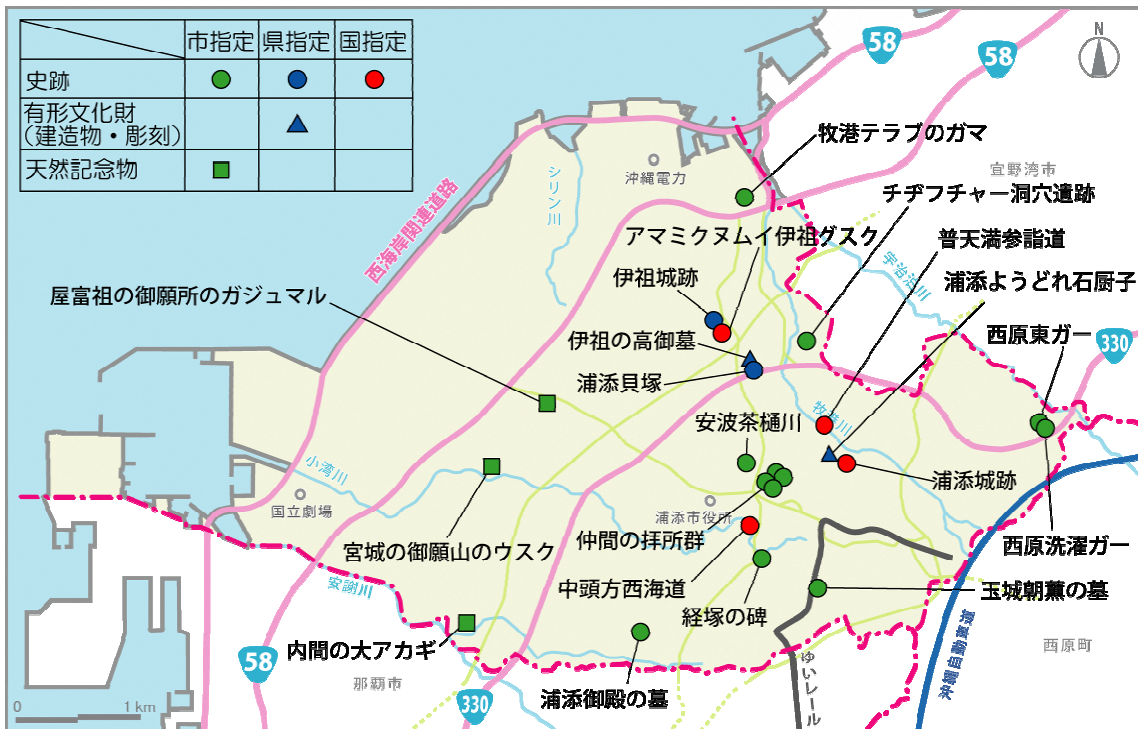
区分	有形文化財				無形文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物		合計
	建造物	彫刻	工芸品	絵画					動物	植物	
国	指定				1		2	1	1		5
	選択									1	1
県	指定	1	1	5	1		2		2		12
市	指定			39	5		5	9		3	61
合計		1	1	44	5	2	6	13	1	3	79

注) 指定件数79件のうち、「勢理客の獅子舞」が国選択と市指定で重複。「伊祖城跡」が国名勝と県史跡で重複。文化財実数77件。

出典：浦添市文化財課資料

2) 指定文化財位置図

平成30年10月15日には、「アマミクヌムイ 伊祖グスク」が国の名勝の1つとして指定されました。



出典：浦添市「統計うらそえ（平成30年版）」
浦添市「広報うらそえ」（2012年（平成24年7月））

図2-5-1 指定文化財位置図

3)市の歴史文化に関する事業

史跡浦添城跡の復元整備事業を推進しています。第Ⅰ期の浦添ようどれの復元整備が完了し、現在第Ⅱ期の浦添城跡南側エリアの整備事業を進めています。これまで城壁の一部や石畳道を整備したほか、ワカリジ（為朝岩）の崩落対策工事を行っており、引き続き、復元整備に向けた発掘調査を実施し、その成果に基づく整備を進めていきます。

4)市民会議での意見

第1期計画策定時の市民会議では、本市には城跡をはじめ多くの文化財があり、歴史・文化資源を保存・整備すると同時に、積極的に浦添の歴史・文化を発信し、次世代に継承していくことが必要であるとの意見が出されました。

【歴史文化に対する課題】

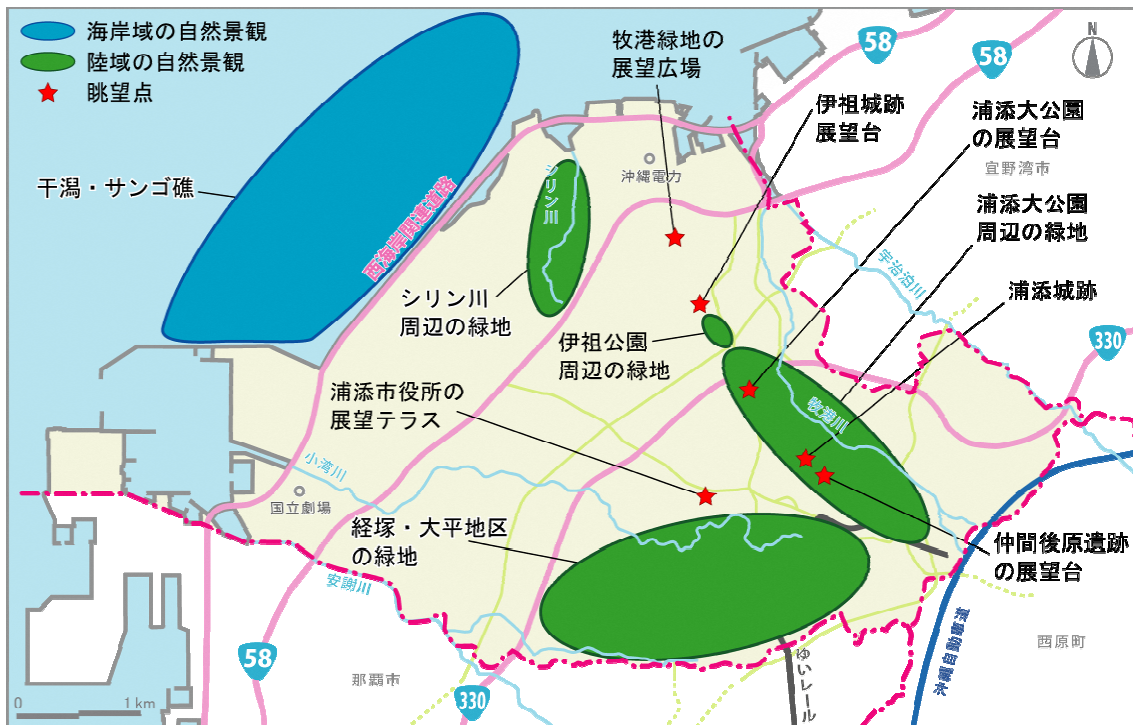
○城跡、貝塚、建造物、天然記念物、御嶽・拝所等多数の文化財が分布しています。この貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努め、より良い環境を創造していく必要があります。

(2) 景観

1) 景観

本市の主な海岸域の自然景観としては、西海岸関連道路に沿って干潟やサンゴ礁があります。

陸域の自然景観としては、主な河川が牧港川、小湾川、安謝川の3河川があり、河川の上流には緑地がみられます。また、眺望点としては、伊祖城跡展望台や浦添大公園の展望台等が6箇所あります。



参考：浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

図 2-5-2 自然景観位置図

2) 市の景観に関する事業

本市は平成 18 年に景観行政団体となり、景観法及び浦添市景観まちづくり条例に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を平成 19 年に策定し、市民協働の景観まちづくりに取り組んでいます。

現在、仲間地区が景観まちづくり条例第 10 条に基づく重点地区に指定されているほか、県道浦添西原線沿線地区が景観法に基づく景観地区に指定されています。

重点地区である仲間地区内では浦添グスク周辺にふさわしい景観形成や落ち着いた雰囲気づくり等の環境整備に取り組んでおり、道路の美装化事業や地域住民による風景づくり活動等を行っています。

3) 景観に関する市民の意向

第 1 期計画策定時の市民・事業者アンケートでは、景観・街並みについては、「公共スペースの照明整備」、「開発行為への環境配慮」、「歴史が感じられる自然豊かなまち・美しい街並み整備」等の意見がありました。また、環境美化については、「ごみのないきれいな

まちの実現」、「不法投棄をなくす」、「歩道や道路沿いの草の手入れ」等の意見がありました。

【景観に対する課題】

- 自然環境と生活環境の調和した快適性を確保するためには、住まい周辺等の自然環境の保全と拡大及び多様性を図る必要があります。
- 地域の個性や歴史・文化に根差した街並みの景観を保全するとともに、快適性を感じられるような形状や色彩等の統一的な改善を図る必要があります。また、自然景観や眺望地等の優れた地域景観の保全と整備を図る必要があります。
- 市民生活にとって、潤いと清潔な生活空間の創造は情操形成の上で重要です。環境美化に努める対策を講じる必要があります。
- 景観まちづくりの推進のためには、地域の市民や事業者と協働して取り組む必要があります。
- 建築基準法による規制だけでなく、地域住民の合意形成を図りながら、地区計画や景観地区等の地域地区指定を推進し、より良い景観の形成と保全に取り組む必要があります。

表 2-5-2 公園敷地面積

(平成31年3月現在)

公園種別	確保面積		供用開始面積	
	箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)
街区公園	87	131,700	75	105,500
近隣公園	4	92,700	3	71,700
地区公園	2	59,400	-	-
総合公園	2	507,000	2	190,500
運動公園	1	146,000	1	146,000
墓地公園(特殊公園)	1	72,000	1	66,000
都市緑地	41	169,900	6	55,200
合計	138	1,178,700	88	634,900
1人当たり公園面積	10.3m ² /人		5.6m ² /人	

出典：浦添市美らまち推進課資料

2)市の公園・緑地に関する事業

行政が進めている公園の整備事業には、「浦添カルチャーパーク整備事業」、「前田公園整備事業」、「公園管理事業」、「公園長寿命化事業」、「リュウキュウマツ景観保全対策事業」、「カーミージー地区海浜公園整備事業」、その他各公園の整備事業等があります。

「市民の広場(市民菜園)設置事業」では、「浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例」に基づいて、市民の広場(市民菜園)として利用を促し、環境の保全に努めています。市民の広場(市民菜園)は、平成30(2018)年度では10箇所あります。

3)市民会議での意見

第1期計画策定時の市民会議では、市内に公園は多くあるが、安全に配慮しつつ自然に触れあえる公園は少ないため、公園をはじめ川辺や海辺等の自然の中で伸び伸びと子ども達が自然と触れ合える場所が必要との意見が出されました。

【公園・緑地に対する課題】

- 大規模な浦添大公園から各地域に小規模な公園が多数あります。これら貴重な公園の緑地機能の向上を図るとともに、市民ニーズと緑地の拡大に向けた新たな公園整備が望まれます。
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場等提供し、生活に潤いと安らぎを与えてくれる身近な公園や緑地は都市生活にとって欠かすことのできない施設であり、整備・充実が必要です。
- 市域の緑地は、パッチ状に分布する程度でまとまった緑地は見られません。貴重な緑地を保全するとともに、生物多様性に配慮したビオトープ等を創出し、河川を含めた緑地機能を高める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

(4)水辺

1)水辺のふれあいの場

本市には水辺のふれあいの場として、カーミージー、港川海岸、小湾川のあじさい公園、安謝川の内間西公園等があります。



参考：浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

図 2-5-4 人と自然とのふれあい活動の場

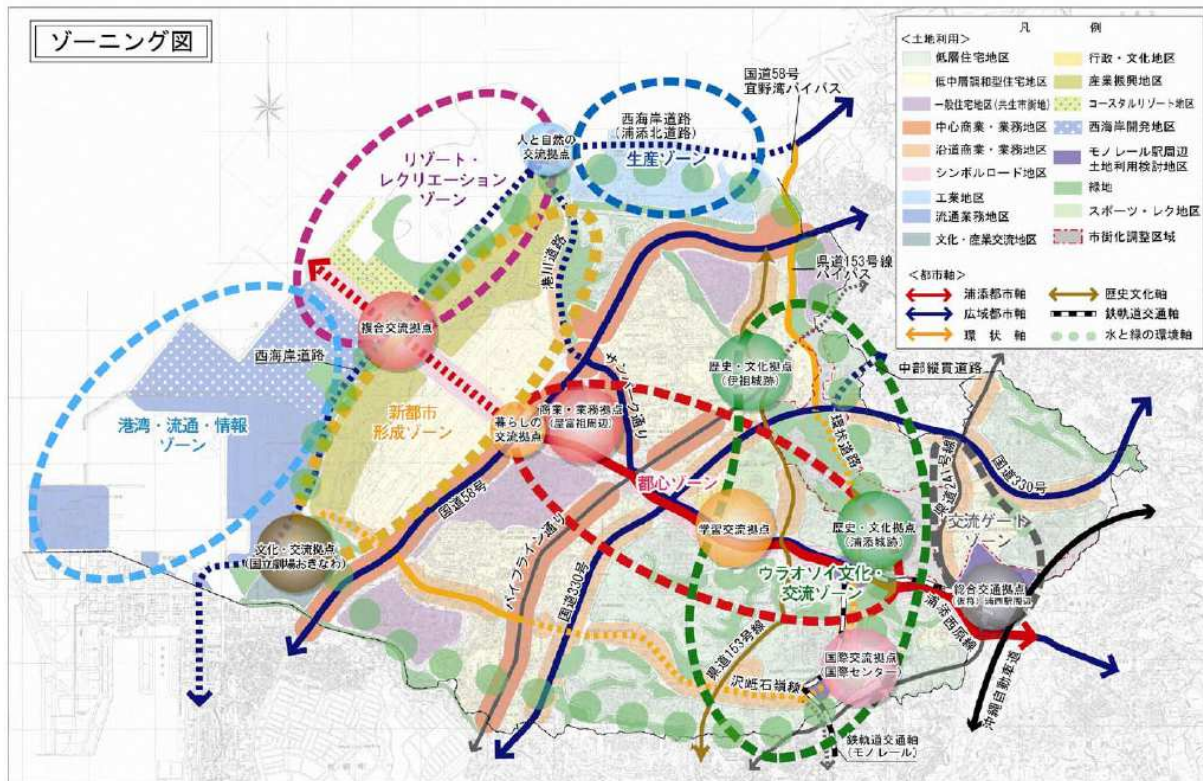
【水辺に対する課題】

- 市内にある貴重な緑地等の自然環境に配慮しながら、人と自然の豊かなふれあいの場としての保全と活用の適切な施設の整備が必要です。
- 海辺にも貴重なサンゴ礁による自然生態系が見られることから、保全・維持に努める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

(5) 快適な都市環境

本市は、行政区画 1,930ha のうち 78.5%にあたる 1,516ha が市街化区域です。その土地利用を概観すると、市域の東側に位置する低層住宅を主体とする住宅地、公営住宅団地や中高層の集合住宅を中心とした地区、国道 58 号と国道 330 号にはさまれた既成市街地、国道 58 号沿線牧港一帯の商業地、浦添西原線を中心とする商業・業務地、西海岸北側の埋立地に位置する工業地、西海岸南側埋立地の流通業務地等に分類されます。市街化調整区域は、仲間、当山一帯の浦添大公園や浦添墓地公園等が位置する斜面緑地、港川一帯の斜面緑地及び牧港補給地区等が指定されています。

今後の土地利用の展開に向けては、都市形成の経緯や現状及び将来の位置づけをふまえて、安らぎのある住宅地、利便性の高い中心市街地、活力を生み出す産業用地等、それぞれの都市機能が、歴史・文化資産や水・緑等の自然的環境と調和し、総合的にバランスのとれた都市空間の形成を図る必要があります。



出典：浦添市「浦添市都市計画マスタープラン」(平成 25 年 1 月)

図 2-5-5 土地利用ゾーニング図

【快適な都市環境に対する課題】

○既成市街地の一部において、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成等、計画的な市街地整備の促進が必要です。

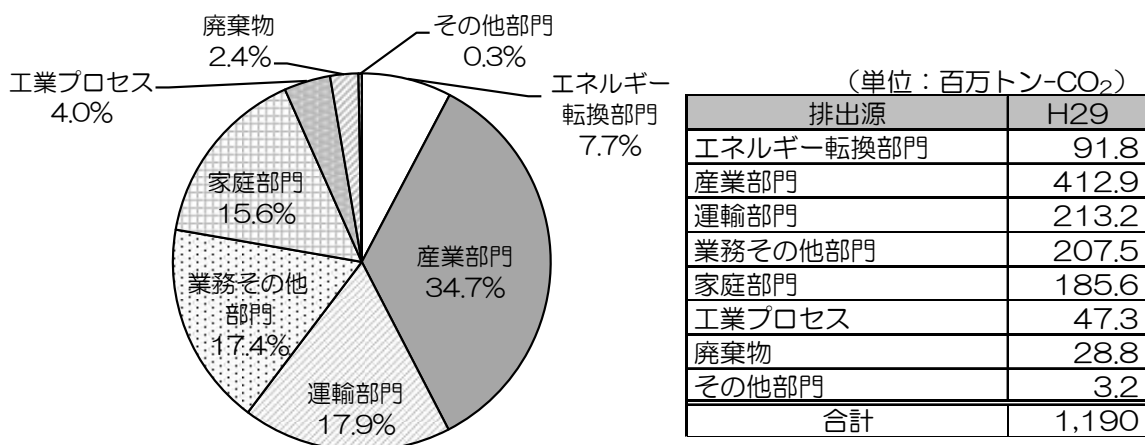
2-6 地球環境の現況と課題

(1) 地球温暖化

1) 全国の部門別二酸化炭素排出量

国内の平成 29 (2017) 年度の温室効果ガスの総排出量 (二酸化炭素換算) は、12 億 9200 万 t-CO₂ です。平成 27 (2015) 年の地球温暖化対策推進本部において「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 26.0%削減」とする『日本の約束草案』を決定しました。基準年である平成 25 (2013) 年度と比較すると、8.4%下回っています。

温室効果ガス総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量の内訳は、産業部門 (34.7%)、運輸部門 (17.9%)、業務その他部門 (17.4%)、家庭部門 (15.6%) 等となっています。平成 29 (2017) 年度の家庭部門における国内総排出量は約 1 億 8,600 万 t-CO₂ となっており、平成 25 (2013) 年度に比べ 10.7%減少しています。



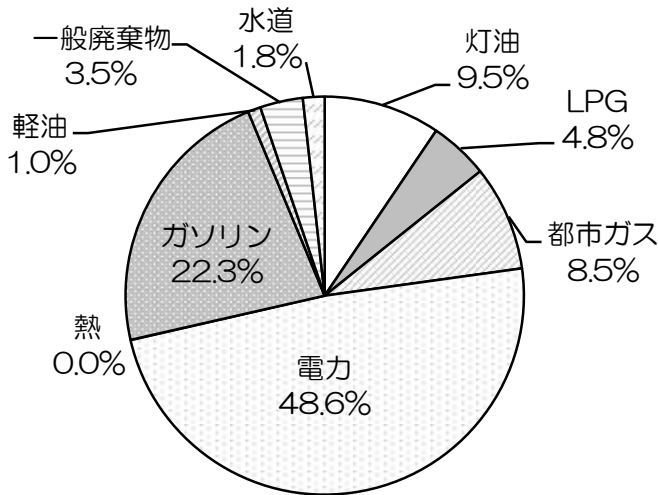
出典：GIO 温室効果ガスインベントリHP 温室効果ガス排出量・吸収量データベースの日本の温室効果ガス排出量データ (1990~2017 年度確報値) をもとに作成

図 2-6-1 全国の部門別二酸化炭素排出量 (直接排出量)

2)家庭からの二酸化炭素排出量とその内訳

家庭からの二酸化炭素排出量（全国平均）の内訳は、電力が最も多く 48.6%、次いでガソリンが 22.3%、灯油 9.5%等となっています。

電力やガソリンが大半を占めることから、日常生活における節電対策やエコドライブ、公共交通の利用等が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があると言えます。



(単位：kg-CO₂/世帯)

排出源	H29
灯油	423
LPG	216
都市ガス	382
電力	2,177
熱	1
ガソリン	999
軽油	46
一般廃棄物	156
水道	79
合計	4,480

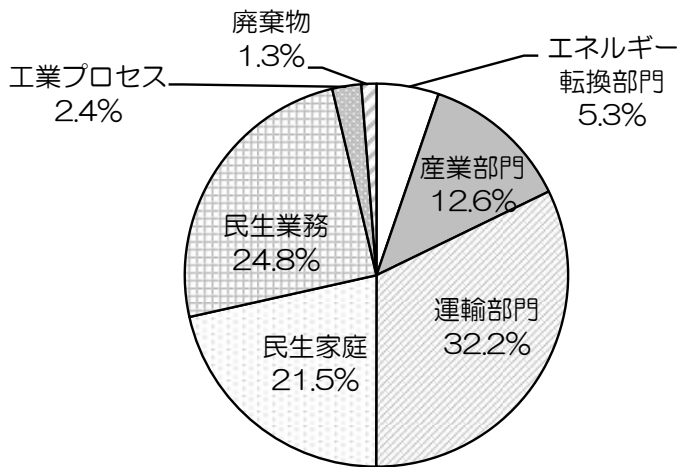
※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

出典：GIO 温室効果ガスインベントリHP 温室効果ガス排出量・吸収量データベースの日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2017年度確報値）をもとに作成

図 2-6-2 家庭の二酸化炭素排出量の割合（全国平均）

3)沖縄県の二酸化炭素排出量とその内訳

沖縄県の二酸化炭素の総排出量は、平成 28（2016）年度現在 1,172 万 t-CO₂ となっています。部門別の排出量とその内訳は、「運輸部門」が 377 万 t-CO₂ で 32.2%と最も多く、次いで「民生業務部門」が 291 万 t-CO₂ で 24.8%、「民生家庭部門」が 252 万 t-CO₂ で 21.5%、「産業部門」が 147 万 t-CO₂ で 12.6%を占めています。



(単位：万t-CO₂)

排出源	H28
エネルギー転換部門	62
産業部門	147
運輸部門	377
民生家庭	252
民生業務	291
工業プロセス	29
廃棄物	15
合計	1,172

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

出典：沖縄県「沖縄県地球温暖化対策実行計画 進捗状況管理報告書」（平成 31 年 3 月）

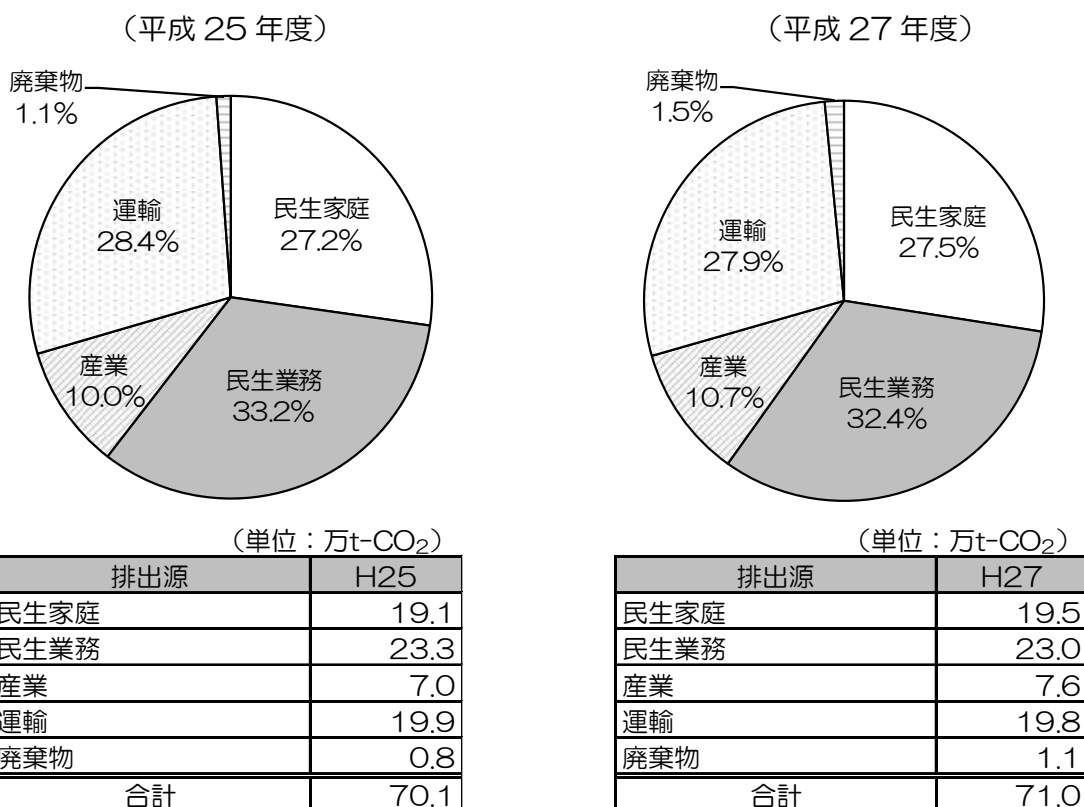
図 2-6-3 沖縄県の二酸化炭素排出量の割合

4)浦添市の二酸化炭素排出量とその内訳(推計)

本市の二酸化炭素の総排出量は、平成 27 (2015) 年度の推計で 71.0 万 t-CO₂ となっています。

部門別の排出量とその割合は、「民生業務部門」が 23.0 万 t-CO₂ で 32.4% と最も多く、次いで「運輸部門」が 19.8 万 t-CO₂ で 27.9%、「民生家庭部門」が 19.5 万 t-CO₂ で 27.4%、「産業部門」が 7.6 万 t-CO₂ で 10.7%、を占めています。

平成 25 (2013) 年度の排出量と比較して 0.9 万 t-CO₂ 増加しています。



出典：浦添市環境保全課資料

図 2-6-4 浦添市の二酸化炭素排出量の割合

5)市民の地球温暖化対策の取組の現状

平成 28 年度の「浦添市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定時の市民アンケート調査では、家電・家庭用品等の購入及び使用に関しては「エアコンを使用する際、部屋を閉めて冷気を逃さない」、ガス器具及び電気温水器の使用に関しては「調理器具で炎が鍋底からはみ出ないようにする」、ごみの減量化・リサイクル等に関しては「ガラスびんやアルミ缶は分別する」、緑化・その他に関しては「自宅の庭やベランダに緑・木を植える」が実行している割合の高い項目になりました。

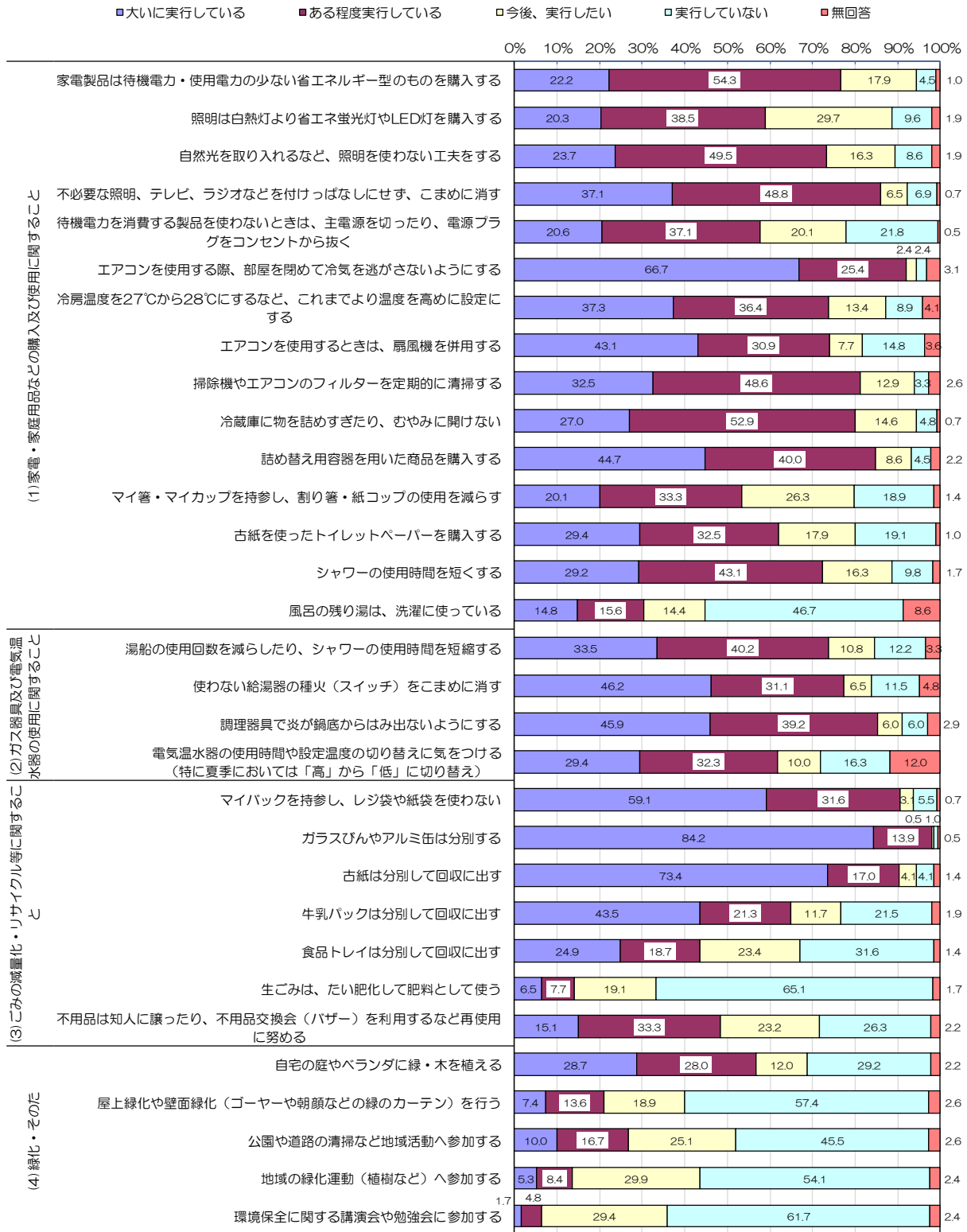


図 2-6-5 日常生活の中での環境に配慮した取組（市民アンケート）

6)事業者の地球温暖化対策の取組の現状

平成28年度の「浦添市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定時の事業者アンケート調査では、製品等の購入に関することに関しては「事務用品や物品は大切に使用し、節約に努める」、省エネルギーに関しては「パソコンやコピー機等の待機電力を減らす」「OA機器の設置台数や配置について最適化に努める」、ごみの減量化・リサイクル等に関しては「自動車や家電製品等の不用品は適正に処理する」、自動車等の利用に関しては「タイヤの空気圧等点検整備を心掛ける」、緑化・その他に関しては「クールビズを実施する」が実行している割合の高い項目になりました。

■大いに実行している ■ある程度実行している □今後、実行したい □実行していない ■無回答

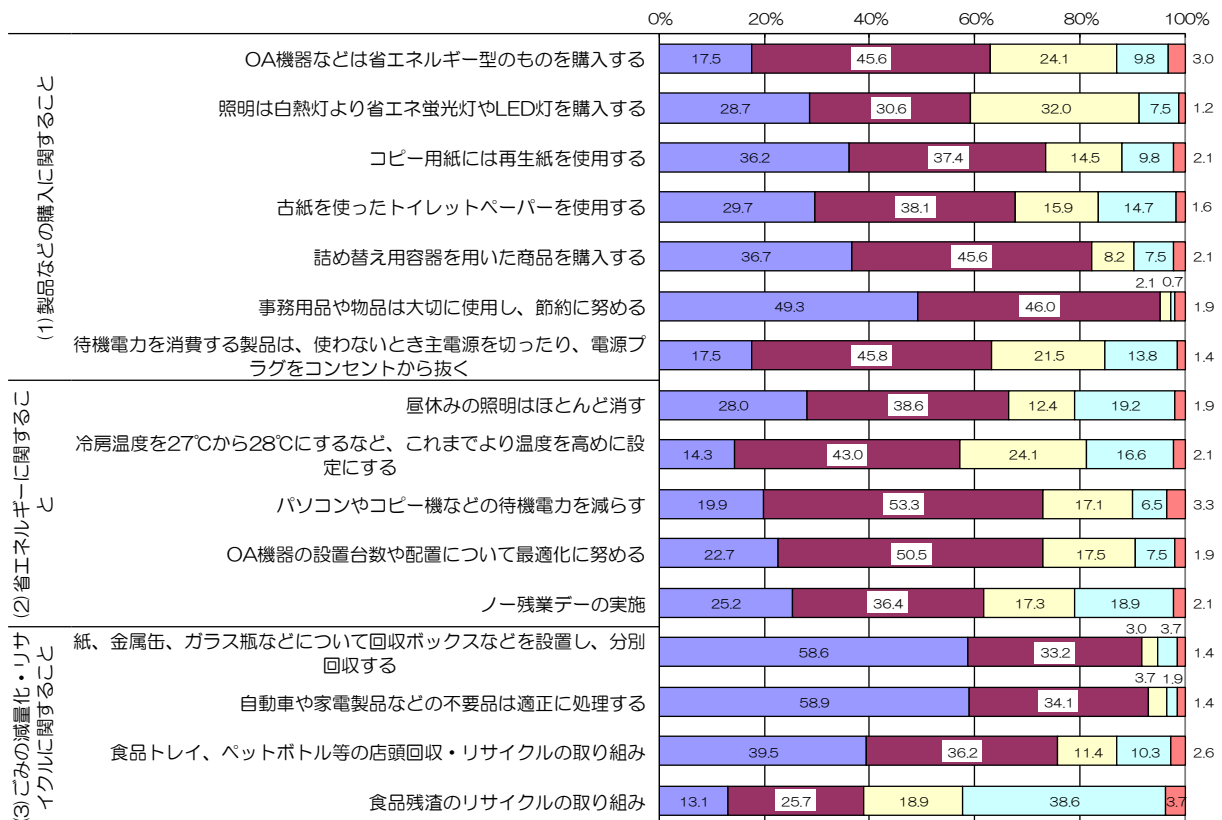


図 2-6-6 事業所での環境に配慮した取組（事業者アンケート）①

■大いに実行している ■ある程度実行している □今後、実行したい □実行していない ■無回答

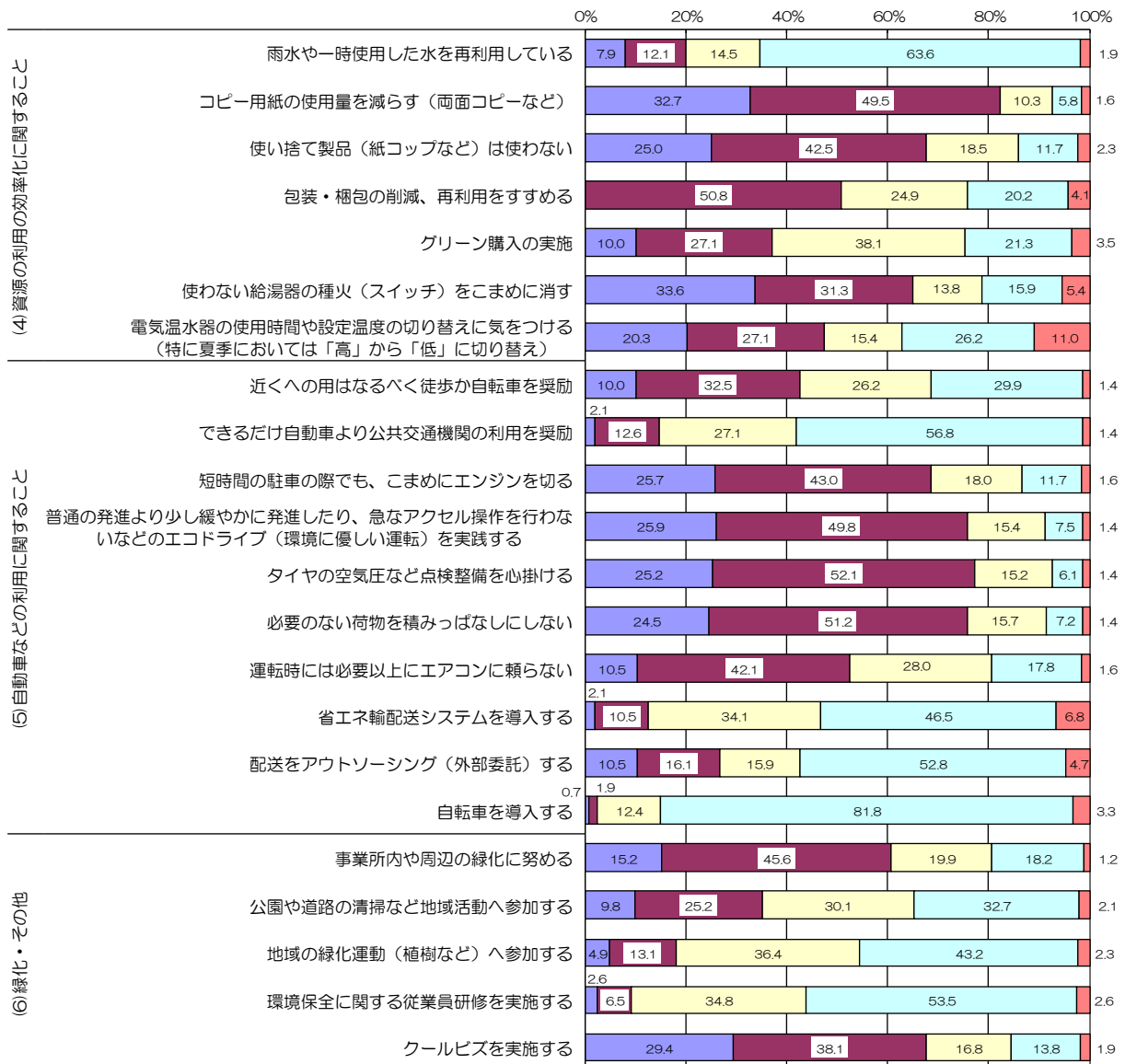


図 2-6-6 事業所での環境に配慮した取組(事業者アンケート) ②

7)市の地球温暖化対策の取組について

①市役所の温室効果ガス排出状況

自らの事務及び事業に伴う地球温暖化対策のため「第3期浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成31年度)」を策定し、温室効果ガス総排出量を令和8(2026)年度までに平成25(2013)年度を基準として17.8%を削減することを目標に掲げています。平成29(2017)年度の排出量は37,263t-CO₂で、基準年度の11%削減を達成しました。

②削減に向けた取組

普及啓発として、職員向けの「温対・省エネセミナー」の実施、市民・事業者向けの「省エネセミナー」の実施、「浦添市地球温暖化防止展」の開催、「県民環境フェア in うらそえ(平成28年度)」等を行っています。

また、ハード整備としては、「太陽光発電設備の導入(市公共施設4カ所に設置、平成23~29年度)」、「浦添市庁舎ESCO事業(平成28~令和8年度)」、「複数の公共施設の省CO₂改修事業(平成30年度)」等があります。

③県等との連携

県民、市民団体、事業者及び行政の相互協力で地球環境を守るための行動計画を推進する「おきなわアジェンダ21」県民会議の一員として事業計画の運営及び活動に参加しています。

8)市民会議での意見

第1期計画策定時の市民会議での意見では、計画的な取組、ごみ減量の推進、CO₂を吸収する街路樹の植樹・維持、環境にやさしい交通(交通手段の変換、エコカーの普及促進等)、建物の外断熱の普及、緑のカーテン等がありました。

【地球温暖化に対する課題】

- 地球温暖化は、化石燃料の消費によって発生する二酸化炭素の排出が主な原因となっています。軽減及び防止には化石燃料をできるかぎり使用しない対策を講じる必要があります。
- 市民、事業者、行政等の各主体が協働し、低炭素社会を実現しなければいけません。
- 家庭からの温室効果ガスは、電力やガソリンの使用に伴う排出が大半を占めることから、日常生活における節電対策やエコドライブ、公共交通利用促進が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があるといえます。
- 具体的削減目標を掲げた計画的な取組が急がれます。
- 環境教育の推進のほか、環境問題対策で導入する機器等の助成金や補助金等も考慮しながら、ライフスタイルの転換や環境に配慮した事業活動の推進を図る必要があります。

(2)省エネルギー

1)市内の電力消費量

平成 29 (2017) 年度の市内の電力消費量について見ると、業務用 (高圧及び特別高圧) が 1 億 9,469 万 kWh、産業用・その他(高圧及び特別高圧)が 1 億 2,142 万 kWh、家庭用・その他が 2 億 5,421 万 kWh で合計 5 億 7,031 万 kWh となっています。

表 2-6-1 市内の電力消費量 (平成 29 年度)

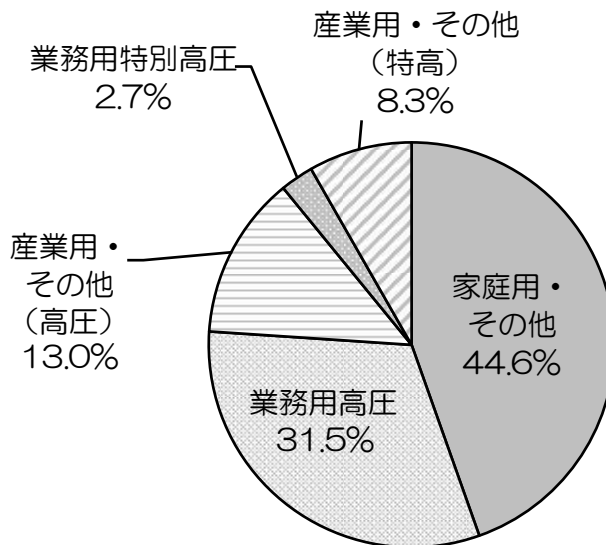
単位：1,000kWh

年度	業務用			産業用・その他			家庭用・その他		合計
	高圧	特別高圧	計	高圧	特別高圧	計	低圧	計	
29	179,569	15,120	194,689	74,356	47,059	121,415	254,208	254,208	570,312

注) 電力自由化に伴い平成 29 年度より区分変更 (低圧電力・公衆街路灯・深夜電力は「低圧」区分へ仕分け)
 出典：浦添市「統計うらそえ (平成 30 年版)」

2)市内の電力消費量の内訳

市内の電力消費量の内訳は、家庭用・その他が 44.6%と最も多く、次いで業務用高圧が 31.5%となっており、この両者で全体の約 8 割を占めています。



※四捨五入しているので合計が合わない場合があります。

注) 電力自由化に伴い平成 29 年度より区分変更
 出典：浦添市「統計うらそえ (平成 30 年版)」

図 2-6-7 市内の電力消費量の内訳

3)市の省エネルギーに関する取組

浦添市と浦添市教育委員会は、ともにエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）上の特定事業者指定され、継続的な省エネや節電に積極的に取り組んでいます。浦添市役所庁舎やその他の公共施設では、高効率設備機器の導入や、施設運用の見直し等により光熱使用量の削減を進めています。

【省エネルギーに対する課題】

- 限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を軽減した持続的発展が可能な社会を推進するために、さらなる省エネを推進する必要があります。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない商品等の購入や利用を推進する必要があります。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない省エネルギー機器の採用を推進する必要があります。

(3)再生可能エネルギー

1)県、近隣市町村の再生可能エネルギーに関する事業

太陽光やバイオエタノール等の再生可能エネルギーは環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであることから、再生可能エネルギーの利用は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑える効果があります。

近隣市町村では、宜野湾市が「令和元年度宜野湾市再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置補助金」を行っており、1kW 当たり 10,000 円を補助する補助事業を行っています。また、沖縄市が「平成 31 年度沖縄市住宅用太陽光発電システム設置補助金」を行っており、1 件当たり 50,000 円を補助する補助事業を行っています。

なお、沖縄県では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、「沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を平成 28 年度まで行っていました。

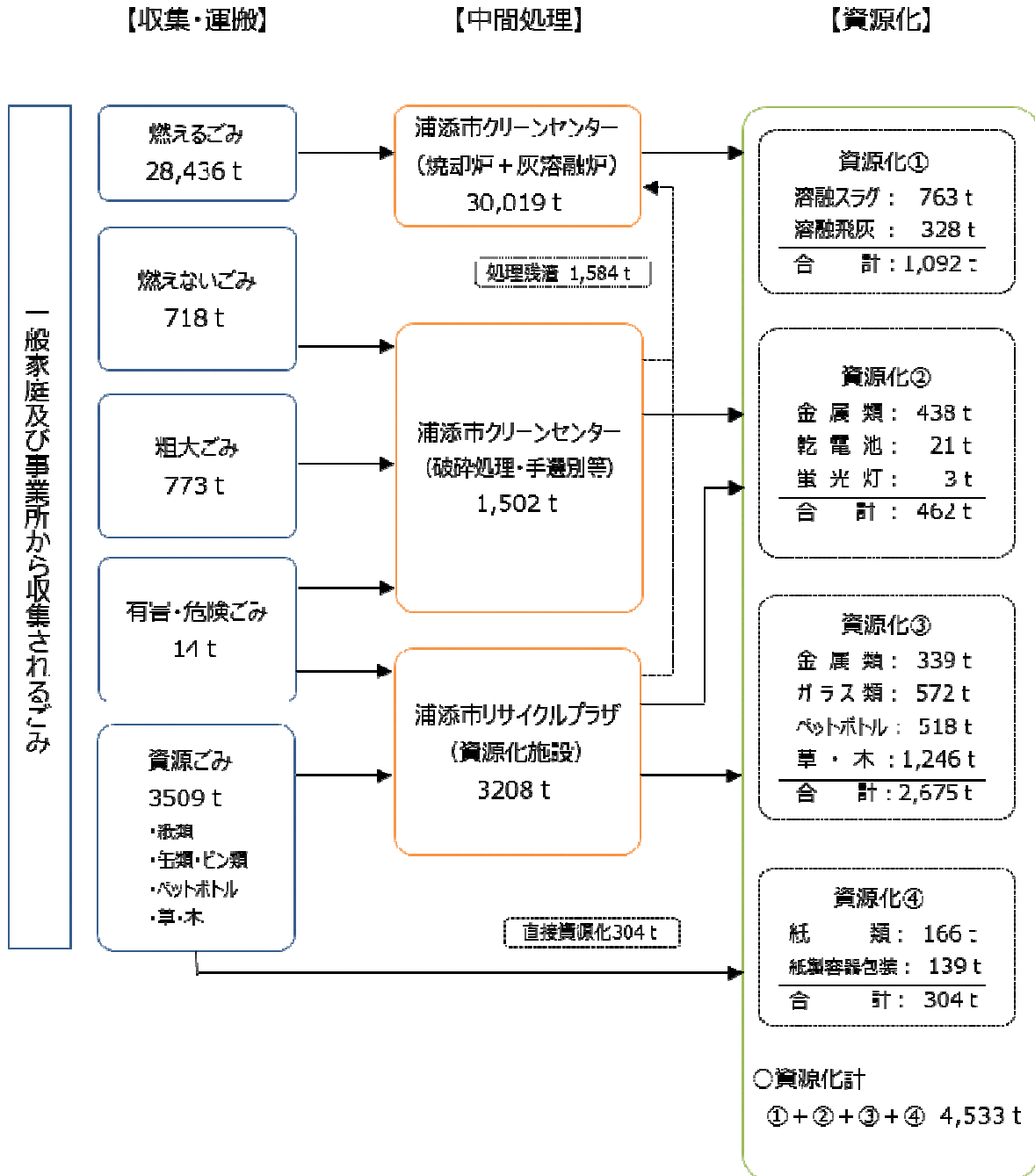
【再生可能エネルギーに対する課題】

- 有限な化石エネルギーの有効利用や地球温暖化対策を推進するために、有効手段としての再生可能エネルギーの積極的な活用を推進する必要があります。

(4) 廃棄物

1) ごみ処理フロー

本市の一般廃棄物（ごみ）の処理フローは次図のとおりです。



注) 図中の数値は平成 30 年度実績
出典: 浦添市環境保全課資料

図 2-6-8 ごみ処理フロー

2)一般廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量の推移

平成 30（2018）年度実績で一般廃棄物総排出量は 33,450t、市民 1 人が 1 日に排出するごみの量は 803g となっており前年度と比較して増加しています。再生利用量は 4,533 t /年となっており前年度と比較して減少しています。また、焼却・溶融処理に伴って生じた残渣は再資源化し埋立最終処分を行っていないため、最終処分量ゼロを継続しています。

表 2-6-2 一般廃棄物の排出量、再生利用の推移

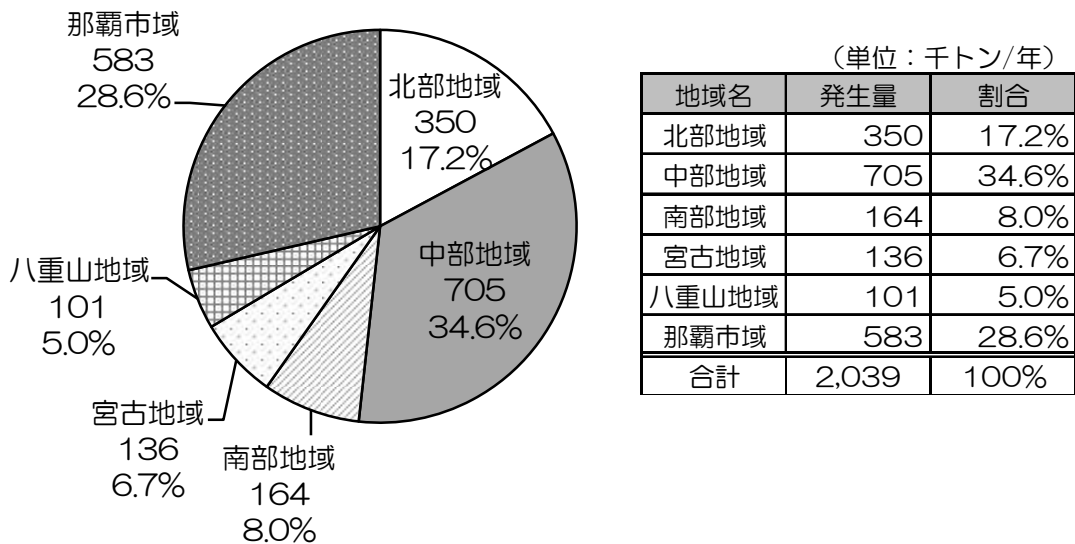
区 分	H26	H27	H28	H29	H30
総排出量 ごみ量 (t/年)	33,758	33,379	33,300	33,240	33,450
家庭系ごみ量 (t/年)	21,689	21,460	21,439	21,432	21,772
事業系ごみ量 (t/年)	12,068	11,919	11,861	11,808	11,678
1日1人当たりの排出量 (g/人・日)	812	801	801	799	803
再生利用量(総資源化量) (t/年)	5,747	5,992	5,499	6,326	4,533
(リサイクル率(%)) =再生利用量/総排出量	17.0%	18.0%	16.5%	19.0%	13.6%
最終処分量 (t/年)	0	0	0	0	0
(最終処分量(%)) =最終処分量/総排出量	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出典：浦添市環境保全課資料

3)産業廃棄物処理状況

①地区別発生量(動物のふん尿を含む全産業)

産業廃棄物の発生量は、本市の属している中部地域が沖縄県下で最も多く、平成 29（2017）年度は沖縄県全体の 34.6%を占めています。



出典：沖縄県環境部「平成 30 年度 沖縄県産業廃棄物フォローアップ業務報告書（平成 29 年度実績）」（平成 31 年 3 月）

図 2-6-9 地区別発生量

4)市の廃棄物に関する事業

本市は、「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）（平成28年3月）」に基づき、更なるごみの減量化や再使用・再資源化の促進を図りながら、計画的なごみの適正処理を進めています。

浦添市クリーンセンターでは、ごみの焼却施設及び灰溶融施設の運営・維持管理を行っています。灰溶融施設から出てくる溶融スラグは土木資材として再利用されており、溶融飛灰は委託により山元還元による非鉄金属類の回収を行っています。なお、浦添市クリーンセンターは、昭和57（1982）年に竣工し施設の老朽化が進んでいるため、新施設を整備する事業に着手しています。

浦添市リサイクルプラザでは、本市で回収された資源ごみを金属類、ガラス、ペットボトルに選別・回収しています。紙類は直接資源化業者へ引き渡し、草木類は堆肥化し再資源化しています。また、浦添市リサイクルプラザではリサイクル関連講座の開催や情報誌の発行等の啓発活動を行っています。

【廃棄物に対する課題】

- 人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。廃棄物の適正処理とともに減量化を推進する必要があります。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない商品等の購入や利用を推進する必要があります。
- 有効な資源として再利用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路等への不法投棄やポイ捨てが見られます。地域景観の悪化や公害発生の一因ともなっていることから、防止対策を強化する必要があります。
- クリーンセンターの老朽化に伴い新施設を整備する必要があります。

2-7 協働の現況と課題

(1) 環境教育及び環境学習

1) 環境教育及び環境学習に関する市民・事業者の取組の現状と意向

第1期計画策定時の市民アンケートでは、環境問題等に関する講演会や自然観察会に参加したことがある市民の割合は低く、支援している事業者も全体の2割程度でした。意向は、「子ども参加型の環境教育や住民への環境教育による意識改革」が必要という意見がありました。

2) 市の環境教育・環境学習に関する事業

市民の環境保全活動推進者を育成する「環境教育リーダー育成講座」、児童生徒を対象とした「環境学習講座」を開催しています。また、市民の環境に関する意欲の増進を図るため、市民環境調査を開催し調査した結果を浦添市環境マップ（市内の自然環境や生物、土地利用、文化財や環境問題等の環境情報で市ホームページに公表）に掲載しています。

学校における環境教育・環境学習を推進するため「宿泊体験学習事業」、「放課後こども教室」を実施しています。

家庭・地域・職場における協働のまちづくり等のために「てだこ市民大学」、「てだこ学園大学院」を開催し、環境教育・環境学習講座を実施しています。

環境関連施設の環境教育・環境学習の推進として、浦添市クリーンセンター及びリサイクルプラザでの施設見学、職場体験及びリサイクル関連講座を開催しています。

【環境教育・環境学習に対する課題】

- 子どもから大人まで全ての世代において、環境を考え、自然とのふれあいを体験する機会の創出や提供を積極的に展開することが望まれています。
- 子どもの頃から環境に関する教育・学習に触れ、関心を持たせることが重要です。
- 市民の環境活動を促進するには、事業者の協力が必要です。
- 環境保全活動の主体となる市民、活動団体、事業者に、環境について学ぶ場を確保・提供する必要があります。
- 各主体が自らの活動を推進するためには、教育及び学習に必要な情報や教材等の支援を行う必要があります。
- 様々な環境教育・環境学習をつなぐネットワークの拠点の創出が求められています。
- 環境団体の認証・表彰制度の導入等、環境教育・環境学習を活性化させる制度が必要です。

(2)協働

1)協働に関する取組の現状

第1期計画策定時の市民・事業者アンケートでは、環境活動に参加したことがある市民は1割程度で、環境活動について「関心があるが、仕事・育児等で忙しく参加できない」という意見が多数ありました。また、事業者の協働的な環境保全活動として、「地域への環境活動及び緑化活動」、「環境に関する勉強会への参加・支援」等がありました。

2)協働に関する市民・事業者の意向

第1期計画策定時の市民・事業者アンケートでは、今後参加したい環境活動について、「花壇作り・緑化活動」、「地域の清掃活動」、「自然観察会」、「フリーマーケット」等がありました。また、事業者が環境問題に取り組む理由として、「一般社会における環境問題の重要性『CSR（企業の社会的責任）』」、「省エネルギーや資源のリサイクルによるコスト削減」がありました。

3)環境活動を活発にするために必要な取組

第1期計画策定時の市民アンケートでは、環境活動を活発にするために必要な取組として、「環境に関する様々な情報の提供」、「小中学校等や地域が連携して行う環境活動の推進」、「環境をテーマにしたイベントの開催」がありました。

4)市の取組の現状

①協働による環境活動を促す人材の養成と支援

コミュニティリーダーやまちづくりのキーパーソン、環境保全活動のコーディネーター等の各主体の協働による環境活動を促す人材及び団体の育成と活動の支援を推進する必要があります。そのため「環境保全活動の推進者育成」、「自治会長会の自主的研修等の支援」、「てだこ市民大学」等を実施し、人材の養成や支援を行っています。

②協働を支える仕組みづくり

協働・参画の場と機会の充実を図るため、「環境関連施策の推進における市民参加」、「環境活動団体等の交流会の開催」、「環境市民会議による協働事業展開」、「地域に根ざしたNPOや市民活動、ボランティア活動等の支援」等を行っています。

情報の共有化を推進するため、「環境白書の公表、市広報、ホームページ等からの環境情報の発信」を行っています。

ネットワーク・拠点づくりの整備を図るため、「自治会・ボランティア団体・NPO・企業等の幅広いパートナーシップの構築」、「市民活動支援センター（仮称）の整備検討」、「環境保全活動・環境配慮事業の推進情報のネットワーク構築」等を行っています。

【協働に対する課題】

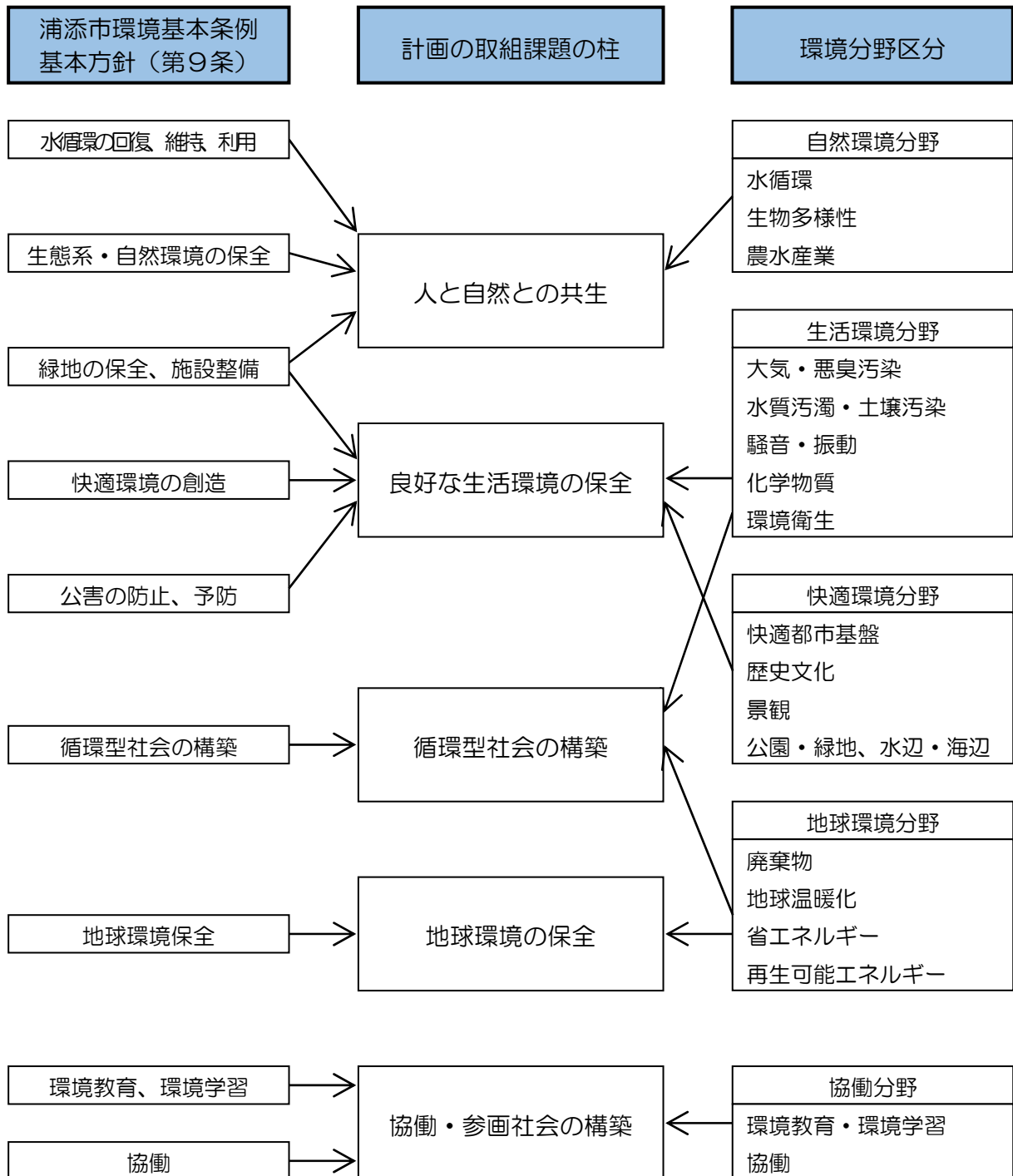
- 環境の保全及び創造に関する多様な主体が効果的な活動を推進するためには、各主体間の連携や情報提供が必要です。これらを推進するネットワークの構築等の体制整備を図る必要があります。
- 各主体が自らの活動を積極的に推進するためには、施設や機器及び資金的な支援が必要です。

2-8 計画の取組課題

(1) 浦添市環境基本条例と環境分野との関係

第1期計画において、浦添市環境基本条例と分野別環境の関係を整理し、計画の取組課題を導き出しました。

本計画においては、第1期計画での取組課題をより一層進める必要があることから、引き続き実施していくこととしました。



(2)計画の取組課題の設定

計画の取組課題の柱に沿って次のように設定します。

1)人と自然との共生

①水循環の維持、回復及び有効利用

- 水循環の源は、森林や農地等によって育まれる水源涵養機能によります。しかし、本市にはその根本となる大規模な森林はありません。このような状態の下で水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林を保全・維持し、新たな造林や水源涵養機能を高める様々な施策を推進していく必要があります。
- 各所に見られる地下水や湧水は、貴重な水源と水循環の一端を担っています。周辺環境の改変や維持管理の不十分さから湧水の保全が懸念されており、保全・維持のための措置が必要です。
- 本市は水道水の自己水源が無いため、中北部の河川、ダム等に依存しています。節水意識の高まりや節水型機器の普及等により水利用に伴う環境負荷を低減し、限りある水資源を有効利用するために節水に努め、雨水・再生水の積極利用を図る必要があります。

②生物多様性の保全

- 浦添大公園周辺等で、本市を代表する森林生態系が形成されています。基盤となる樹林の保全や回復を推進し、生物多様性を維持・向上させていく必要があります。さらに、市域の生物多様性を豊かにするためには、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを進め、広域的な森林生態系の創出を図る必要があります。
- 安謝川、小湾川、牧港川が主要な河川生態系を形成しています。水質汚濁や水量の確保、河川構造及び周辺環境の改変等の問題から、良好な河川生態系の維持が懸念されます。良好な河川生態系の回復と保全対策を講じる必要があります。
- 港川地先のサンゴ礁は、海域生態系の重要な基盤となっています。これらのサンゴ礁の保全を維持するとともに、周辺環境の改変や水質及び流況等の環境変化に留意する必要があります。
- 森林、河川、海域等には貴重な動植物が生育・生息しています。これらの保護・保全と、さらに豊かにするための生息環境の再生を図る必要があります。
- 地域における生物多様性の消失の危機が叫ばれています。生物多様性が失われつつある原因のひとつとして、地域への人為的な外来生物の持ち込みが挙げられます。本来、その地域には生息・生育しない外来生物が持ち込まれた場合、繁殖力の高い外来生物は、もともと地域にあった在来生物の生態系に対し悪影響を与えることとなります。一度、失われてしまった生物多様性を回復させることは非常に困難であることから、生物多様性の保全・維持には動植物等の生息状況やその基盤との関係を把握する必要があります。実態調査を行うとともに、調査に基づく適切な保全対策を講じる必要があります。

③環境配慮型農水産業の推進

- 農水産業は、生物の多様性や生態系によってもたらされる恩恵を直接的に享受していることから、それを将来にわたって持続的に恩恵を受けられるよう環境に配慮した形で振興する必要があります。
- 農薬、肥料、除草剤等の使用に際しては、環境に配慮する必要があります。

④自然とのふれあいの場の保全

- 本市の緑地（山林原野）の面積は減少傾向にあります。今後は、地域の緑地を保全するとともに、創出を図ることが必要です。
- 浦添城跡及び浦添ようどれ一帯は、本市の骨格を形成し、景観的にも重要な緑地が現存しています。自然環境や歴史・文化的資源が豊かな浦添市のシンボルとして、保全と活用を図ることが必要です。
- 市内にある緑地、水辺、海辺等は自然環境に配慮しながら、管理・保全する必要があります。緑地や水辺、海辺を整備するに当たっては、開発並びに供用後に起こりうる環境への影響をできるかぎり軽減するための対策が必要です。
- カーミージー周辺の海は、見た目には綺麗ですが生き物は少なくなっています。里浜が、現在及び将来にわたり市民等が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、里浜の貴重な自然環境を保全し、市民参加を主体とした里浜の歴史及び伝承の場として活用することが必要です。

2)良好な生活環境の保全**①人の健康及び生活環境の保全****◆大気環境・悪臭の改善**

- 二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の項目については、環境基準を満たしています。人の健康への害が強い光化学オキシダント項目については要注意の評価であり、監視を続けるとともに、対策に必要な情報を適切に発信する必要があります。
- 工場・事業場や自動車の排出ガス、アスベスト等の発生源に対して規制・指導し、汚染の発生と拡大を防止する必要があります。
- 大気汚染に関する公害苦情が、建設工事関係の粉じんによる苦情が多いことから、近隣環境への配慮と対策が求められます。特に、アスベストを発生する恐れのある場所では、関係機関と協力して近隣環境への配慮が必要です。
- クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラー施設の排ガス監視は、今後とも引き続き現行体制の維持が必要です。
- 悪臭は、浄化槽の管理不足の他、様々な理由で発生しています。発生源に合わせて解消に向けた対応と対策が必要です。また、悪臭については、適正な排水処理の指導と推進が必要です。

◆水質・土壌環境の改善

- 安謝川は環境基準を達成し、小湾川も目安となる環境基準を達成していますが、牧港川は上流の測定点において未達成となり、良好な水環境ではありません。海域の港川海岸は、環境基準のA類型基準値相当の水質を維持しています。河川、海域ともに、水質汚濁防止対策を積極的に進める必要があります。

- 主な発生源である、家庭や事業所からの排水等を規制・指導し、河川及び海域の水質汚濁の発生と拡大を防止する必要があります。生活排水を適正に処理するため、公共下水道と合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。
 - 河川へのごみの不法投棄も水質汚濁の一因になっていることから、ごみの不法投棄対策を講じる必要があります。
 - 水質汚濁の発生源は、市域外からの汚水の流入による所もあり、市域を越えた流域としての広域的な改善に向けた取組が必要です。
 - 本市のみならず沖縄は海の恩恵を最大限に受けている地域です。海の汚染は、地球規模での影響を生じる場合があることから、海域への汚染物質の流入や排出事故等が発生しないよう対策を講じる必要があります。
 - 近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から赤土等の土壌が流出し、問題となっています。イノーに堆積すること等が懸念されるため、赤土等の流出を防止する必要があります。
 - 現行では土壌及び地下水ともに人為的原因による汚染は発生していません。今後とも監視を続け、予防に努める必要があります。
- ◆騒音・振動環境の改善
- 自動車騒音は、今後も騒音・振動状況の監視を続ける必要があります。また、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通社会を推進する必要があります。
 - 建設工事等による騒音・振動に対する苦情が発生しており、解消に向けた対策が必要です。
 - 米軍航空機騒音は、常時監視や騒音の軽減に向けた対策が必要です。
 - 市街地における騒音・振動は法令の遵守はもとより相隣関係への配慮を促し、問題の解消をめざす必要があります。
- ◆化学物質の適正管理
- ダイオキシン類は、市内の調査地点の4地点とも環境基準を満たしていますが、引き続き監視や対策を講じ、情報発信を行う必要があります。
 - PRTR制度による市内の化学物質排出量は、最近5年間の推移では大気への排出量が増加傾向にあります。事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的に管理するとともに、除草剤等について適正に使用する必要があります。
 - 地域のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質に関する情報を全ての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む必要があります。
- ◆環境衛生対策の推進
- 良好な衛生状態の維持に努めるため、ペットの飼い主に適切な飼養、動物愛護の普及啓発、ハブ等の危険生物対策、生活圏内のそ族昆虫の適切な防除等が必要です。
 - 近隣環境への衛生環境の改善または維持のため、空き地、空き家、墓地等を適正に管理する必要があります。
 - 水道水の水質検査を実施し、安全・安心な水を供給する必要があります。

②快適な都市環境の創造

◆計画的な土地利用の推進

□既成市街地の一部において、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成等、計画的な市街地整備の促進が必要です。

◆快適環境の基盤の整備

□快適で持続的な発展が可能な都市を形成するためには、都市のインフラの高度化、都市構造へのユニバーサルデザインの導入等、効率性の高い都市生活が営めるような都市全体を環境都市として創造していく必要があります。

□人と自然がふれあい生活に潤いと安らぎを与えてくれる身近な場として、川辺・海辺の親水公園や散策路があります。これらは都市生活にとって欠かすことのできない施設であり、整備・充実が必要です。

◆環境アセスの推進

□様々な環境問題に取り組んでいくためには、総合的な観点から現状に関する基礎的な調査研究を行った上で環境保全を行っていく必要があります。環境への影響が大きくなると考えられる開発事業に関しては、環境影響評価等、環境への影響を未然に防ぐ対策が必要です。

◆人と環境にやさしい交通社会の推進

□自動車中心の交通社会は、利便性の高い日常生活を送るために欠かせないものです。反面、自動車の使用は、排ガスによる大気汚染や騒音による生活環境の悪化、地球温暖化等様々な環境問題の要因にもなっています。今後は、徒歩・自転車利用の促進や公共交通機関の利便性を高めることで自動車の使用を抑制し、環境に配慮した低公害車・低燃費車の普及等が求められます。

◆地域に親しまれる公園づくり

□大規模な浦添大公園から各地域に小規模な公園が多数あります。市民が安全に公園施設を利用するために、定期的な点検や計画的な補修を行い、安全管理の強化、施設の維持管理を行う必要があります。

□地域住民と協働して、公園をより親しみやすく快適に利用できるよう公園の整備と充実及びその維持管理を図る必要があります。

◆良好な景観形成と保全

□自然環境と生活環境の調和した快適性を確保するためには、住まい周辺等の自然環境の保全と拡大及び多様性を図る必要があります。また、自然景勝や風致、眺望点等の優れた地域景観の保全と整備を図る必要があります。

□地域の個性や歴史・文化に根差した街並みの景観を保全するとともに、快適性を感じられるような形状や色彩等の統一的な改善を図る必要があります。

□景観まちづくりの推進のためには、地域の市民や事業者と協働して取り組む必要があります。建築基準法による規制だけでなく、地域住民の合意形成を図りながら、地区計画や景観地区等の地域地区指定を推進し、より良い景観の形成と保全に取り組む必要があります。

□市民生活にとって、潤いと清潔な生活空間の創造は情操形成の上で重要です。環境美化に努める対策を講じる必要があります。

◆身近なみどりの創造

□市域の緑地は、点在する程度でまとまった緑地は見られません。市街化が進んでいる現状をふまえ、ポケットパークや街路樹、道路植栽等を中心とした道路沿い等の緑化や住宅、学校、公共施設等における緑化を推進する必要があります。また、市民や事業者等の各主体が協働して積極的に緑化を推進する活動に取り組む必要があります。

◆文化財の保全

□城跡、貝塚、建造物、天然記念物、御嶽・拝所等多数の文化財が分布しています。この貴重な文化財を保存・整備・活用するとともに、次世代への継承・利活用に努め、より良い環境を創造していく必要があります。

◆スマートシティ型まちづくり

□ICTの技術等を活用し、まち全体の低炭素化やエネルギーの効率的な利用を図り、無駄のない快適な暮らしの実現を目指すスマートシティ型まちづくりを進める必要があります。

3)循環型社会の構築

①資源の有効利用の促進

□人口増加に伴い、一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。各主体が協働して社会全体で4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕に取り組み、廃棄物の減量と資源の有効利用を推進する社会を形成する必要があります。

□廃棄物を有効な資源として再利用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。

□関係法令にのっとり、産業廃棄物の減量と再生利用を促進する必要があります。

②廃棄物の適正な処理の推進

□「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）（平成28年3月）」によると、市の推計では、現状のまま推移した場合、2020（令和2）年度の1人1日当たりのごみ排出量は831.3g/人・日と予想されています。ごみ排出量の目標値は812.3g/人・日に設定されていることから、市民・事業者・行政のそれぞれが連携し協力しながらごみの減量に取り組んでいく必要があります。

□浦添市クリーンセンターは供用開始後35年以上経過しています。今後も計画的な維持・補修を実施するとともに、新施設を整備する必要があります。

□廃棄物として処理する場合、適正に処理しなければなりません。一般廃棄物の安定かつ効率的な適正処理を推進し、環境負荷の低減に引き続き取り組む必要があります。

□適正処理は市民・事業者等排出者との協働が必要です。

□最終処分量削減に努め、「最終処分量ゼロ」を継続する必要があります。

□産業廃棄物の適正処理を促進する必要があります。

- 山林や河川、空き地及び道路等への不法投棄やポイ捨てが見られます。地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止対策の推進が必要です。
- 今後想定される災害廃棄物の処理について、方針を定める必要があります。
- 市民・事業者等と協働して食品ロスの削減を推進する必要があります。

③グリーン購入の推進

- 環境への負荷を軽減するために、消費活動等の需要者の活動だけでなく、製品やサービスを供給する事業者も環境に負荷の少ない製品の開発普及に取り組み、経済活動全体を変えていく必要があります。

④エネルギーの有効利用の推進

- 限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を軽減した持続的発展が可能な社会を推進するために、家庭・事業所・公共施設におけるさらなる省エネを推進する必要があります。
- 有限な化石エネルギーの有効利用や地球温暖化対策を推進するために、有効手段としての再生可能エネルギーの積極的な活用を推進する必要があります。
- 廃棄物処理施設で焼却処理する際に発生する熱エネルギーの有効利用を検討する必要があります。

4)地球環境の保全

①地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化は、化石燃料の消費によって発生する二酸化炭素の排出が主な原因となっています。軽減及び防止には化石燃料をできるかぎり使用しない対策を講じる必要があります。
- 「浦添市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成29年3月）」によると、市の推計では、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合、温室効果ガスは短期目標年度となる令和3(2021)年度には778千トン排出され、基準年度(2013年度)比で48千トン(6.5%)増加すると予測されています。また、中期目標年度となる令和8(2026)年度には822千トン、基準年度比で92千トン(11.8%)増加すると見込まれています。市民、事業者等の各主体が協働し、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- 家庭部門の温室効果ガスは、電力やガソリンの使用に伴う排出が大半を占めることから、日常生活における節電対策や再生可能エネルギーの導入、エコ住宅の推進、エコカーの導入及びエコドライブの推進、公共交通の利用等が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があると言えます。
- 気候変動の影響に適切に対応するため、防災対策、健康対策及び水資源に係る適応策を推進する必要があります。

②地球規模の環境問題への貢献

- オゾン層の保護、酸性雨の防止、野生生物の種の保存、マイクロプラスチック等ごみ対策等の地球環境保全対策を推進する必要があります。また、これらに取り組む

に当たって市レベルでの国際協力のあり方を検討する必要があります。

5)協働・参画社会の構築

①環境教育・環境学習の推進

- 子どもから大人まで、生涯にわたって環境保全活動を実践するための知識や技能の支えとなる環境教育・環境学習の場の提供が必要です。特に、子どもの頃から環境に関する教育・学習に触れ、関心を持たせることが重要であり、最も身近な機会として、自然体験活動や自然とふれあえる場の保全及び創出が必要となります。
- 環境保全活動の主体となる市民、活動団体、事業者が自らの活動を推進するためには、教育及び学習に必要な情報や教材等の支援を行う必要があります。
- 環境教育・環境学習に係る情報の共有や人材の活用、交流及び連携を効果的につなぐネットワークの拠点の創出が求められています。
- 将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、「SDGs（持続可能な開発目標）」の普及啓発に努める必要があります。

②自発的な活動の促進

- 環境保全活動・環境配慮行動の必要性は社会に浸透しつつあるものの、取組内容や取り組む市民や事業者の間で偏りがあります。きっかけづくりや意欲の向上を強化しつつ、ライフスタイルの転換や環境に配慮した事業活動の推進を図る必要があります。
- 積極的な市民・事業者・市民団体に対しては、活動の支援や表彰制度の導入等で意欲の増進を図り、活動の活性化を促す必要があります。

③協働の促進

- 環境の保全及び創造に関する多様な主体が効果的な活動を推進するためには、各主体間の連携や情報提供が必要です。これらを推進するネットワークの構築等の体制整備を図る必要があります。
- 地域での環境保全活動を促すファシリテーター並びにコーディネーター等の人材の育成を図る必要があります。
- 自治会等の地域コミュニティは、自然環境の劣化や廃棄物問題等、地域の環境問題に対応する主体も担ってきました。しかし、少子高齢化等により地域コミュニティの衰退に伴って、こうした地域の環境保全活動の減少が懸念されます。保全活動内容の見直しや他団体との協働による活動の検討が必要になります。

第3章 環境基本計画がめざすもの

3-1 望ましい環境像

本市は、第四次浦添市総合計画（平成23年度～平成32年度）で都市像を「てだこの都市・浦添」と定め、この都市像を実現するために、「人間尊重」・「自立」・「平和」をまちづくりの基本理念としています。

この総合計画では、まちづくりの目標を「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」と定めており、この目標の「みどりあふれた」という言葉の背景には、「豊かな自然（緑と水）と歴史・文化を大切に守り・活かした住みよいまち」といった意味が込められています。

また、まちづくりの方向の政策の柱の一つとして、「安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市」を掲げ、自然と共生するやさしいまちづくりを進めるための具体的な施策をあげ、環境面から実現する必要があります。

一方、望ましい環境は一朝一夕に得られるものではありません。本市に関係する各人の意識や価値観が変わり、社会のシステムとして環境に配慮した取組が浸透し、そこで初めて、環境の変化として認識されます。したがって、環境づくりには長い時間をかけた息の長い取組が必要です。

こうしたことを踏まえて、平成25年度に策定した第1期計画では、将来の世代にとっての環境を視野に入れて、市民・事業者・行政がともに目指す本市の望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を設定しました。

本市では、さまざまな環境施策を進めていますが、第1期計画の計画期間が終了した現在、方向性を同じくした更なる施策の展開が求められています。

以上のことから、総合計画における環境のあり方に沿い、第1期計画での取組内容をより一層進めるものとして、引き続き本市のあるべき姿の実現のため、環境づくりに取り組んでいきます。

《望ましい環境像》

豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添

3-2 基本目標

望ましい環境像を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 人と自然との共生

森林や川、海、生き物等によって育まれている多様で豊かな自然は、私たちの情操や生活環境及び都市環境を豊かにしてくれています。これらの生活や都市の基盤の大切さを認識し、多様な自然環境の保全はもとより、さらに豊かにして将来世代へ引き継ぐために、健全な水循環の回復や環境に配慮した農水産業の推進、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の保全に努め、人と自然とが共生する都市をめざします。

基本目標2 良好な生活環境の保全

人が健康で安心して暮らせる生活環境をするためには、人の健康や生活に影響を及ぼす恐れのある公害問題を軽減・解消する必要があります。そのためには、大気や水、土壌等を良好な状態で保全し、有害化学物質による環境汚染を防ぎ、また騒音・振動や悪臭防止対策による静穏な生活環境の維持に努め、危険生物対策の実施等環境衛生対策を推進し、市民が安心して健康に暮らせる都市をめざします。

また、公園、道路、ライフライン、文化財及び景観は、都市の快適性を高めています。このため、生活環境の基盤を整え、地域の特色と調和しつつも環境にやさしいまちをめざします。

基本目標3 循環型社会の構築

持続的発展が可能な社会を構築するためには、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源を有効に利用していく必要があります。

廃棄物の適正な処理を推進するとともに、ごみの発生抑制や資源の循環利用、省エネルギー及び再生可能エネルギーの推進、グリーン購入の推進等により、環境負荷の低減と限りある資源の有効活用を図るとともに、かつ都市の利便性や活力を保ちながら、環境にやさしい循環型の都市の実現をめざします。

基本目標4 地球環境の保全

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、野生生物種の減少等の地球環境問題は人類共通の課題であり、私たち1人ひとりが地球市民として地球環境保全に取り組む必要があります。

生活や産業・経済のあらゆる活動を維持するために、大量の化石燃料やエネルギーが消費され、これに伴って排出される温室効果ガス等が地球環境に大きな負荷を与えています。このため、温室効果ガス削減の低炭素社会の実現による地球環境保全に積極的に取り組む都市をめざします。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止、野生生物種の保護、マイクロプラスチック等ごみ対策等についても、地域から地球環境保全に取り組む都市をめざします。

基本目標5 協働・参画社会の構築

環境像の実現に向けた、具体的な環境の保全と創造を推進するために、市民・市民団体・事業者・来訪者・市の各主体が自らの責務と役割について認識を深めながら互いに連携・協働し、持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。

そのためには、様々な主体や世代が地域環境や地球環境の大切さを学び、環境の保全と創造の意欲を高め、自主的かつ主体的な活動の実践を促すため、環境教育・環境学習を推進します。さらに各主体の環境保全の取組を効果的に進めるため、情報の共有化や協働と参画を促すしくみづくりを推進し、各主体が連携及び協働して環境保全に取り組む都市をめざします。

3-3 各主体の役割

(1)市の役割

- 市は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、実施します。
- 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組みます。
- 市は、環境の保全と創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進します。
- 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に取り組みます。

(2)市民の役割

- 市民は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に取り組みます。
- 市民は、市、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(3)市民団体の役割

- 市民団体は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進します。
- 市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(4)事業者の役割

- 事業者は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に取り組みます。
- 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。
- 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減します。
- 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(5)来訪者の役割

- 来訪者は、環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

3-4 施策の方向

(1) 人と自然との共生

- 水循環機能の保全と向上のため、樹林の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹林等の緑地の保全と新たな造林を推進します。【水循環】
- 各所に見られる湧水や地下水は貴重な水源と水循環の一端を担っていることから、湧水と周辺環境の保全と維持管理を推進します。【水循環】
- 節水活動等をはじめとする水資源の有効利用で、環境への負荷を少なくします。【水循環】
- 生物多様性の基盤となっている山・川・海の保全・再生の自然環境の保全により、生物多様性の保全を推進します。【生物多様性】
- 環境影響評価制度の適正運用を図りつつ、開発事業の計画段階からの環境配慮に努めます。【開発行為】
- 市域の動植物の生育・生息環境を把握し、多様な生態系の保全を推進します。【野生生物】
- 本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。【野生生物】
- 環境保全型農業や、環境に配慮した水産・畜産・養蚕業の推進に努めます。【環境配慮型農水産業】
- 公園・水辺・海辺・里浜の管理者等と連携し、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守等を推進し、自然とのふれあいの場における自然環境を保全・修復します。【自然とのふれあいの場の保全】

(2) 良好な生活環境の保全

- 大気環境の監視体制を整備するとともに、事業所及び建設工事からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気環境・悪臭を改善します。【大気環境・悪臭】
- 市民・事業者に協力を呼び掛け、自動車排出ガスの抑制を推進します。【大気環境・悪臭】
- 河川・海域・地下水の水質汚濁及び土壌汚染の監視体制を充実します。【水質・土壌】
- 事業者排水の規制及び指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取組を推進し、総合的な事業所・生活排水対策を推進します。【水質・土壌】
- 住環境の騒音監視体制の充実を図るとともに、自動車及び航空機からの騒音・振動の改善を促します。【騒音・振動】
- 事業所及び建設工事の規制・指導の強化とともに、近隣騒音対策を推進します。【騒音・振動】
- ダイオキシン類対策、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションを推進することを図り、化学物質等を適正管理・適正使用します。【化学物質】
- ペットの適正な飼養の促進、危険生物対策、そ族昆虫対策、空き地・空き家・墓地の適正管理を推進し、水道水の水質管理を図り、環境衛生対策を推進します。【環境衛生】
- 犬・猫の「殺処分ゼロ」等に向けた動物愛護活動に取り組む対策を推進します。【環境衛生】

- 安心して快適に暮らせるまちをめざし、計画的な市街地整備を促進します。【計画的な土地利用】
- インフラ整備や親水性護岸、ユニバーサルデザインの導入等、環境に配慮した快適環境の基盤の整備を推進します。【快適環境基盤整備】
- 開発行為における環境配慮として、法・条例アセスを推進し、小規模開発事業においても環境配慮の促進を図ります。【環境アセス】
- 浦添市交通基本計画に基づき徒歩や自転車・公共交通機関の利用を促進するとともに、快適な道路の整備を図り、自動車排出ガスや騒音等の環境負荷の低減をめざす、人と環境にやさしい交通社会を推進します。【交通】
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場の提供等、都市生活に欠かすことのできない公園の整備・維持管理や市民や市民団体等と協働して取り組む等、地域に親しまれる公園づくりを推進します。【公園】
- 良好な景観形成及び保全のため、自然景観の保全や歴史薫る街並みの整備とともに環境美化に取り組み、地域協働の景観まちづくりを推進します。【景観】
- 身近な空間の緑化を推進し、自主的な緑化活動の支援を行い、身近なみどりの創造を推進します。【みどり】
- 貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努めます。【歴史文化】
- ICTの技術等を活用したスマートシティ型まちづくりを目指します。【スマートシティ】

(3)循環型社会の構築

- 4R[リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を推進するため、過剰包装の削減、ごみ減量化の推進、不用品の再使用の促進、再資源化処理体制の整備を図ります。【4R】
- 再資源化を推進するため、分別排出の徹底や新たな資源化の推進、分別収集体制の効率化を図ります。【再資源化】
- 資源の有効利用の促進のため、普及啓発を推進します。【普及啓発】
- 廃棄物の処理体制を充実するため、安定で効率的な処理体制の維持、安定した収集・運搬体制の整備、処理における環境負荷低減の推進及び新クリーンセンターの整備を図ります。【処理体制】
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、最終処分ゼロの継続を推進します。【最終処分】
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、監視パトロールを実施する等、不法投棄対策を推進します。【不法投棄】
- グリーン購入を推進するため、浦添市グリーン購入調達方針を推進する等、市が率先してグリーン購入の施策を推進します。【グリーン購入】
- 家庭・事業所におけるグリーン購入を促進し、社会へのグリーン購入の浸透を図ります。【グリーン購入】
- 公共施設や家庭・事業所における省エネの推進を図ります。【省エネ】
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進を図ります。【再生可能エネルギー】
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進を図ります。【再生可能エネルギー】
- 廃棄物処理施設からの焼却熱等の熱回収の検討を行います。【再生可能エネルギー】

(4)地球環境の保全

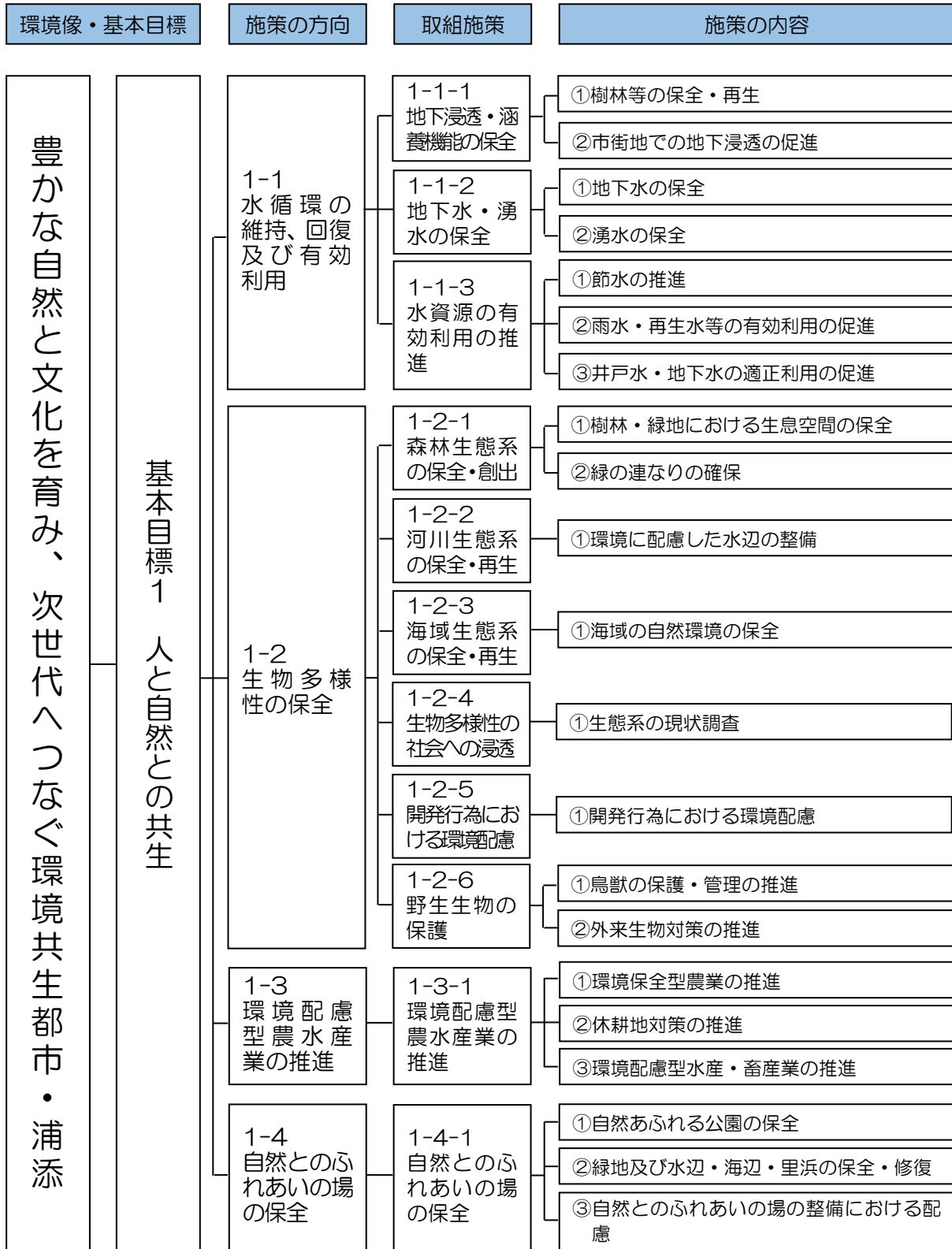
- 地球温暖化対策の取組として、地域全体での総合的な対策、協働による対策、行政の率先的対策を推進します。【地球温暖化】
- 事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出抑制を図ります。【地球温暖化】
- 吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進に取り組むとともに、交通環境の改善を図ります。【地球温暖化】
- 気候変動の影響に適切に対応するため、防災対策、健康対策及び水資源に係る適応策を推進します。【地球温暖化】
- フロンガス排出の抑制やオゾン層保護に関する情報提供等を推進します。【オゾン層】
- 酸性雨の情報提供を行う等、酸性雨対策を推進します。【酸性雨】
- 野生生物の種の保全のため、生物多様性の保全対策を推進します。【野生生物】
- 海洋中のマイクロプラスチック等新たな国際的な課題の情報収集を行い、市民・事業者等へ普及啓発を推進します。【海洋ごみ】
- 地球環境を保全するため、国際協力の推進に際し、市レベルでの協力のあり方を検討します。【国際協力】

(5)協働・参画社会の構築

- 持続可能な社会づくりをめざして、地域に根差した総合的な内容の環境教育・環境学習を推進します。【環境教育・環境学習】
- 子どもから大人まで生涯にわたって様々な主体が身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲の増進と態度、技能、知識を習得できる機会を増やします。【環境教育・環境学習】
- 地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。【環境教育・環境学習】
- 自然体験や原体験を重視して、自然や命を大切にすることをめざします。【環境教育・環境学習】
- 家庭や学校、地域、職場等での環境教育・環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の充実を推進します。【環境教育・環境学習】
- SDGs（持続可能な開発目標）の普及啓発を図ります。【SDGs】
- 持続可能なライフスタイルに切り替え、地域環境・地球環境の保全・創造のために行動する市民等を増やします。【自発的な活動】
- 事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）の一環としての継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。【自発的な活動】
- 市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。【自発的な活動】
- 環境保全活動に積極的に関わっている市民・事業者・市民団体に対して、活動の支援や表彰等を推進し、活動の活性化を促します。【自発的な活動】
- 協働を促進する人材の養成と活動の支援を推進します。【協働】
- 環境に関わる各種施策の推進に当たっては、広く市民・事業者の参加を求め、協働による推進を図ります。【協働】

3-5 施策の体系

望ましい環境像と基本目標に基づく施策の体系を示します。

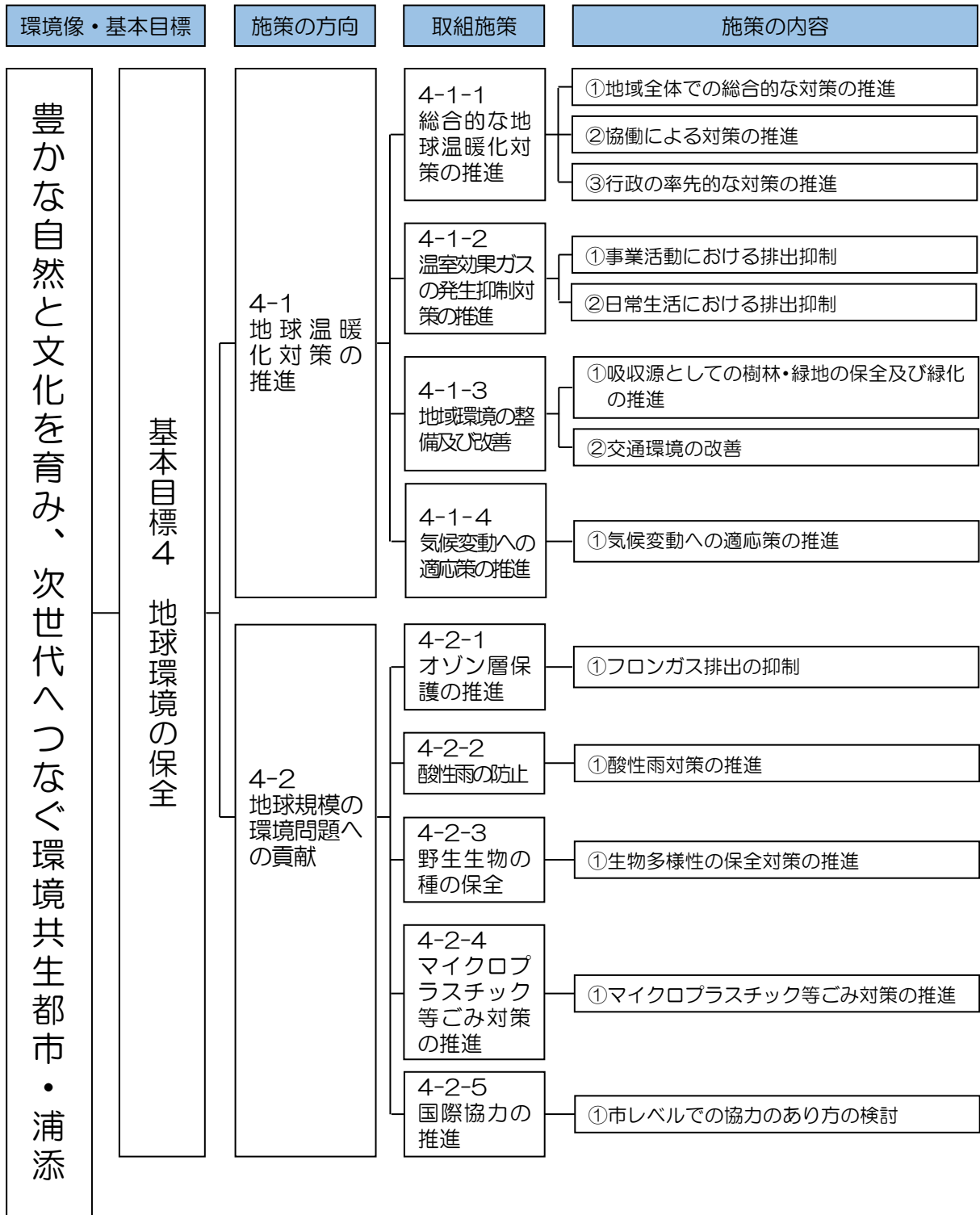


第3章

環境像・基本目標	施策の方向	取組施策	施策の内容	
豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添	基本目標2 良好な生活環境の保全	2-1 人の健康及び環境の保全	2-1-1 大気環境・悪臭の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①大気環境の監視体制の整備 ②事業所の大気の排出規制及び指導の強化 ③建設工事の公害対策 ④自動車排出ガスの抑制 ⑤アスベスト対策の推進 ⑥悪臭規制及び指導の強化
			2-1-2 水質・土壌環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①河川・海域の監視 ②事業所の排水規制及び指導の強化 ③総合的な生活排水対策の推進 ④流域全体での協働による取組の推進 ⑤海洋汚染の防止 ⑥赤土等流出防止対策の充実 ⑦土壌・地下水の監視
			2-1-3 騒音・振動環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①騒音環境の監視体制の整備 ②事業所の騒音・振動の規制及び指導の強化 ③自動車騒音・振動対策の推進 ④航空機騒音対策の推進 ⑤近隣騒音対策の推進
			2-1-4 化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類対策の推進 ②化学物質等の適正管理・適正使用の推進 ③リスクコミュニケーションの推進
			2-1-5 環境衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①ペットの適正な飼養及び動物愛護の推進 ②危険生物対策の実施 ③そ族昆虫対策の推進 ④空き地・空き家・墓地の適正管理の推進 ⑤水道水の水質管理

環境像・基本目標	施策の方向	取組施策	施策の内容	
豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添	基本目標2 良好な生活環境の保全	2-2 快適な都市環境の創造	2-2-1 計画的な土地利用の推進	①計画的な市街地整備
			2-2-2 快適環境の基盤の整備	①インフラ整備の充実 ②親水型施設整備の推進 ③安全・快適性の都市基盤の整備
			2-2-3 環境アセスの推進	①法・条例アセスの推進 ②小規模開発事業の環境アセスの促進
			2-2-4 人と環境にやさしい交通社会の推進	①自動車排出ガスと騒音の抑制 ②徒歩・自転車利用の促進 ③公共交通機関の利用促進 ④快適な道路環境及び公共交通機関の整備
			2-2-5 地域に親しまれる公園づくり	①公園の整備及び維持管理 ②協働による快適性の向上
			2-2-6 良好な景観形成及び保全	①自然景観の保全 ②歴史薫る街並みの整備 ③地域協働の景観まちづくりの推進 ④環境美化の推進
			2-2-7 身近なみどりの創造	①緑化の推進 ②自主的な緑化活動の支援
			2-2-8 文化財の保全	①文化財の調査・研究及び指定・保存並びに復元 ②文化財の継承及び利活用
			2-2-9 スマートシティ型まちづくりの推進	①スマートシティ型まちづくりの推進

環境像・基本目標	施策の方向	取組施策	施策の内容		
<p>豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添</p>	<p>基本目標3 循環型社会の構築</p>	<p>3-1 資源の有効利用の促進</p>	<p>3-1-1 4Rの推進</p>	①過剰包装の削減	
				②ごみ減量化の推進	
				③不用品の再使用の促進	
				④再資源化処理体制の整備	
			<p>3-1-2 再資源化の推進</p>	①分別排出の徹底	
				②新たな資源化の推進	
				<p>3-1-3 普及啓発の推進</p>	①普及啓発の推進
			<p>3-2 廃棄物の適正な処理の推進</p>		<p>3-2-1 廃棄物の処理体制の充実</p>
				②安定した収集・運搬体制の整備	
		③処理における環境負荷低減の推進			
		④新クリーンセンターの整備			
		<p>3-2-2 最終処分ゼロの継続</p>		①最終処分ゼロの継続	
				<p>3-2-3 不法投棄対策の推進</p>	①不法投棄対策の推進
		<p>3-3 グリーン購入の推進</p>	<p>3-3-1 市の率先購入施策の推進</p>		①浦添市グリーン購入調達方針の推進
				<p>3-3-2 社会へのグリーン購入の浸透</p>	①家庭・事業所におけるグリーン購入の促進
			<p>3-4 エネルギーの有効利用の推進</p>		<p>3-4-1 省エネの推進</p>
②家庭・事業所における省エネの推進					
<p>3-4-2 再生可能エネルギー等の推進</p>	①公共施設における再生可能エネルギー等の推進				
	②地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進				



環境像・基本目標	施策の方向	取組施策	施策の内容	
<p>豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添</p>	<p>基本目標5 協働・参画社会の構築</p>	<p>5-1 環境教育・環境学習の推進</p>	5-1-1 総合的かつ計画的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①環境教育・環境学習の推進 ②学校における環境教育・環境学習の推進 ③家庭、地域、職場における環境教育・環境学習の推進
			5-1-2 地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ①地域人材の活用
			5-1-3 自然体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①自然体験活動の推進 ②体験の場の整備
			5-1-4 環境教育・環境学習の支援と充実	<ul style="list-style-type: none"> ①環境教育を担う人材育成の推進 ②教材・プログラムの充実 ③環境教育・環境学習のための場・拠点の整備 ④環境情報の提供 ⑤SDGsの普及啓発
		<p>5-2 自発的な活動の促進</p>	5-2-1 家庭・事業所における日常的な環境配慮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①環境にやさしいライフスタイルの浸透 ②環境に配慮した事業活動の促進
			5-2-2 自発的な活動のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①活動のきっかけづくり
			5-2-3 自発的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①自発的な活動の支援 ②人材バンク整備と活用促進 ③活動団体の表彰
		<p>5-3 協働の促進</p>	5-3-1 協働を促す人材の養成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ①協働を促進する人材の養成と支援
			5-3-2 協働を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①協働・参画の場と機会の充実 ②情報の共有化 ③ネットワーク・拠点づくり

第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容

基本目標 1 人と自然との共生

施策の方向 1-1 水循環の維持、回復及び有効利用

【現況と課題】

- 大規模な森林は無く、水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林の保全・維持と新たな造林や水源涵養機能を高める様々な施策を推進していく必要があります。
- 各所に見られる湧水が、貴重な水源と水循環の一端を担っています。しかし、都市開発により雨水の地下浸透が減少することで、湧水の保全が懸念されています。湧水の保全・維持のための措置が必要です。

【取組の方向】

- 水循環機能の保全と向上のため、樹林の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹林等の緑地の保全と新たな造林を推進します。
- 各所に見られる湧水や地下水は貴重な水源と水循環の一端を担っていることから、湧水と周辺環境の保全と維持管理を推進します。
- 節水活動等をはじめとする水資源の有効利用で、環境への負荷を少なくします。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
市道の透水性舗装の整備箇所数	箇所	増加	9箇所	11箇所以上
市民1人1日当たりの給水量	ℓ	減少	303ℓ	—
地下水の水質汚濁に係る環境基準達成状況	—	達成	2地点超過	環境基準達成

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策 1-1-1 地下浸透・涵養機能の保全

【施策内容】

①樹林等の保全・再生

- ・水源涵養機能の保全・向上を図るため、残された貴重な樹林及び緑地、農地の保全・維持・再生を推進します。

②市街地での地下浸透の促進

- ・市街地での地下浸透を高めるため、住宅、事業所、公共施設等における敷地内の緑地の確保、雨水浸透柵の設置や透水性舗装を促進します。

取組施策 1-1-2 地下水・湧水の保全

【施策内容】

①地下水の保全

- ・関係機関と連携して地下水の水質監視と、地下水の汲み上げ量の適正管理を促し、地下水の保全対策を推進します。

②湧水の保全

- ・水源涵養機能を有する緑地の保全と緑化を推進し、土地の改変等による悪影響を最低限に抑え、湧水箇所及び周辺環境の適正な維持管理を推進します。
- ・地域資源として保全・利活用が図れるよう、関係者と協議の上、湧水及びその周辺環境の保全・整備を推進します。
- ・湧水・井泉の調査を検討します。

取組施策 1-1-3 水資源の有効利用の推進

【施策内容】

①節水の推進

- ・公共施設における節水対策を推進します。
- ・限りある水資源を有効利用するため、普及啓発を図り、市民・事業者等の意識の向上と節水行動を促します。

②雨水・再生水等の有効利用の促進

- ・家庭や事業所、公共施設等での雑用水（散水、水洗トイレ）には、雨水・再生水の利用の検討を促します。
- ・貴重な水の有効利用の観点から計画的、継続的に漏水調査を行い、更なる有効率の向上に努めます。

③井戸水・地下水の適正利用の促進

- ・取水による周辺への影響や地下水汚染に関する情報を収集し、市民・事業者等に適正な利用と管理を促します。

施策の方向1-2 生物多様性の保全

【現況と課題】

- 浦添大公園周辺では森林生態系、安謝川等の主要河川では河川生態系、港川海岸付近では海域生態系が形成されています。
- 都市化が進んだ本市にはまとまった緑が少ないことから、既存の緑地は生物にとって重要な生息地となっており、動植物の生育・生息環境の保全・再生を図る必要があります。
- 良好な生態系の保全・維持には動植物の生育・生息環境を把握する必要があります。また、調査に基づくそれぞれの自然環境に対応した保全策を講じることが必要です。
- 本市には、移入生物や帰化生物といった外来生物が生息しており、野生動植物の生態系に対して悪影響を及ぼす外来生物対策の検討・推進が必要です。

【取組の方向】

- 生物多様性の基盤となっている山・川・海の保全・再生の自然環境の保全により、生物多様性の保全を推進します。
- 環境影響評価制度の適正運用を図りつつ、開発事業の計画段階からの環境配慮に努めます。
- 市域の動植物の生育・生息環境を把握し、多様な生態系の保全を推進します。
- 本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
みどりの確保量	ha	増加	276ha	282ha (2030)
自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所)	箇所	増加	14箇所	20箇所

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策 1-2-1 森林生態系の保全・創出

【施策内容】

①樹林・緑地における生息空間の保全

- ・森林生態系を形成する動植物の生息・生育空間となっている樹林・緑地を保全・創出し、生物多様性の向上を図ります。

②緑の連なりの確保

- ・広域的な森林生態系を創出するため、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを確保します。

取組施策 1-2-2 河川生態系の保全・再生

【施策内容】

①環境に配慮した水辺の整備

- ・本来あるべき河川生態系を保全するため、治水上の安全を確保しつつ河川の環境に配慮した水辺の整備を推進します。

取組施策 1-2-3 海域生態系の保全・再生

【施策内容】

①海域の自然環境の保全

- ・海域環境の改変による影響から港川地先に広がるサンゴ礁生態系や干潟を保全するため、開発行為においては環境配慮を推進し、水質汚濁や不法投棄の監視体制を整備します。

取組施策 1-2-4 生物多様性の社会への浸透

【施策内容】

①生態系の現状調査

- ・動植物の生息・生育状況等の生態系に関する調査、研究、情報収集に努め、環境教育の教材や情報提供等に活用しながら、生物多様性の社会への浸透を図ります。

取組施策 1-2-5 開発行為における環境配慮

【施策内容】

①開発行為における環境配慮

- ・開発行為においては計画段階から環境配慮の方策が盛り込まれるよう努めるとともに、民間事業者に対し指導等を行います。

取組施策 1-2-6 野生生物の保護

【施策内容】

①鳥獣の保護・管理の推進

- ・鳥獣保護管理計画を基本に関係機関と連携して、メジロの飼育許可等の鳥獣の保護・管理を推進します。

②外来生物対策の推進

- ・関係機関と連携し、外来生物対策を推進します。

施策の方向1－3 環境配慮型農水産業の推進

【現況と課題】

- 農水産業は、生物の多様性や生態系によってもたらされる恩恵を直接的に享受しています。また、農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源涵養機能、自然環境の保全、良好な景観の形成等、食料の供給以外の多面的な役割を果たしています。
- 農水産業は自然と相互に密接な正負の影響を及ぼしあっていることから、将来にわたって持続的に恩恵を受けられるよう環境に配慮した形で振興する必要があります。
- 農薬、肥料、除草剤等の使用に際しては、減農薬に努める等環境に配慮する必要があります。

【取組の方向】

- 環境保全型農業や、環境に配慮した水産・畜産・養蚕業の推進に努めます。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
農地面積	ha (ヘクタール)	水準維持	42.8ha (2017)	—
遊休耕作地の桑園利用	a (アール)	増加	77a	—

取組施策1－3－1 環境配慮型農水産業の推進

【施策内容】

- ①環境保全型農業の推進
 - ・適切な施肥管理による土づくり、減農薬農業等の環境保全型農業を促進します。
- ②休耕地対策の推進
 - ・耕作放棄地の発生を防止することに努めながら、遊休耕作地の桑園利用等、休耕地の活用を促進します。
- ③環境配慮型水産・畜産業の推進
 - ・関係機関と連携し情報提供・啓発を通して、環境に配慮した水産・畜産業を推進します。

施策の方向1-4 自然とのふれあいの場の保全

【現況と課題】

- 市域の緑地は、点在する程度でまとまった緑地は見られません。市域に残された緑地、水辺、海辺等は自然環境保全を念頭に置き、良好な状態で管理・保全する必要があります。
- 緑地や水辺、海辺を整備するに当たっては、開発並びに供用後に起こりうる環境への影響をできるかぎり軽減するための対策が必要です。
- カーミージー周辺等の西海岸は、多様な生物の生息する貴重な自然環境を有していることから、その自然環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

【取組の方向】

- 公園・水辺・海辺・里浜の管理者等と連携し、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守等を推進し、自然とのふれあいの場における自然環境を保全・修復します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
みどりの確保量	ha	増加	276ha	282ha (2030)
自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所)	箇所	増加	14箇所	20箇所

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策1-4-1 自然とのふれあいの場の保全

【施策内容】

①自然あふれる公園の保全

公園に残された自然環境を守るため、自然環境に配慮した適正な維持管理、生息動植物に関する情報発信、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守の啓発を推進します。

②緑地及び水辺・海辺・里浜の保全・修復

公園以外の緑地・水辺・海辺・里浜等の人と自然とのふれあいの場においても、所有者・管理者と連携し、自然環境の保全・修復・再生に努めます。

③自然とのふれあいの場の整備における配慮

人と自然とのふれあいの場を整備する場合には、自然環境への影響を最小限に抑えるよう配慮します。

基本目標 2 良好な生活環境の保全

施策の方向 2-1 人の健康及び生活環境の保全

【現況と課題】

- 光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントは、環境基準を未達成です。大気汚染防止法に基づく緊急時の措置が必要となる値を超えることはありませんでしたが、今後も監視を続ける必要があります。
- 建設工事や工場の作業に伴う粉じんや騒音、振動による苦情が多いことから、事業者に対して大気汚染物質の削減や騒音の解消に取り組むための指導を行う必要があります。
- 浄化槽の管理不足による悪臭の苦情が多いことから、浄化槽使用者に対して適切な維持管理を指導する必要があります。
- 安謝川は環境基準 C 類型を達成し、小湾川も環境基準 C 類型相当の水質を維持しています。一方牧港川は環境基準 C 類型未達成で、特に上流は水質汚濁が課題となっています。港川海岸は環境基準の A 類型相当の水質を維持しています。
- 河川、海域ともに、安心して水際での遊びが楽しめるような水質汚濁防止対策を積極的に進める必要があります。汚濁の主な原因である事業所排水と生活排水処理対策を進める必要があります。
- 近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から赤土等の土壌が流出すると、イノ-に堆積すること等が懸念されるため、赤土等の流出を防止する必要があります。
- 自動車騒音は、今後も監視を続けるとともに、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通社会を推進する必要があります。
- ダイオキシン類は市内の調査地点の 4 地点とも環境基準を満たしています。PRTR 制度による市内の化学物質は、廃棄物の移動量が増加傾向にあり、事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的に管理する必要があります。
- 良好な衛生状態の維持に努めるため、ペットの飼い主に適切な飼養、ハブ等の危険生物対策、生活圏内のそ族昆虫の適切な防除、空き地・空き家・墓地等の適正管理、水道水の水質管理等が必要です。
- 飼い主のいない犬・猫による被害や相談があることから、ペットの飼養や動物愛護思想の普及啓発を図る必要があります。

【取組の方向】

- 大気環境の監視体制を整備するとともに、事業所及び建設工事からの大気汚染物質・ア-スベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気環境・悪臭を改善します。
- 市民・事業者に協力を呼び掛け、自動車排出ガスの抑制を推進します。
- 河川・海域・地下水の水質汚濁及び土壌汚染の監視体制を充実します。
- 事業者排水の規制及び指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取組を推進し、総合的な事業所・生活排水対策を推進します。

- 住環境の騒音監視体制の充実を図るとともに、自動車及び航空機からの騒音・振動の改善を促します。
- 事業所及び建設工事の規制・指導の強化とともに、近隣騒音対策を推進します。
- ダイオキシン類対策、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションを推進すること
を図り、化学物質を適正に管理します。
- ペットの適正な飼養の促進、危険生物対策、そ族昆虫対策、空き地・空き家・墓地の適
正管理を推進し、水道水の水質管理を図り、環境衛生対策を推進します。
- 犬・猫の「殺処分ゼロ」等に向けた動物愛護活動に取り組む対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす 方向	現状	2026 年度
公害苦情件数（総数）	件数	減少	45 件	—
二酸化窒素濃度 （環境基準：0.060ppm 以下）	ppm	達成・維持	0.008ppm 達成	達成・維持
浮遊粒子状物質濃度 （環境基準：0.100mg/m ³ 以下）	mg/m ³	達成・維持	0.014mg/m ³ 達成	達成・維持
光化学オキシダントの環境基準 超過日数 （環境基準：1 時間値 0.060ppm 以下）	日数	減少	21 日	—
悪臭に関する公害苦情件数	件数	減少	9 件	—
市内河川の各測定点における生 活環境に係る環境基準達成評価 （BOD75%値：5 mg/ℓ以下（C 類型））	%	増加	86% 7 地点中 6 地点 で達成	100% 全地点で達成
市内海域の測定点における生 活環境に係る環境基準達成評価 （COD：2mg/ℓ以下（A 類型相当））	mg/ℓ	達成・維持	1.8 mg/ℓ 達成	達成・維持
地下水の水質汚濁に係る 環境基準達成状況	—	達成	2 地点超過	達成
汚水衛生処理率	%	増加	93.1%	95.0% （2020）
自動車騒音に係る環境基準達成率	%	増加	96.1% 10108 地点中 9718 地点で達成	100% 全地区で達成
TNRを実施した野良猫の数	匹	減少	56 匹	—
狂犬病予防接種率	%	増加	41.2%	100%

- 注) 1.現状値は、2018 年度の数値・データです。
 2.「市内河川の各測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、安謝川、牧
 港川、小湾川 3 水域の各測定点における生活環境項目の達成状況のことです。なお、
 小湾川は環境基準の設定はないため、C 類型を参考に基準としました。
 3.「市内海域の測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、市独自の各測

定点を含む港川海岸の測定点における生活環境項目の達成状況のことで。なお、港川海岸は環境基準の設定がないため、A 類型を参考に基準としました。

取組施策 2-1-1 大気環境・悪臭の改善

【施策内容】

①大気環境の監視体制の整備

- ・有害な大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。

②事業所の大気の排出規制及び指導の強化

- ・事業活動によって排出する有害大気汚染物質の排出を事業者自身で管理・抑制するため、大気汚染の防止に関する知識の普及、指導の強化を推進します。

③建設工事の公害対策

- ・建設工事における粉じん等の環境汚染を未然に防ぐため、建設作業の届出の徹底と、近隣への健康被害リスク回避の指導・啓発等を推進します。

④自動車排出ガスの抑制

- ・エコドライブの普及啓発や渋滞の緩和等により自動車排出ガスの抑制を推進し、自動車排出ガス由来の大気汚染防止に努めます。

⑤アスベスト対策の推進

- ・解体事業者に対して届出・通知体制を強化、アスベストによる健康被害リスク回避等の啓発を行い、アスベスト対策を推進します。

⑥悪臭規制及び指導の強化

- ・悪臭の発生源に対して規制・指導の強化を行い、悪臭に対する苦情には迅速に対応します。

取組施策 2-1-2 水質・土壌環境の改善

【施策内容】

①河川・海域の監視

- ・河川・海域及び公共水域の水質汚濁状況を把握するため、監視体制を整備し水質調査を実施します。

②事業所の排水規制及び指導の強化

- ・事業活動による排水や地下への浸透状況を監視し、指導体制を整備し、水質汚濁防止に努めます。

③総合的な生活排水対策の推進

- ・公共下水道の接続率向上、合併浄化槽の普及、定期的な処理施設の清掃による処理機能の維持等、総合的な生活排水対策を推進します。

④流域全体での協働による取組の推進

- ・流域市町村と協働して広域的に水質汚濁防止を推進します。

⑤海洋汚染の防止

- ・陸域からの負荷や船舶等からの油、有害物質及び廃棄物の排出等への対策を講じ、国・県・近隣市町村等と連携し、海洋汚染の防止に努めます。

⑥赤土等流出防止対策の充実

- ・沖縄県赤土等流出防止条例、沖縄県環境影響評価条例等を活用し、赤土流出等対策を推進します。

⑦土壌・地下水の監視

- ・土壌・地下水の監視を行い、新たな土壌汚染・地下水汚染を未然に防止します。

取組施策 2-1-3 騒音・振動環境の改善

【施策内容】

①騒音環境の監視体制の整備

- ・交通騒音・航空機騒音等の状況を把握するため、監視体制を整備します。

②事業所の騒音・振動の規制及び指導の強化

- ・建設・解体作業に対する規制、工場・事業場から発生する騒音・振動を事業者自身で抑制するための指導を強化します。

③自動車騒音・振動対策の推進

- ・自動車における騒音・振動環境を改善するため、自動車排出ガスの観測データの把握や渋滞の緩和を推進し、必要に応じて道路管理者や関係行政機関に騒音防止対策の要請を行います。

④航空機騒音対策の推進

- ・航空機騒音の発生源に対し、騒音防止対策等の要請を行います。

⑤近隣騒音対策の推進

- ・深夜営業や家庭生活等によって発生する騒音の解消をめざして、市民、事業者の意識向上を図る等、近隣騒音対策を推進します。

取組施策 2-1-4 化学物質の適正管理

【施策内容】

①ダイオキシン類対策の推進

- ・ダイオキシン類対策の監視体制を整備し、一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出抑制等、ダイオキシン類対策を推進します。

②化学物質等の適正管理・適正使用の推進

- ・PRTR 法対象事業者の排出状況の把握や化学物質排出事業者に対する管理指導や監視体制の充実を図り、化学物質等の適正管理・適正使用を推進します。

③リスクコミュニケーションの推進

- ・化学物質に関する情報を全ての関係者が共有し意見交換等が行えるよう、地域のリスクコミュニケーションを推進します。

取組施策2-1-5 環境衛生対策の推進

【施策内容】

①ペットの適正な飼養及び動物愛護の推進

- ・ペットの飼い主に適正な飼養を促し、全ての人にとって良好な生活環境を維持するため、狂犬病予防注射、野良犬・野良猫対策（TNR活動等）等を強化します。また、動物愛護思想の普及啓発を図ります。

②危険生物対策の実施

- ・「浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例」等に基づき、危険生物対策を実施します。

③そ族昆虫対策の推進

- ・良好な衛生環境を保つため、そ族昆虫の調査、駆除を実施します。

④空き地・空き家・墓地の適正管理の推進

- ・空き地・空き家・墓地等の管理において、健康衛生・精神衛生上の悪化要因となるものは、所有者に対して適正管理を促し、近隣環境の良好な衛生状態を維持・改善します。

⑤水道水の水質管理

- ・安全・安心な水道の供給を確認するため、水道水の水質検査を実施します。

※「TNR活動」は Trap Neuter Return program の略で野良猫を捕まえて、避妊去勢手術をしてから元の場所に戻すことで、野良猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護活動のこと

施策の方向2-2 快適な都市環境の創造

【現況と課題】

- 既成市街地の一部において、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成等、計画的な市街地整備の促進が必要です。
- 良好な快適環境を創造するため、上下水道等のインフラ整備の充実、カーミーシー、港川海岸、小湾川のアジサイ公園、安謝川の内間西公園等の親水型施設整備、ユニバーサルデザインの導入等が必要です。
- 規模が大きく環境への影響が考えられる開発事業に関しては、環境影響評価等、環境への影響を未然に防ぐ対策が必要です。
- 自動車の使用は、大気汚染や騒音・振動による生活環境の悪化、地球温暖化等様々な環境問題の要因となっているため、自動車の使用の抑制や環境に配慮した低公害車・低燃費車の普及等が必要です。
- 本市の市民1人当たりの都市公園確保面積は10.3m²/人で、供用開始した面積は5.6m²/人です（いずれも令和元年現在）。浦添市都市公園条例による都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10m²/人であることから、本市の都市公園の確保面積は水準をやや上回っておりますが、供用開始に向けさらなる都市公園整備の推進が必要です。
- 地域固有の優れた自然景観や歴史文化に根差した街並み景観等が見られます。魅力ある都市環境の創出を図るため、貴重な地域景観の保全と創出を推進する必要があります。
- 景観法及び浦添市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり計画」を平成19（2007）年に策定し、市全域を景観計画区域に位置付け良好な景観形成の推進に努めています。また、「仲間重点地区」を設定及び「景観地区」を指定し、浦添グスクを中心とした街並み景観形成に取り組んでいます。
- 市域の緑は、公園だけでなく、住宅地等の生活空間の緑や農地、都市の軸となる街路や河川の緑があります。これらの多様な緑の保全・創出・育成には、市による取組のほかに、市民や事業者等の各主体が一体となった取組が必要です。
- 浦添市内には文化財が多数所在しています。令和元（2019）年5月現在、国指定文化財等は浦添城跡、中頭方西海道及び普天満参詣道、アマミクヌムイ（伊祖グスク）、オカヤドカリ（国指定天然記念物）、勢理客の獅子舞（国選択無形民俗文化財）の6件、県指定文化財は伊祖の高御墓、伊祖城跡、浦添貝塚等の12件、市指定文化財は仲間の拝所群、内間の大アカギ等の61件の、計79件が指定文化財となっています。
- 各種の開発から貴重な文化財を守るためには、文化財の指定が最も有効であり、文化財指定の促進と共に保全・整備が課題となっています。
- 貴重な文化財は、本市を特徴づける重要な要素であり資産であるため、今後も保存・整備に努めるとともに、歴史文化を積極的に発信し、有効に活用及び次世代へ継承することが必要です。
- ICTの技術等を活用し、まち全体の低炭素化やエネルギーの効率的な利用を図り、無駄のない快適な暮らしの実現を目指すスマートシティ型まちづくりを進めることが必要です。

【取組の方向】

- 安心して快適に暮らせるまちをめざし、計画的な市街地整備を促進していきます
- インフラ整備や親水性護岸、安全・快適性の都市基盤を整備し、環境に配慮した快適環境の基盤の整備を促進します。
- 開発行為における環境配慮として、法・条例アセスを推進し、小規模開発事業においても環境配慮の促進を図ります。
- 浦添市交通基本計画に基づき徒歩や自転車・公共交通機関の利用を促進するとともに、快適な道路の整備を図り、自動車排出ガスや騒音・振動等の環境負荷の低減をめざす、人と環境にやさしい交通社会を推進します。
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場の提供等、都市生活に欠かすことのできない公園の整備・維持管理を市民や市民団体等と協働して取り組む等、地域に親しまれる公園づくりを推進します。
- 良好な景観形成及び保全のため、自然景観の保全や歴史の薫る街並みの整備とともに環境美化に取り組み、地域協働の景観まちづくりを推進します。
- 身近な空間の緑化を推進し、自主的な緑化活動の支援を行い、身近なみどりの創造を推進します。
- 貴重な文化財を保存・整備・活用するとともに、次世代への継承に努めます。
- ICTの技術等を活用したスマートシティ型まちづくりを目指します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
地区計画地区数	地区	増加	7地区	概ね 9地区
公共交通機関の利用率	%	増加	3.6% (2006)	10% (2030)
公園・緑地の箇所数	箇所	増加	88箇所	138箇所 (2030)
市民1人当たりの都市公園面積 (供用開始)	m ² /人	増加	5.6m ² /人	10.3m ² /人 (2030)
重点地区・景観地区の指定区数	地区	増加	2地区	概ね 4地区
みどりの確保量	ha	増加	276ha	282ha (2030)
ちゅらまちサポーター制度の申請 件数(個人、団体)	件	増加	204件	—
市内の指定文化財件数 (国、県、市の合計)	件	増加	79件	82件

- 注) 1.現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は 2018 年度の数値・データです。
- 2.「市民1人当たりの都市公園面積(供用開始)」の目標値は、都市公園確保面積のことです。
- 3.「市内の指定文化財件数」79件のうち、2件が重複して指定されているため、2018年度の文化財実数は77件です。

取組施策2-2-1 計画的な土地利用の推進

【施策内容】

①計画的な市街地整備

- ・都市計画法に基づいた市街地整備、商工業の計画的な誘致、墓地建設の規制・誘導を実施します。

取組施策2-2-2 快適環境の基盤の整備

【施策内容】

①インフラ整備の充実

- ・上下水道施設の整備、水路等の治水事業を充実します。

②親水型施設整備の推進

- ・川辺、海辺の親水性護岸等の施設整備を関係機関に求めています。

③安全・快適性の都市基盤の整備

- ・電線類の地中化の検討や、少子高齢化社会に対応するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを基調とした安全・快適性の都市基盤の整備を推進します。

取組施策2-2-3 環境アセスの推進

【施策内容】

①法・条例アセスの推進

- ・環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例に基づいて、環境アセスメントを推進します。

②小規模開発事業の環境アセスの促進

- ・小規模な開発事業においても近隣環境に配慮して実施されるよう、生活環境影響調査等のミニアセス制度を検討します。

取組施策2-2-4 人と環境にやさしい交通社会の推進

【施策内容】

①自動車排出ガスと騒音の抑制

- ・排気ガスや騒音等の自動車に由来する環境負荷を抑制するため、低公害車・低燃費車の普及、ノーマイカーデーの実施、エコドライブの推進等を市民・事業者へ啓発します。

②徒歩・自転車利用の促進

- ・徒歩・自転車利用を促進するため、歩行者・自転車が安心して利用できる空間の整備

等、歩行者と自転車・自動車利用者が共存できるような道路構造の改善を推進します。

③公共交通機関の利用促進

- ・過度な自動車利用から公共交通等の適切な利用を促進する等、1人ひとりのモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すモビリティ・マネジメントを推進します。

④快適な道路環境及び公共交通機関の整備

- ・道路交通上の快適性を向上させるため、渋滞緩和、透水性舗装の整備等を推進します。
- ・公共交通（基幹バス、モノレール、コミュニティバス等）と交通結節点の積極的な推進を図り、既存路線バス等と連携を図った利便性の高い公共交通システムの構築を図ります。

取組施策2-2-5 地域に親しまれる公園づくり

【施策内容】

①公園の整備及び維持管理

- ・地域に親しまれる公園の整備を行い、市民が安全に公園施設を利用できるよう、点検、補修、維持管理を推進します。

②協働による快適性の向上

- ・地域住民と協働して、より快適に利用できるよう、植栽管理、ごみ拾い、マナーの向上等を推進します。

取組施策2-2-6 良好な景観形成及び保全

【施策内容】

①自然景観の保全

- ・自然景勝、風致等の優れた地域景観の保全を推進します。

②歴史薫る街並みの整備

- ・地域の歴史・文化に根ざした街並み景観を保全するため景観地区等の地域地区指定を図り、浦添グスク周辺エリアでの屋根瓦、石積み、石張り、生垣の整備等を推進します。

③地域協働の景観まちづくりの推進

- ・計画の策定段階から地域住民との十分な合意形成を図り、地区計画や景観地区等の制度を活用しながら地域住民が協働して景観向上に取り組むまちづくりを推進します。

④環境美化の推進

- ・清潔で潤いある生活空間は市民の情操形成の一助となるため、環境美化活動を推進します。

取組施策2-2-7 身近なみどりの創造

【施策内容】

①緑化の推進

- ・ポケットパーク、街路樹、道路植栽、住宅、学校、公共施設等における積極的な緑化を推進します。

②自主的な緑化活動の支援

- ・市民・事業者等の各主体と協働して緑化を推進するために、緑化活動の支援や拠点の整備を推進します。

取組施策2-2-8 文化財の保全

【施策内容】

①文化財の調査・研究及び指定・保存並びに復元

- ・貴重な文化財を守るため、文化財調査の実施、保存するための指定の促進、活用のための整備を推進します。

②文化財の継承及び利活用

- ・地域に根付く歴史・文化的遺産を次世代へ引き継ぐため、文化財の情報発信、展示、うらおそい歴史ガイドの育成・支援等の普及啓発を推進します。

取組施策2-2-9 スマートシティ型まちづくりの推進

【施策内容】

①スマートシティ型まちづくりの推進

- ・エネルギー消費量の需給を一元管理するエネルギーマネジメントシステム等の技術を取り入れエネルギー使用の効率化を図り、快適で利便性の高い暮らしを目指すスマートシティ型まちづくりを推進します。

基本目標3 循環型社会の構築

施策の方向3-1 資源の有効利用の促進

【現況と課題】

- 市民1人が1日に排出するごみの量は803g（平成30（2018）年度）で、ここ数年は減少傾向にありますが、人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。リサイクル率は13.1%（平成30（2018）年度）で、ここ数年は減少傾向にあります。
- 廃棄物を有効な資源として活用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。
- 循環型社会の構築に向けて、市民、市民団体、事業者、来訪者、市の協働のもと、4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕に取り組む必要があります。

【取組の方向】

- 4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕を推進するため、過剰包装の削減、ごみ減量化の推進、不用品の再使用の促進、再資源化処理体制の整備を図ります。
- 再資源化を推進するため、分別排出の徹底や新たな資源化の推進、分別収集体制の効率化を図ります。
- 資源の有効利用の促進のため、普及啓発を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
一般廃棄物の資源化率	%	増加	13.1%	19.6% (2020)
市民1人が1日に排出するごみの量	g	減少	803g	812g
リサイクルプラザ入館者数	人	増加	29,640人	—

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策3-1-1 4Rの推進

【施策内容】

①過剰包装の削減

- ・廃棄物の発生を抑えるために、過剰包装の削減やマイバッグ運動を推進します。

②ごみ減量化の推進

- ・廃棄物の排出を抑えるために、生ごみの減量化、事業系ごみの減量化、ごみ処理の有料化の継続、食品ロスの削減を推進します。

③不用品の再使用の促進

- ・フリーマーケット、リサイクルプラザでの不用品の頒布の推進、粗大ごみの再生品の利用や建設廃棄物の再利用を促進します。

④再資源化処理体制の整備

- ・廃棄物の再資源化率をさらに向上させるため、再資源化処理施設の適正管理、公共工事における建設資材のリサイクル、資源ごみの抜き取り行為の制限、焼却灰の再資源化等を推進します。

取組施策3-1-2 再資源化の推進

【施策内容】

①分別排出の徹底

- ・ごみの種別ごとに最適な処理を行うため、市は分別排出ルールの周知徹底、適正指導等を実施し、市民や事業者はそれぞれが適正な分別排出を徹底します。

②新たな資源化の推進

- ・廃棄物をさらに有効な資源として再利用するため、新たに布類等の収集を検討します。

取組施策3-1-3 普及啓発の推進

【施策内容】

①普及啓発の推進

- ・各主体がさらに4R運動に取り組んでいくため、広報・ホームページやリサイクルプラザを拠点とした普及啓発の充実を推進します。

施策の方向3-2 廃棄物の適正な処理の推進

【現況と課題】

- やむを得ず廃棄物として処理する場合は、環境負荷の低減に寄与するため、安定かつ効率的な廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 本市は、「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）（平成28（2016）年3月策定）」に基づき、更なるごみ減量化や再使用・再資源化の促進を図りながら、計画的なごみの適正処理を進めています。
- 本市は廃棄物の最終処分量（埋立量）ゼロを維持しており、今後も達成していく必要があります。
- クリーンセンターは供用開始後35年以上経過しています。今後も計画的な補修計画や維持補修により長寿命化を図りながら、新クリーンセンターを整備する必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路への不法投棄やポイ捨てが見られます。地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止対策の推進が必要です。
- 今後想定される災害に対応するため、災害廃棄物の処理について方針を定める必要があります。

【取組の方向】

- 廃棄物の処理体制を充実するため、安定で効率的な処理体制の維持、収集体制の整備、今後の中間処理・最終処分のあり方の検討、処理における環境負荷低減の推進を図ります。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、最終処分量ゼロの継続を推進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、監視パトロールを実施する等、不法投棄対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
最終処分量	t	水準維持	0 t	0 t
不法投棄箇所	箇所	減少	2 箇所	0 箇所

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策3-2-1 廃棄物の処理体制の充実

【施策内容】

①安定で効率的な処理体制の維持

- ・廃棄物処理施設の適正な管理、整備の充実、処理コストの削減を行い、施設の長寿命化を推進するとともに、災害時における廃棄物の処理方針を検討します。

②安定した収集・運搬体制の整備

- ・市民のニーズを把握しながら、安定的な収集・運搬体制の維持に努めます。

③処理における環境負荷低減の推進

- ・環境負荷の低減を念頭に処理を行うため、ダイオキシン類の排出抑制による公害防止、省エネを推進します。

④新クリーンセンターの整備

- ・ごみの効率的かつ広域処理を行うため、近隣自治体と共同して新クリーンセンターの整備を推進します。

取組施策3-2-2 最終処分ゼロの継続

【施策内容】

①最終処分ゼロの継続

- ・現状の最終処分ゼロの処理体制を継続するとともに、今後も資源化を推進し埋立処分を行わない方針を継続します。なお、社会状況・経済状況の変化により必要に応じて最終処分場の整備等について検討します。

取組施策3-2-3 不法投棄対策の推進

【施策内容】

①不法投棄対策の推進

- ・不法投棄をしない、させない環境づくりのため、市民への普及啓発や指導、不法投棄の未然防止や早期発見のための巡回等を継続的に実施します。

施策の方向3-3 グリーン購入の推進

【現況と課題】

- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない原材料、長期間使用が可能、包装材の工夫がされた製品の購入や利用を推進する必要があり、市ではグリーン購入製品やリサイクル製品の使用を推進しています。
- 製品やサービスを供給する事業者も環境への負荷が少ない製品の開発普及に取り組み、経済活動全体を変える必要があります。

【取組の方向】

- グリーン購入を推進するため、浦添市グリーン購入調達方針を推進する等、市が率先してグリーン購入の施策を推進します。
- 家庭・事業所におけるグリーン購入を促進し、社会へのグリーン購入の浸透を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
浦添市特定調達品目数	品目	増加	2品目	—

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策3-3-1 市の率先購入施策の推進

【施策内容】

- ①浦添市グリーン購入調達方針の推進
 - ・グリーン購入調達方針を実行していくため、浦添市特定調達品目の指定を検討し、公共事業や物品調達時には、リサイクル資材やLED照明といった高効率照明等の環境に配慮した物品の優先購入を推進します。

取組施策3-3-2 社会へのグリーン購入の浸透

【施策内容】

- ①家庭・事業所におけるグリーン購入の促進
 - ・家庭や事業所においても積極的なグリーン購入が行われるよう、浦添市特定調達品目や、省エネ家電、リサイクル製品等の環境に配慮した製品に関する情報発信等を推進します。

施策の方向3-4 エネルギーの有効利用の推進

【現況と課題】

- 環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源・エネルギーを将来に渡って有効利用する循環型社会の形成が必要です。
- 家庭・事業所・公共施設におけるさらなる省エネを推進する必要があります。
- 資源の有効利用と環境負荷低減の観点から、化石エネルギーの代替エネルギーの普及が必要です。地域の特色に適した再生可能エネルギーの普及促進や工場排熱等の未利用エネルギーの有効活用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公共施設や家庭・事業所における省エネの推進を図ります。
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進を図ります。
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
- 廃棄物処理施設からの焼却熱等の熱回収システムの検討を行います。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
市内の年間電気使用量	kWh	減少	5億7,031万kWh (2017)	—
市内の太陽光発電設備の総発電量	kWh	増加	1179万kWh	1110万kWh
市内の住宅用太陽光発電設備設置件数	件	増加	1216件	1403件

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は2018年度の数値・データです。

2. 「市内の太陽光発電設備の総発電量」は、浦添市内の太陽光発電設備設置者から沖縄電力(株)が買い取った太陽光発電の電力量であり、自家消費分や沖縄電力(株)以外に売電した電力量等は含まれていません。

取組施策3-4-1 省エネの推進

【施策内容】

①公共施設における省エネの推進

- ・公共施設におけるエネルギーの有効利用を図るため、公共施設の節電・省エネ活動等を推進し、省エネ診断、ESCO (Energy Service Company) 事業等の手法による省エネ設備の導入を推進します。

②家庭・事業所における省エネの推進

- ・家庭や事業所においてもエネルギーの有効利用を図るため、建築物の省エネ性能向上、省エネ診断、省エネ製品の導入、節電・省エネ活動等を推進します。

取組施策3-4-2 再生可能エネルギー等の推進

【施策内容】

①公共施設における再生可能エネルギー等の推進

- ・公共施設における太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進し、廃棄物処理施設の熱回収システム等を検討します。

②地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進

- ・本市の自然的・社会的条件に見合った再生可能エネルギーの導入を促進するため、自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討し、助成制度の導入支援等による普及啓発を推進します。

基本目標 4 地球環境の保全

施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進

【現況と課題】

- 地球温暖化は、化石燃料の燃焼等により大気中の二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の気温が上昇することを言います。
- 現在の状態で温室効果ガスの排出が進めば、海面の上昇や異常気象の増加、植生への影響、マラリア等感染症の拡大等が地球規模で発生するといわれています。
- 本市の二酸化炭素の排出量は、平成 29（2017）年度現在、71 万 t-CO₂と推計され、沖縄県全体の約6%を占めています。部門別の割合は、民生家庭が 27.5%、民生業務が 32.4%、産業が 10.7%、運輸が 27.9%、廃棄物が 1.5%と推計されています。
- 沖縄県は、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中で、温室効果ガスの排出量を平成 32（2020）年度までに平成 12（2000）年度と同レベルまで削減することを目標として掲げています。
- 排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。二酸化炭素は主に陸地の緑によって吸収・固定されますが、本市の陸地には緑の占める割合は少なく、吸収源としては乏しい状況です。
- 地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出削減に向けた、事業活動や市民生活の環境配慮型ライフスタイルへの転換、省エネルギー、再生可能エネルギーの普及並びに交通における地球温暖化対策の推進等が必要です。
- 気候変動の影響に適切に対応するため、防災対策、健康対策及び水資源に係る適応策を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 地球温暖化対策の取組として、地域全体での総合的な対策、協働による対策、行政の率先的対策を推進します。
- 事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- 吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進に取り組むとともに、交通環境の改善を図ります。
- 気候変動の影響に適切に対応するため、防災対策、健康対策及び水資源に係る適応策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026 年度
市内の温室効果ガス排出量	t-CO ₂	減少	71 万 t-CO ₂ (2017)	—

市役所からの温室効果ガス排出量の削減率 (2013年度基準)	%	減少	△17.2%	△17.8%
市内の年間電気使用量	kWh	減少	5億7,031万 kWh (2017)	—
市内の太陽光発電設備の総発電量	kWh	増加	1179万kWh	1110万kWh
市内の住宅用太陽光発電設備設置件数	件	増加	1216件	1403件
みどりの確保量	ha	増加	276ha	282ha (2030)

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は2018年度の数値・データです。

取組施策4-1-1 総合的な地球温暖化対策の推進

【施策内容】

①地域全体での総合的な対策の推進

- ・市域から排出される温室効果ガスを抑制するため、「浦添市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を着実に遂行していきます。

②協働による対策の推進

- ・市域の温室効果ガス排出抑制のため、市民、事業者、市等が協働して地球温暖化対策を推進します。

③行政の率先的な対策の推進

- ・行政が率先して地球温暖化対策を推進するため、「浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を着実に遂行していきます。

取組施策4-1-2 温室効果ガスの発生抑制対策の推進

【施策内容】

①事業活動における排出抑制

- ・事業活動における温室効果ガスの発生を抑えるため、省エネルギー型施設・設備の導入、環境マネジメントシステムの導入、再生可能エネルギー導入等の支援や普及を推進します。

②日常生活における排出抑制

- ・日常生活における温室効果ガスの発生を抑えるため、公共交通利用、エコドライブ等の普及啓発を推進します。

取組施策4-1-3 地域環境の整備及び改善

【施策内容】

①吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進

- ・温室効果ガスの吸収源やヒートアイランド対策の視点から、樹林の保全や公園等の緑化を推進します。

②交通環境の改善

- ・温室効果ガスの発生源となる自動車交通環境の改善を図るため、公共交通の利用促進、道路ネットワーク、交通結節点の整備を推進し、環境への負荷を低減する交通環境の改善を推進します。

取組施策4-1-4 気候変動への適応策の推進

【施策内容】

①気候変動への適応策の推進

- ・既に起こりつつある、あるいは今後起こりうる気候変動の影響に対して、被害リスクを防止・軽減するため、防災対策、健康対策及び水資源の確保等を推進します。

施策の方向4-2 地球規模の環境問題への貢献

【現況と課題】

- 地球温暖化以外の地球環境の大きな問題として、オゾン層の破壊、酸性雨、野生生物の種の保全等があげられます。
- 日本を含む先進国においてオゾン層破壊への影響が大きい特定フロン¹の生産は2020年までに全廃されることとなりました。すでに生産・使用されている特定フロンが大気中へ放出されることによるオゾン層の破壊が懸念されることから、特定フロンの回収と適正処分が重要な課題となっています。
- 酸性雨は、石炭や石油等の化石燃料の燃焼によって大気中に放出される硫酸化物や窒素酸化物が雨に取り込まれて降下する現象で河川や土壌の酸性化等環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。気流の関係で国境を越えて影響を及ぼすため、国際的な問題となっています。
- 港川地先の干潟は、アラスカからオーストラリアに至る長距離を移動するシギ・チドリ類等の渡り鳥の生育環境となっています。これらの野生生物の生息基盤を保全する必要があります。
- 近年では、5mm以下のプラスチック片であるマイクロプラスチックによる汚染が取り上げられており、排水等に混じって自然界に拡散されたマイクロプラスチックによる生態系への影響等が懸念されています。

【取組の方向】

- フロンガス排出の抑制やオゾン層保護に関する情報提供等を推進します。
- 酸性雨の情報提供を行う等、酸性雨対策を推進します。
- 野生生物の種の保全のため、生物多様性の保全対策を推進します。
- 海洋中のマイクロプラスチック等新たな国際的な課題の情報収集を行い、市民・事業者等への普及啓発を推進します。
- 地球環境を保全するため、国際協力の推進に際し、市レベルでの協力のあり方を検討します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
降雨のpH年間平均値（酸性雨）	pH	改善・水準維持	pH5.00 (2017)	pH5.7

取組施策4-2-1 オゾン層保護の推進

【施策内容】

①フロンガス排出の抑制

- ・家電リサイクル法、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法に基づいて、特定フロン等の回収と適正処分を推進します。また、オゾン層保護に関する情報提供等を推進します。

取組施策4-2-2 酸性雨の防止

【施策内容】

①酸性雨対策の推進

- ・酸性雨対策を推進するため、酸性雨の原因となる硫黄酸化物・窒素酸化物等の排出抑制対策を推進します。また、酸性雨の濃度観測や情報提供を推進します。

取組施策4-2-3 野生生物の種の保全

【施策内容】

①生物多様性の保全対策の推進

- ・シギ・チドリ類等の渡り鳥を保護するため、生息環境である干潟の保全を推進します。

取組施策4-2-4 マイクロプラスチック等ごみ対策の推進

【施策内容】

①マイクロプラスチック等ごみ対策の推進

- ・海洋中のマイクロプラスチック等新たな国際的な課題の情報収集を行い、市民・事業者への普及啓発を推進します。

取組施策4-2-5 国際協力の推進

【施策内容】

①市レベルでの協力のあり方の検討

- ・地球環境問題に取り組むに当たって、市レベルで実行可能な国際協力のあり方を検討します。

基本目標5 協働・参画社会の構築

施策の方向5-1 環境教育・環境学習の推進

【現況と課題】

- 環境の保全と創造の取組を進めるためには、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者等様々な主体が環境問題について十分な知識を持ち、環境保全行動を自発的かつ積極的に実践していただくことが大切です。
- そのためには、家庭や学校、地域、職場等様々な場において環境教育や環境学習を推進し、環境に対する理解や関心を高める必要があります。
- 「クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」、「宿泊体験学習事業」、「環境学習推進事業」、「浦添市環境マップ」、「てだこ環境調査団」等、様々な環境教育及び環境学習を展開しています。
- 第1期計画の市民アンケート調査の結果によると、環境活動へ現在または過去に参加したことがあると回答した市民は、全体の1割以下となっています。一方約6割の人は環境活動に関心があると回答しており、関心度は高い状況です。
- これらの状況を踏まえ、今後さらに市民や市民団体及び事業者をはじめとする各主体が環境に関心を持ち、理解や認識を深め、環境配慮行動や環境保全活動が活発になるための環境教育や環境学習を展開する必要があります。
- 市内にある貴重な緑地等は、自然とのふれあい、遊び、憩いの場等を提供し、生活に潤いと安らぎを与えてくれます。人と自然との豊かなふれあいの場としての保全と活用の適切な施設の整備が必要です。
- 海辺にも貴重なサンゴ礁による自然生態系が見られることから、保全・維持に努める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。
- SDGs（持続可能な開発目標）の普及啓発に努める必要があります。

【取組の方向】

- 持続可能な社会づくりをめざして、地域に根差した総合的な内容の環境教育・環境学習を推進します。
- 子どもから大人まで生涯にわたって様々な主体が身近な環境から地球環境についての学びを促すため、環境保全に関する学ぶ意欲と学習に向かう態度、知識・技能等の資質・能力を身に付ける機会を増やします。
- 地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 自然体験や原体験を重視して、自然や命を大切に感じる感性を育むことをめざします。
- 家庭や学校、地域、職場等での環境教育・環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の充実を推進します。
- SDGs（持続可能な開発目標）の普及啓発を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
環境学習関連事業・講座の開催数	回	増加	156回 (2017)	—
こどもエコクラブ登録数	団体	増加	0団体	10団体
人材バンク登録者数	人	増加	3人	20人

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は2018年度の数値・データです。

2. 「環境学習関連事業・講座の開催数」とは、宿泊体験学習事業（学校教育関連）、リサイクルプラザ講座、環境教育・環境学習講座（環境施策推進室）、その他事業及び講座の開催回数の総計のこと。

取組施策5-1-1 総合的かつ計画的な取組の推進

【施策内容】

①環境教育・環境学習の推進

- ・学校、教育委員会、社会教育関係者、学識経験者等と連携して総合的かつ計画的に環境教育・環境学習を推進します。

②学校における環境教育・環境学習の推進

- ・行政・地域・教育委員会等が協力して、学校の教育活動全体を通じた環境教育・環境学習を実施します。

③家庭、地域、職場における環境教育・環境学習の推進

- ・子供から大人まで生涯にわたって環境教育・環境学習に取り組むため、環境学習の機会・教材・人材情報を提供し、家庭、地域、職場等様々な場面における取組を支援します。

取組施策5-1-2 地域人材の活用

【施策内容】

①地域人材の活用

- ・地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。

取組施策5-1-3 自然体験活動の推進

【施策内容】

①自然体験活動の推進

- ・生命を尊び自然を大切にすることを養い、環境についての深い理解を促すため、自然体験活動や自然とのふれあいの機会の充実を図ります。

②体験の場の整備

- ・公園、公共施設、学校、事業所、オープンスペース等において、地域との連携を図りながら、自然とのふれあいや自然体験活動の場、ビオトープ等の整備を促進します。

取組施策5-1-4 環境教育・環境学習の支援と充実

【施策内容】

①環境教育を担う人材育成の推進

- ・地域で環境教育・環境学習を実践する人材を育成します。

②教材・プログラムの充実

- ・本市の自然や環境資源を調査・整理し、「浦添市環境マップ」の内容充実を図ります。
- ・身近な環境の現状把握と保全意識の啓発を促進するため、市民参加の市民環境調査を推進します。
- ・環境学習に役立つ環境副読本や啓発用パンフレット・ウェブサイト等の教材や教育プログラムの作成・充実を図ります。

③環境教育・環境学習のための場・拠点の整備

- ・環境保全等を行っている自治会、NPO等市民団体と協力しながら、環境教育・環境学習のための情報発信の拠点となる機能の整備を推進します。
- ・クリーンセンター、リサイクルプラザ等環境に関する公共施設において、施設見学会や環境情報展示コーナーの整備・充実を推進します。

④環境情報の提供

- ・全ての者が地域の環境の現状、施策の進捗状況、市民等の環境保全活動状況等環境に関する各種情報を活用できるよう、市の環境に関する報告書やパンフレット等を作成し、多様なメディアによる効果的な情報提供を行います。

⑤SDGsの普及啓発

- ・将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の普及啓発を図ります。

施策の方向5-2 自発的な活動の促進

【現況と課題】

- 環境問題の発生要因は、生産・消費・廃棄に基づく市民生活や事業活動によるものであることから、日常的な取組の中で、あらゆる面で環境負荷を低減する努力が必要です。
- 第1期計画策定時の市民・事業者アンケート調査の結果から、環境活動に興味・関心のある層に対し効果的に働きかけ、実践行動のきっかけづくりを進めるとともに、活動のさらなる展開を促進する必要があります。

【取組の方向】

- 持続可能なライフスタイルに切り替え、地域環境・地球環境の保全・創造のために行動する市民等を増やします。
- 事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）の一環としての継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。
- 市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。
- 環境保全活動に積極的に関わっている市民・事業者・市民団体に対して、活動の支援や表彰等を推進し、活動の活性化を促します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
CGG 運動参加者数	人	増加	13,625人	15,000人
人材バンク登録者数	人	増加	3人	20人
牧港川クリーンアップ作戦参加者数	人	増加	406人	—
市民憲章環境美化活動参加者数	人	増加	16,541人	—
まちづくりプラン賞受賞団体数（のべ数）	団体	増加	201団体	—

注）現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策5-2-1 家庭・事業所における日常的な環境配慮の促進

【施策内容】

- ①環境にやさしいライフスタイルの浸透
 - ・ごみ減量、省エネ、グリーン購入等の啓発を推進し、環境にやさしいライフスタイルの浸透を図ります。

②環境に配慮した事業活動の促進

- ・事業活動における環境配慮を促進させるため、環境マネジメントシステムやグリーン購入の情報提供等による意識啓発を図ります。
- ・環境改善活動に取り組んでいる事業者に優位性を与える総合評価落札制度の活用を推進します。

取組施策5-2-2 自発的な活動のきっかけづくり

【施策内容】

①活動のきっかけづくり

- ・環境保全活動に取り組むきっかけづくりをするため、意欲の増進に関する施策の充実を図ります。

取組施策5-2-3 自発的な活動の支援

【施策内容】

①自発的な活動の支援

- ・市民・事業者等の自発的な活動を活発化させるため、情報提供・発信、各種支援の充実を図ります。
- ・市民団体等の活動拠点として、既存公共施設等の活用・充実を図ります。

②人材バンク整備と活用促進

- ・環境に関するアドバイザーとしての人材バンクの登録を募り、指導・助言体制を整備します。
- ・国の環境カウンセラー登録制度の活用を促進します。

③活動団体の表彰

- ・活動団体等の意欲の増進を図るため、活動団体の認証・表彰制度の導入及び充実を図ります。

施策の方向5-3 協働の促進

【現況と課題】

- 市民生活や事業活動の場で環境負荷を少なくする実践活動を推進するためには、率先して市民を牽引するコーディネーターの育成が必要です。
- 第1期計画策定時の市民・事業者アンケート調査の結果から協働に関する課題として、各主体間の連携や推進ネットワークの構築、活動施設や機器及び資金の支援等があげられています。
- このことから、日々の市民生活や事業活動における環境配慮の取組を進めるとともに、多様な活動主体が連携・協働して効果的な活動展開ができるよう、交流・推進ネットワークの構築、活動の場や各種支援体制の整備充実を図る必要があります。

【取組の方向】

- 協働を促進する人材の養成と活動の支援を推進します。
- 環境に関わる各種施策の推進に当たっては、広く市民・事業者の参加を求め、協働による推進を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	2026年度
てだこ市民大学卒業生	人	増加	20名	毎年40名
CGG運動参加者数	人	増加	13,625人	15,000人
市民憲章環境美化活動参加者数	人	増加	16,541人	—
まちづくりプラン賞受賞団体数(のべ数)	団体	増加	201団体	—

注) 現状値は、2018年度の数値・データです。

取組施策5-3-1 協働を促す人材の養成と支援

【施策内容】

①協働を促進する人材の養成と支援

- ・コミュニティリーダーやまちづくりのキーパーソン、環境保全活動のコーディネーター等の、各主体の協働による環境活動を促す人材及び団体の育成と活動の支援を推進します。

取組施策5-3-2 協働を支える仕組みづくり

【施策内容】

①協働・参画の場と機会の充実

- 環境に関わる各種の行政計画の策定に当たっては広く市民・事業者の参加を求め、計画後の事業実施段階においても各主体と行政との協働が図られるよう努めます。
- 環境関連イベントやボランティア活動等への各主体の積極的な参加を促します。
- 協働による事業の展開を図るため、各主体の環境保全活動及び協働を支援する場を提供するとともに、機会の確保に努めます。

②情報の共有化

- 多様なメディアを活用して環境情報の共有化を積極的に推進します。

③ネットワーク・拠点づくり

- 協働による環境保全活動を推進するため、人的ネットワーク及び活動団体間のネットワーク化と体制・拠点機能の整備を図ります。

第5章 行動指針

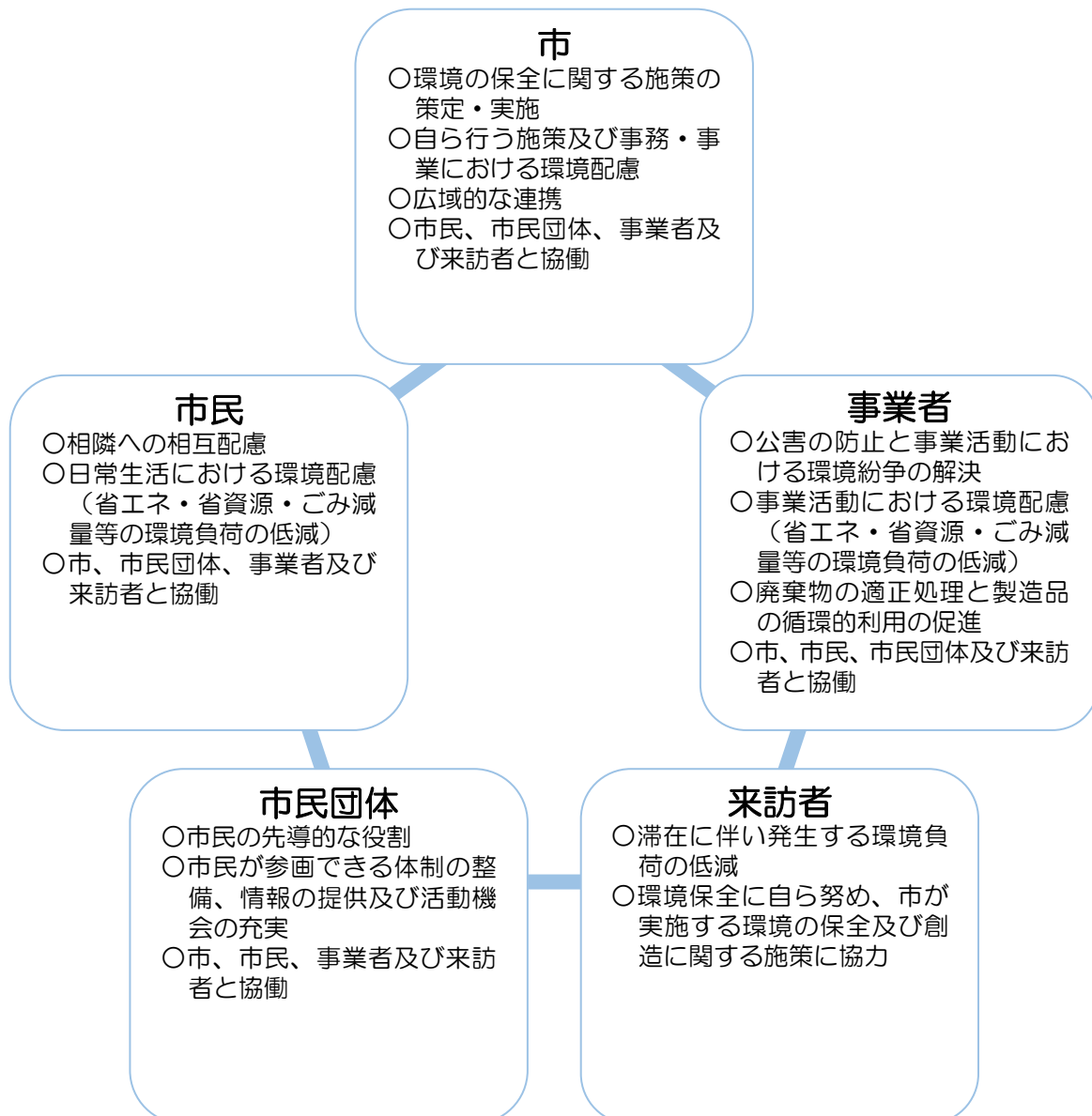
5-1 各主体の役割

環境の保全及び創造に関する取組を推進するためには、市、市民、市民団体、事業者、来訪者それぞれの立場で、日常生活や事業活動における環境への配慮に努めることが必要です。

浦添市環境基本条例では、第3条基本理念において、「全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。」と定め、市、市民、市民団体、事業者、来訪者の責務を定めています。

また、第10条には、「環境行動指針」を環境基本計画の一部として策定することが義務付けられています。

各主体の行動指針は、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮することが望ましい指針のことです。



5-2 各主体の行動指針

(1) 市民及び市民団体の行動指針

今日私達は地球温暖化問題をはじめ、廃棄物や緑、公害等様々な分野における環境問題を抱えています。

これらの問題に対する取組として、本計画では、望ましい環境像として「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を掲げ、目標や施策を示していますが、解決に向けては、何より市民1人ひとりが、環境のために自らが取るべき行動について理解を深め、環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが不可欠となります。

ここでは、市民及び市民団体の立場で行う環境配慮事項の例について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【市民及び市民団体の主な行動指針】

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> お風呂の残り湯や雨水の活用等、節水に心掛ける。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 緑化の際には、できるだけ郷土種を利用する等、生物多様性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 自然を守るボランティア行事に参加する。 <input type="checkbox"/> 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にする。
環境配慮型 農水産業	<input type="checkbox"/> 家庭菜園を利用する場合、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。
自然との ふれあい	<input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動等への積極的な参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 緑地・水辺・海辺・里浜等の人と自然のふれあいの場での、ポイ捨て禁止やマナーを守り、自然環境の保全を心掛ける。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 移動の際、できるだけ自家用車の使用を控え公共交通機関や自転車等を利用するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 自動車を購入する時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 近隣に迷惑な悪臭やばい煙の発生防止に努める。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 台所では、油や調理くずは流さないようにし、食器の汚れ等は紙で拭き取ってから洗う等、水を汚さないよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 洗剤やシャンプー等は、使い過ぎず適量を守るよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 公共下水道接続または合併処理浄化槽の設置・維持管理により生活排水の適正処理に努める。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 保有車両の自動車騒音発生に配慮した運転を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 相隣関係を豊かにし、生活騒音等でお互いに迷惑をかけないように配慮する。
化学物質	<input type="checkbox"/> 化学物質に関する正しい知識の習得、環境に配慮した商品・サービスの選択による日常生活から排出される化学物質の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の事業者の行うリスクコミュニケーションへの参加、リスク削減に向けた協働に努める。

環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> □ペットを飼う際は、予防注射や放し飼いをしない等の適正な飼養を心掛ける。 □自己所有の空き地、空き家、墓地等は手入れをきちんとし、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫等が発生しないよう努める。
快適な都市環境	<ul style="list-style-type: none"> □出かける際には、公共交通機関を利用し、パークアンドライドを利用するよう心掛ける。 □市が行う自動車交通対策への協力を努める。 □他の利用者が快適に公園を利用できるようマナーを守るとともに、市と協力して公園の植栽管理やごみ拾いの活動に参加するよう努める。 □地域の美化活動への積極的な参加を心掛ける。 □生垣や壁面緑化等で緑を増やすよう心掛ける。 □良好な街並みを形成するための景観まちづくり活動への参加を心掛ける。 □地区計画や景観計画の遵守に努める。 □身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参加を心掛ける。 □街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を心掛ける。 □緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画を心掛ける。 □市内の歴史文化的遺産についての理解を深め、その保全・活用への協力を心掛ける。 □地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加する。
基本目標3 循環型社会の構築	
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> □買い物袋を持参し、過剰包装やポリ袋の使用の削減に努める。 □商品を購入する際、無駄なものの購入は控え、できるだけ長期にわたって使用できる商品を選択するよう心掛ける。 □紙コップ等の使い捨て商品の使用を控え、再生品や詰め替え製品を優先的に使用するよう努める。 □生ごみはよく水を切るかコンポスト化すること等により、ごみの減量化に努める。 □空き缶、空き瓶、牛乳パック、古紙、乾電池等は適正に分別し、資源の有効利用に努める。 □リユース・リサイクル活動に積極的に参加するよう努める。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □ごみはきちんと分別してごみ箱に捨てるようにし、みだりに捨てない。 □野外活動等で出たごみは投棄せず持ち帰る。 □不法投棄をしない、させない環境づくりのため、不法投棄を発見したら市へ通報する。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> □買い物をする前にまずその必要性を十分に考える。 □買い物をする際は、価格・機能・デザイン等の他、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入する。 □事業者の環境活動に関心を持ち、環境負荷の低減に努めている事業者から製品やサービスを購入するよう努める。

エネルギー	<input type="checkbox"/> 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 住宅建築時には、断熱材や複層ガラス等による高い断熱性の確保や太陽光を取り入れる設計等、環境共生型の住宅づくりを検討する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型の電気製品、ガス器具等を選択するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温に設定するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ、長期間使用しない家電製品の電源プラグを抜く等、電力消費量の抑制を心掛ける。
基本目標4	地球環境の保全
地球温暖化	<input type="checkbox"/> 地球温暖化対策に関する計画の推進に協力する。 <input type="checkbox"/> エコドライブ等を実施し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。
地球規模の環境問題	<input type="checkbox"/> オゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で地球環境への配慮を心掛ける。 <input type="checkbox"/> ノンフロン製品を選んで購入し、不要になったフロン使用製品は法律に従って適正に処理し、フロン類の回収を必ず実施する。
基本目標5	協働・参画社会の構築
環境教育・環境学習	<input type="checkbox"/> 1人ひとりが身近な環境や歴史・文化、環境問題に対し関心を持ち、学ぶよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 子どもから大人まで環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 緑地の保全・再生・育成・管理に関する活動への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 樹林地や農地、川等の身近な自然の観察活動や保全活動への積極的な参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 身近な環境や環境問題について学んだことや考えたことについて家庭や地域、学校等で積極的に話し合い、お互い学びあうよう心掛ける。
自発的な活動	<input type="checkbox"/> 環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域の様々な活動への積極的な参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ等における身近な環境美化、緑化等への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 関心のあるテーマの環境保全の活動や団体への積極的な参加を心掛ける。
協働	<input type="checkbox"/> 様々な媒体を通じて環境に関する情報を積極的に収集するとともに、市の環境施策についての理解、協力を心掛ける。

(2)事業者の行動指針

製造や販売等をはじめとする様々な事業活動は、環境へ与える影響が大きなものとなっています。

本計画で掲げる望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現に向け、事業者も地域社会の一員として、自らの事業活動に対し積極的に環境に配慮して取り組んでいくことが求められます。

ここでは、事業者の立場で行う環境配慮事項の例について、全ての事業活動に共通する行動と事業分野ごとの行動に分けて示します。

【全ての事業活動に共通する主な行動指針】

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 工場・建物内に雨水・再生水利用システムの導入を努める。 <input type="checkbox"/> 事業の実施に当たっては、水源地や河川の保全に配慮する。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 森林の保全・再生、河川や海の美化活動に努める。 <input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、公園・緑地を設けるよう努める。
自然とのふれあい	<input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動等への積極的な参加を心掛ける。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、大気汚染の排出基準を守る。 <input type="checkbox"/> 有害化学物質の適正な自主管理を行い、使用量削減や管理徹底に努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。 <input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、悪臭の防止に努める。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、水質汚濁物質の排出基準を守る。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、騒音・振動の防止に努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。
化学物質	<input type="checkbox"/> 工場・事業場で取り扱う化学物質は適正に管理・使用し、環境中への排出をできるだけ軽減するよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺住民に対し、工場・事業場で取り扱う化学物質のリスクに関する情報を公開し、リスクコミュニケーションに努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。
環境衛生	<input type="checkbox"/> 自己所有の空き地、空き家、墓地等は手入れをきちんとし、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫等が発生しないよう努める。

快適な都市環境	<ul style="list-style-type: none"> □大規模開発時には環境アセスメントを行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □交通混雑緩和のため、時差通勤、カーシェアリングを推進する。 □従業員のマイカー通勤や業務用車両による通勤を自粛し、公共交通機関や自転車等の利用を推進する。 □市が行う自動車交通対策への協力を努める。 □保全緑地の維持活動への参加等、市が実施する緑化推進への積極的な参加に努める。 □工場や事業場の敷地や建物は、周辺環境との調和を図り、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □工場や事業場の外観や広告物に配慮し、地域の景観と調和するよう努める。 □地区計画や景観計画の遵守に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。
基本目標3 循環型社会の構築	
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物の発生抑制、循環資源の再利用・再生利用に努める。 □生ごみ、空缶、空き瓶、ペットボトル等の分別排出を徹底する。 □不要となった事務機器等の再利用に努める。 □使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品等、環境への負荷が少ない製品の製造・販売・利用に努める。 □事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を推進する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □事業系廃棄物は排出者責任の原則により適正に処理する。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> □製品やサービスを調達する前にまずその必要性を十分に考える。 □価格・機能・デザイン等の他、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入する。 □環境負荷の少ない製品やサービスの開発と普及に努める。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> □省エネルギー型の生産設備や生産工程の導入等、エネルギーの効率的な利用に努める。 □太陽光、風力等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □工場排熱の利用やコージェネレーションシステムの導入に努める。 □クールビズ、ウォームビズを実践し、空調は適温に設定するよう心掛ける。 □無駄な照明の消灯、OA機器の効率的な利用を心掛ける。 □建物の断熱性の向上や長寿命化に努める。
基本目標4 地球環境の保全	
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> □地球温暖化対策に関する計画の推進に協力する。 □ISO14001 認証または、環境省「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入及び推進による組織的な環境改善に努める。 □温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。
地球規模の環境問題	<ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。

基本目標5 協働・参画社会の構築	
環境教育・環境学習	<input type="checkbox"/> 社内での環境教育・学習を実施し、環境保全に対する意識向上と普及啓発に努める。 <input type="checkbox"/> 事業所の取組を活かした施設見学会等の環境保全活動の機会づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、工場や事業所敷地内等でのビオトープづくりに努める。
自発的な活動	<input type="checkbox"/> ISO14001 認証または、環境省「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入及び推進による組織的な環境改善に努める。
協働	<input type="checkbox"/> 地域の美化活動や環境保全活動等に積極的に参加するとともに、その活動の支援に努める。 <input type="checkbox"/> 社員の環境保全活動等への取組を推奨し、積極的に活動する社員の支援・評価に努める。 <input type="checkbox"/> 事業所の環境保全に関する取組を公開し、積極的に環境情報の発信を行う。

【事業分野ごとの主な行動指針】

農業	
環境配慮型農水産業	<input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組む。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 農地の赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。
廃棄物の適正処理	<input type="checkbox"/> 環境に配慮した資材・機材の使用や農業廃棄物の適正処理に努める。
建設業	
生物多様性	<input type="checkbox"/> 樹林地等の保全に配慮し、動植物の生育・生息環境への影響を最小限にとどめるよう努める。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した工法を積極的に採用するよう努める。
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による大気汚染等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 開発時に赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による騒音、振動等、周辺環境に影響を与えないよう努める。
化学物質	<input type="checkbox"/> シックハウスの原因となる化学物質を多く含むものは使用しないよう努める。
快適な都市環境	<input type="checkbox"/> 大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。
資源の有効利用	<input type="checkbox"/> 建設廃材や残土は、減量化、再利用、適正処理に努める。
グリーン購入	<input type="checkbox"/> 建設資材は、再生品や再利用可能な物を使用するよう努める。

製造業	
水質・土壌	□製造工程における汚染物質の排出抑制、水質汚濁の防止に努める。
騒音・振動	□製造工程における騒音・振動の防止に努める。
グリーン購入	□製品の長寿命化や再使用容器への転換等環境負荷の少ない製品の開発と生産に努める。
資源の有効利用	□製造工程の省エネルギー、原材料の減量化、冷却水の循環利用、資材の再使用、再生利用が可能な資材の活用に努める。
運輸業	
資源の有効利用	□梱包材に使用する資材の発生抑制、再利用、再生利用に努める。
エネルギー	□業務用車両には、電気自動車や最新規制適合車への代替等、低公害、低燃費車両の導入に努める。
地球温暖化	□共同集荷、共同配送システム等による物流の合理化・効率化を図る。 □アイドリングストップの実施等エコドライブに努める。
卸売・小売業・飲食店	
騒音・振動	□深夜営業の騒音削減に努める。
快適な都市環境	□看板、広告塔等の設置の際は、周辺の景観と調和するよう努める。 □過度な夜間照明と漏れ光を控え、光害の防止と良好な住環境の形成に努める。
資源の有効利用	□包装の簡素化やレジ袋の提供自粛等に努める。 □トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置する等、資源循環の取組に努める。 □食品廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を進める。 □店舗で発生する資源の分別排出と回収に取り組む。
グリーン購入	□再生品やエコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用に努める。
その他	
化学物質	□事業場で使用する化学物質を適正に管理・処理するよう努める。 □油類や有害物質等が地下浸透しないよう心掛ける。
快適な環境都市	□看板、広告塔等の設置の際は、周辺の景観と調和するよう努める。
グリーン購入	□宣伝用のチラシやパンフレット等は、再生紙の利用に努める。

(3)来訪者の行動指針

観光や国際交流、活発な事業活動が展開されている本市では、観光旅行や帰省、通勤・通学で一時的に滞在する来訪者による環境への負荷の集積も問題となります。望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現のためには、来訪者1人ひとりの環境保全への取組が求められます。

ここでは、来訪者の立場で行う環境配慮事項の例について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【来訪者の主な行動指針】

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 節水に心掛ける。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 自然を守るボランティア行事への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にする。
自然とのふれあい	<input type="checkbox"/> ごみは投棄等せずに持ち帰る。 <input type="checkbox"/> 野生生物の生息地付近で活動する場合は、フィールドマナーを守る。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 自動車の排出ガスを減らすために、移動の際、できるだけ公共交通機関や自転車等を利用するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。
水質	<input type="checkbox"/> 野外活動においては調理油や洗剤等の雑排水は直接川に流さず、川の水を汚さないよう心掛ける。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 運転騒音等で迷惑をかけないよう配慮する。
快適な都市環境	<input type="checkbox"/> 市が行う自動車交通対策への協力を努める。 <input type="checkbox"/> 地域の美化活動への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 市内の歴史文化的遺産についての理解を深め、その保全・活用への協力を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 地域の伝統行事や文化活動への参加を心掛ける。
基本目標3 循環型社会の構築	
資源の有効利用	<input type="checkbox"/> 買い物袋を持参し、過剰包装やポリ袋の使用の削減に努める。 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を積極的に購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 紙コップ等の使い捨て商品の使用を控え、再生品や詰め替え製品を優先的に使用するよう努める。
廃棄物の適正処理	<input type="checkbox"/> 野外活動等で出たごみは投棄等せずに持ち帰る。 <input type="checkbox"/> ごみはきちんと分別してごみ箱に捨てるようにし、みだりに捨てない。
グリーン購入	<input type="checkbox"/> 商品を購入する際、環境への負荷の少ない商品を購入するよう努める。 <input type="checkbox"/> グリーン購入に努め、環境に配慮した商品・サービスを扱う事業者を積極的に支援するよう努める。

エネルギー	<input type="checkbox"/> 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温に設定するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ等、電力消費量の抑制を心掛ける。
基本目標4 地球環境の保全	
地球温暖化	<input type="checkbox"/> 身近なエコ活動を積極的に実践する。
地球規模の環境問題	<input type="checkbox"/> オゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で地球環境への配慮を心掛ける。
基本目標5 協働・参画社会の構築	
環境教育・環境学習	<input type="checkbox"/> 環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動や自然観察会等への参加を心掛ける。
自発的な活動	<input type="checkbox"/> 環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域の様々な活動への積極的な参加を心掛ける。
協働	<input type="checkbox"/> 市の環境施策についての理解、協力を心掛ける。

(4)市の行動指針

市は、浦添市環境基本条例に規定する環境政策の理念と基本方針に基づき、望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現に向けて本計画で掲げる施策の推進に取り組みます。

また、市は自らも1事業者であることから、省エネルギーや廃棄物の削減、自然環境の保全等、率先して環境負荷の低減に取り組む必要があります。

市の立場で行う環境配慮事項について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【市の主な行動指針】

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 事業者に対し、雨水の積極的利用、地下浸透の指導に努める。 <input type="checkbox"/> 事業の実施に当たっては、水源地や河川の保全に配慮する。 <input type="checkbox"/> 工場・建物内に雨水・再生水利用システムの導入を努める。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 緑化の際には、できるだけ郷土種を利用する等、生物多様性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。
環境配慮型農水産業	<input type="checkbox"/> 農地の保全に取り組む。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料をできるだけ使用しない環境保全型農業の推進に努める。
自然とのふれあい	<input type="checkbox"/> 森・川・海辺・里浜等の自然空間の保全と育成を推進する。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場に対して、化学物質の適正管理・適正使用を徹底させ、リスクコミュニケーションに努めるよう呼びかける。 <input type="checkbox"/> 公用車の駐車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 生活排水や事業所排水による水質汚濁防止等の啓発・指導に努める。 <input type="checkbox"/> 市役所内や公共施設において、雑排水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 開発事業等で赤土等の土壌が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 公用車の運転時には静かな運転を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 事業所における騒音・振動発生防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 近隣騒音発生防止のための意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 深夜営業騒音に対する改善指導を行う。
化学物質	<input type="checkbox"/> 公園や緑地等の維持管理のための農薬等の薬剤の使用をできるかぎり削減し、より安全な代替手法の導入を検討する。 <input type="checkbox"/> 公共事業で取り扱う化学物質のリスクに関する情報を公開し、リスクコミュニケーションに努める。
環境衛生	<input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射や放し飼い防止等のペットの適正飼養を指導する。 <input type="checkbox"/> 空き地、空き家、墓地等の管理指導と、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫対策を推進する。

<p>快適な 都市環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> □適正な土地利用が保たれるよう、都市計画に基づく立地規制・誘導に努める。 □不法な個人墓地が乱立しないよう、監視・規制・誘導に努める。 □公共工事において長期使用型の資材、物品や再生品の使用に努める。 □公共施設内の設備等にユニバーサルデザインを採用する。 □大規模な公共事業では環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □公務における移動は、できるだけモノレール等の公共交通機関等を利用する。 □マイカー通勤からバス・自転車・徒歩通勤への切り替えを推進する。 □市民や事業所と連携して、保全緑地の維持やオープンスペースの確保、都市緑化を推進する。 □関係法令や都市計画法を順守し、自然の緑や水辺等を保全する。 □自然や生き物とのふれあいの場の整備に努める。 □施設の敷地内の緑化や、屋上緑化、壁面緑化等で緑を増やすよう心掛ける。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □地区計画や景観計画への継続的な取組を推進する。
<p>基本目標3 循環型社会の構築</p>	
<p>資源の有効利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> □土木工事や建築物の解体時には、大量の建設廃棄物が発生することから、設計段階より建設廃棄物の発生抑制を考慮した計画の策定、再利用の促進に努める。 □不要となった備品等の再利用に努める。 □ごみの分別排出を徹底し、空き缶、空き瓶、古紙、乾電池等の資源の有効利用に努める。 □生ごみの減量化を促すため、普及啓発と堆肥化容器等の購入助成制度を充実する。
<p>廃棄物の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> □環境負荷の低減に寄与するため、安定かつ効率的な廃棄物の適正処理を推進する。 □不法投棄をしない、させない環境づくりのため、監視パトロールの実施、県、警察等関係機関との連携、ホームページ等による普及啓発や不法投棄対策を推進する。
<p>グリーン購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> □既存物品等の活用や他部署における余剰物品の有効活用により、調達総量の抑制に努めます。 □物品購入の際には、物品のライフサイクル全般にわたり環境に配慮された製品を選択します。 □工事等の設計や施工に際しては、可能な限り環境への負荷軽減に配慮した工法・資材等の選択に努めます。 □浦添市特定調達品目数を増やし、優先購入を推進します。 □浦添市特定調達品目や、環境に配慮した製品に関する情報発信等を推進します。

エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、設計・施工段階から節水や省エネルギー対策等の環境配慮を行い、その使用に当たって環境負荷の軽減を行う。 □冷暖房機器は適温に設定するよう心掛ける。 □公共施設での、太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に努める。 □無駄な照明の消灯、OA 機器の効率的な利用を心掛ける。
基本目標 4	地球環境の保全
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> □地球温暖化対策に関する計画の推進に努める。 □環境マネジメントシステムの推進による組織的な環境改善に努める。 □行政の率先的な取り組みとして、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減に積極的に取り組む。 □開発指導の際には、地球環境の保全やヒートアイランド防止等の視点を取り入れる。 □温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、施設の敷地内の緑化や、屋上緑化、壁面緑化等で緑を増やすよう心掛ける。
地球規模の環境問題	<ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。
基本目標 5	協働・参画社会の構築
環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> □職員の研修会・講習会等の機会を通じて、職員の環境保全、省エネルギー等の意識の普及啓発に努める。 □市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 □小学校・中学校・高校等における環境教育の推進に努める。 □地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内等でのビオトープづくりに努める。
自発的な活動	<ul style="list-style-type: none"> □環境マネジメントシステムの推進による組織的な環境改善に努める。 □環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進する。 □市民の自発的なリサイクル活動や環境保全活動を促す。 □清掃活動等の地域活動を促進し、環境配慮の普及啓発に努める。
協働	<ul style="list-style-type: none"> □県や近隣市町村等との広域的な連携に努める。 □広報誌等で、環境保全、省エネルギー等に関する情報発信と普及啓発に努める。

5-3 地域別行動指針

(1) 地域区分の考え方

地域別行動指針は、本計画の望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を達成するため、地域の身近な環境課題を解決し、より良い環境の確保のために実践する、各主体共通の環境行動指針です。

地域区分については、生活環境、自然環境、都市構成の視点から整理し、自然的・社会的条件が共通する地域として、図に示す海岸地域、中央地域、丘陵地域の3地域に区分します。なお、本計画では3つの地域区分で行動指針を整理していますが、実際には明確な境界線によって各地域が区分されるのではなく、それぞれの境界域は重なり合ったものと捉えます。

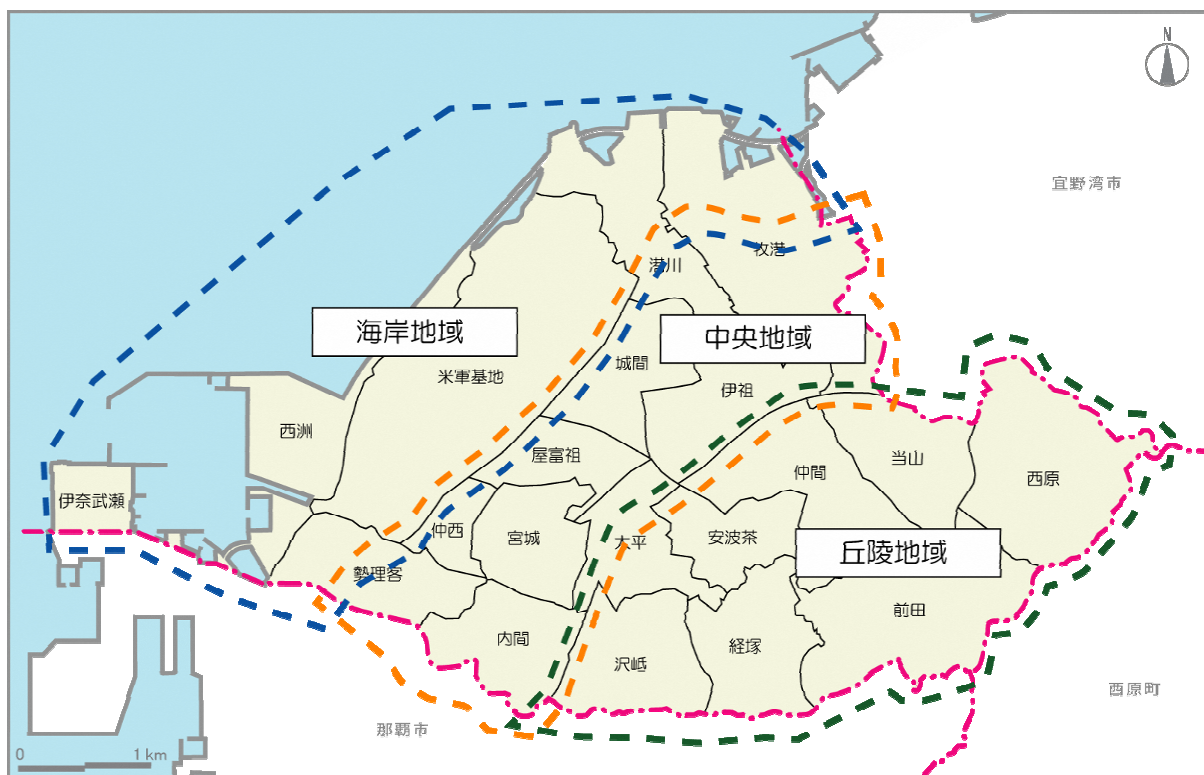


図 5-1 地域区分図

(2)地域別行動指針

1)海岸地域

①海岸地域の地域特性と現状

◆社会特性

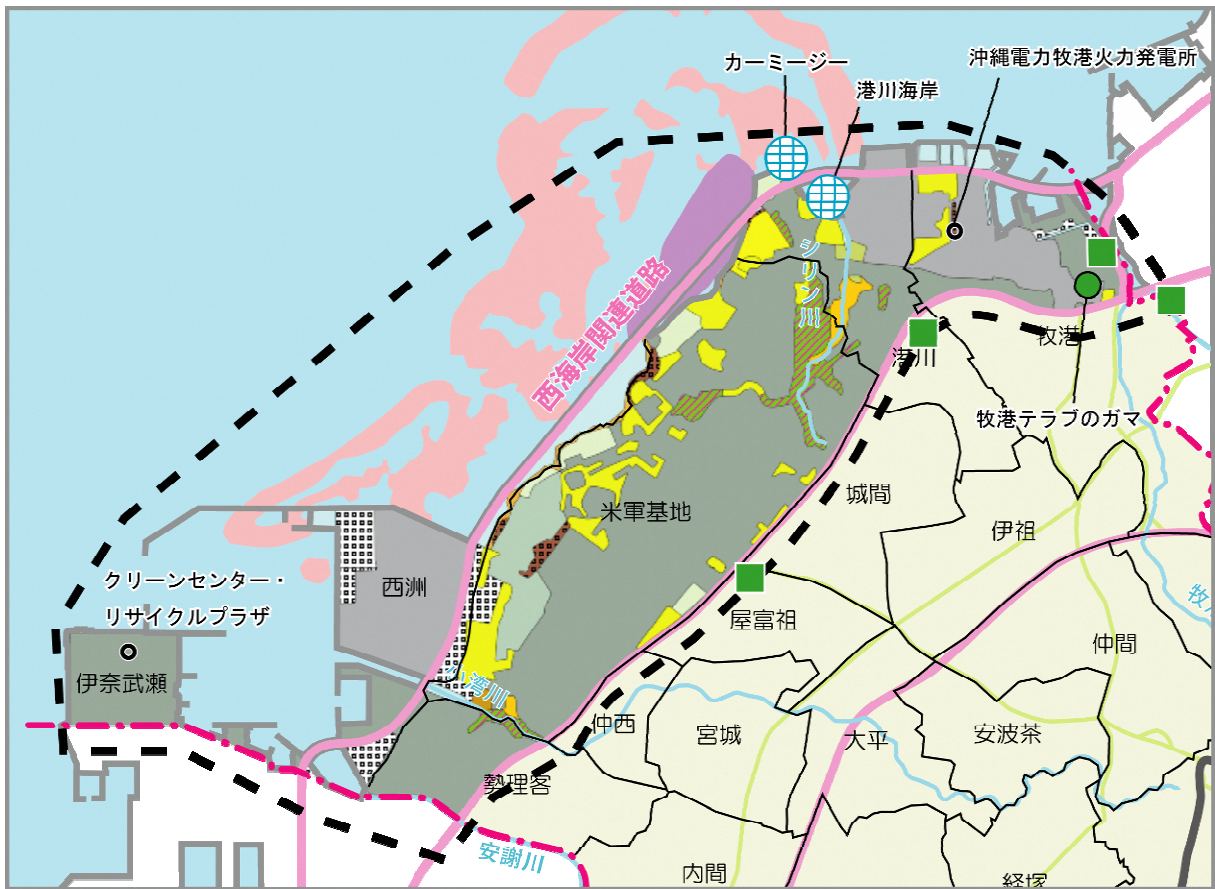
- 海岸と国道 58 号に囲まれた地域で、地域の北側の牧港、港川、城間の海岸沿いには電力会社等をはじめとする産業が立地し、地域の中央には米軍施設の牧港補給基地があり、地域の南側の西洲、勢理客には港湾を中心とした流通業務地区があります。
- 国道 58 号はきわめて多くの自動車が往来し、西洲・勢理客地域内の道路にも大量の自動車が流入しています。
- 西海岸関連道路及び西海岸開発事業が進められています。
- 環境の保全上重要な施設として、牧港に火力発電所、浦添宜野湾漁港、西洲・伊奈武瀬に浦添市クリーンセンター・リサイクルプラザ（ごみ処理施設）、那覇港湾浦添埠頭が立地しています。また同地区は物流拠点でもあるため多くの大型車両が往来しています。
- この他に「いなんせ斎苑」、「浦添市産業振興センター・結の街」、「国立劇場おきなわ」があります。

◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 海岸地域の地形は、海岸沿いに海岸低地が広がっており、シリン川周辺は段丘面や石灰岩堤によって形成されています。
- 植生は、海岸沿いに海岸植生、ススキ草地が分布し、シリン川周辺はナガミボチョウジーヤブニッケイ群落が分布しています。
- 港川地先には、干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池（イノー）が広がっており、海域生態系を形成しています。空寿崎のカーミージー周辺は、市民に古くから親しまれる自然海岸で、近年は地元自治会・学校の環境学習の場として活用されています。
- シリン川、小湾川沿いには樹林地が広がっており、ポットホール等の自然景観資源が見られます。

◆土地利用

- 港川、牧港、城間の大半は工業系の土地利用で、住居系は国道 58 号の西側の地区と空寿崎周辺に見られます。国道 58 号沿いは広域的な商業施設が立地しています。
- 地域の中心部は軍用地となっており、基地返還後には新都市形成ゾーンとして、リゾート・レクリエーションや新たな都市機能を持つ地域への開発が予定されています。
- 勢理客、西洲では工業・業務を中心とする土地利用が見られます。また、今後は港川地先一体を長期保養のできるリゾート・レクリエーションゾーンとして位置づけられています。



凡例							
行政区界	—	植生	ハドノキ-ウラジロエノキ群団	■	人と自然との共生	自然環境地点（湧水）	▲
地域界	—		ナガミボチョウジ-ヤブニッケイ群落	■		人と自然とのふれあいの場	●●●
国道	—		ナガバカニクサ-ススキ群団	■	安心して健康で快適な都市	散策路	■■■■
ゆいレール	—		リュウキュウマツ群落	■		自動車騒音常時監視地点	■
河川	—		モクマオウ類植林	■		眺望地点	★
自然景勝地	サンゴ礁	■	ギンネム群落	■	循環型社会、地球温暖化	文化財	●
	干潟	■					○

注) 対象地域には、畑地、散策路、眺望地点は存在しない。

図 5-2 海岸地域の環境特性図

②海岸地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

- 港川地先の礁池（イノー）、シリン川、小湾川沿いで見られる樹林地等、都市の中に残された自然環境の保全を推進し、うるおいある環境づくりが求められます。
- 港川地先の埋立等の開発の際には、周辺環境の改変等に留意し、海や河川の生物多様性を保全していく必要があります。

◆良好な生活環境の保全

- 火力発電所やごみ処理施設は環境の保全上重要な施設で、大気汚染の防止を始めとして公害の防止と環境負荷の低減に引き続き取り組む必要があります。
- 牧港自動車排ガス測定局における大気汚染状況は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成しています。国道58号は自動車交通が多く、勢理客や西洲の商業地域内は大型車両も多く往来していることから、自動車排気ガスと騒音の対策が必要です。
- 港川海岸の水質は、平成30年度現在COD値は1.8mg/lとなっており、近年は現状を維持しています。

◆循環型社会の構築

- 浦添市クリーンセンター・リサイクルプラザは市域全体の4Rを引き続き推進し循環型社会を実現するため、ますます重要な役割を担う市のごみ処理とリサイクルの拠点となります。
- 事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。
- 工業が集積する海岸地域では、大量のエネルギーを消費しています。産業活動に伴う再生可能エネルギーの利用等によるエネルギー消費の抑制等が必要です。

◆地球環境の保全

- 温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

- 水辺・海辺を生かした環境教育・環境学習の場の提供が得られるよう各主体との連携が必要です。
- リサイクルプラザを拠点とした環境にやさしいライフスタイルの提案等、環境保全活動を推進するための体制整備が必要です。

③海岸地域のめざす環境像

環境に配慮して産業活動を行い、
サンゴ、イノー、リーフ等の貴重な自然の保全を推進する地域

海に面し、工業、水産業が集積している海岸地域は、サンゴ、イノー、リーフ等の自然の状態に残された海岸があり、人と自然がふれあうレクリエーション地としての役割を担っています。今後は、港川地先の埋立等や軍用地の跡地利用による大規模な開発が予定されており、貴重な自然環境の保全に配慮した開発、産業活動を行っていきます。

④取組方向

- カーミージーやシリン川等の都市の中に残された自然環境の保全を推進し、人と自然とがふれあえる親しみやすい水辺・海辺の創出を図ります。また、港川地先の土地開発では、自然環境に配慮した開発を推進します。
- 大気汚染の対策や、海域の水質に影響を及ぼす事業所排水や生活排水の処理対策を推進します。
- 産業活動における廃棄物の4Rを推進します。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 水辺・海辺をはじめとする地域資源を活かした環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の促進を図ります。

⑤海岸地域の行動指針

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 樹林地の水源涵養機能の向上をめざし、樹林の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置や敷地内緑化、透水性舗装の整備により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場による雨水の活用等、節水に心掛ける。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 海岸やシリン川等において、開発等を行う際は自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 海域生態系の保全に努める。
環境配慮型 農水産業	<input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園等への活用に努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。
自然との ふれあい	<input type="checkbox"/> 森・川・海辺・里浜等の自然空間の保全と育成を推進する。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染を防止する。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの悪臭防止に努める。

水質・土壌	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 □生活排水の処理対策を講じ、海、河川の水質向上に努める。 □工場・事業場による土壌汚染防止に努める。 □開発時の影響で赤土等が流出し自然環境に負荷を与えないよう、県条例を遵守し赤土等流出防止対策に努める。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> □商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 □交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理・適正使用を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。
快適な都市環境	<ul style="list-style-type: none"> □大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □海岸地域の地区計画及び景観地区指定への取組を推進する。 □学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 □うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。 □シリン川の樹林地に残る東空寿崎古墓群や井泉の保全に努める。
基本目標3 循環型社会の構築	
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> □スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進等レジ袋削減に向けた取組に努める。 □工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 □家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。 □リサイクルプラザを核とした市民の積極的参加による廃棄物の4Rに努める。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 □廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。 □クリーンセンターの安定的・効率的な維持管理の推進と環境負荷の低減に努める。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> □必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境のことも考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。 □工場排熱の利用やコージェネレーションシステムの導入に努める。

基本目標4 地球環境の保全	
地球温暖化	<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 <input type="checkbox"/> エコドライブ等を実施し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。
地球規模の環境問題	<input type="checkbox"/> フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。
基本目標5 協働・参画社会の構築	
環境教育・環境学習	<input type="checkbox"/> 公園、工場・事業場、公共施設等の地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内等でのビオトープづくりに努める。 <input type="checkbox"/> カーミーゼー等を活かした環境教育・環境学習の推進に努める。
自発的な活動	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。 <input type="checkbox"/> リサイクルプラザを拠点とした環境にやさしいライフスタイルの提案等、市民の自発的なリサイクル活動や環境保全活動を促す。
協働	<input type="checkbox"/> 公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 各市民団体の活動拠点としてリサイクルプラザを活用し、環境保全活動を推進するための体制整備に努める。

2)中央地域

①中央地域の地域特性と現状

◆社会特性

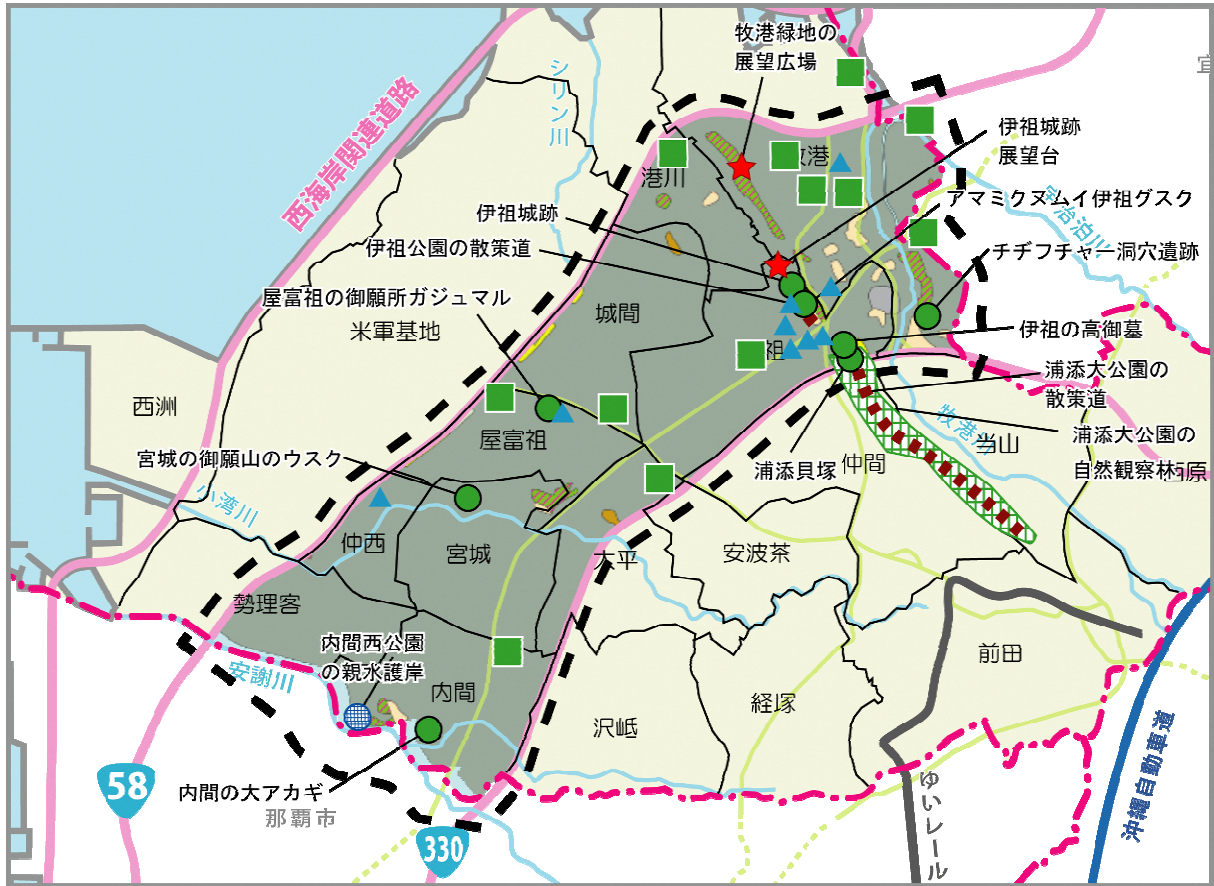
- 地域の北側に伊祖城跡があり、また中頭方西海道・普天満参詣道や牧港川沿いには多数の文化財が分布しています。
- 国道沿いには広域的な商業施設が立地し、市街地内の道路沿いには小売・飲食店、オフィスビルが立地しています。
- 主要道路から内側は市街地が広がっており、地域全体が人口集中地区（DID）となっています。
- 牧港地域は古くから商業地域として栄え、清涼飲料水工場の他、小規模工場・事業所が多く立地しています。
- 国道 58・330 号はきわめて多くの自動車が往来し、市街地内の道路にも大量の自動車が流入しています。
- 小学校が6校、中学校が3校、高等学校が2校と教育機関が多く立地し、また総合病院等の大規模医療施設もあります。

◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 中央地域の地形は、牧港川沿いは海岸低地ですが、地域の東側は主に丘陵地や谷底低地、西側は段丘面によって形成されています。また、牧港と港川の境界には断層崖があり、石灰岩堤によって形成される特徴的な地形となっています。
- 地域の大部分は市街地であるため、公園や一部の斜面緑地等を除いて緑の分布状況はごくわずかです。植生は、断層崖でナガミボチョウジーヤブニッケイ群落が分布しています。

◆土地利用

- 地域の大部分は住居系土地利用を示しており、国道 58 号、パイプライン通り、サンパーク通り沿いは商業系の土地利用となっています。
- 国道 58 号とパイプライン通りに囲まれた地域は、商業施設、業務施設、工場、住宅等の混在する地域となっており、今後も生活と産業が共生した共生市街地（一般住宅地）として、位置づけられています。



凡例							
行政区界	—	植生	ハドノキ-ウラジロエノキ群落	■	人と自然との共生	自然環境地点(湧水)	▲
地域界	—		ナガミボチョウジ-ヤブニッケイ群落	■		人と自然とのふれあいの場	●
国道	—		ナガバカニクサ-ススキ群落	■		散策路	■
ゆいレール	—		リュウキュウマツ群落	■	安心して健康で快適な都市	自動車騒音常時監視地点	■
河川	—		モクマオウ類植林	■		眺望地点	★
自然景勝地	サンゴ礁	■	ギンネム群落	■		文化財	●
	干潟	■			循環型社会、地球温暖化		○

注) 対象地域には、サンゴ礁、干潟、海岸植生は存在しない。

図 5-3 中央地域の環境特性図

②中央地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

- 断層崖の斜面林や伊祖公園等の緑地以外にはまとまった緑地が少なく、公園、学校、住宅地の緑化を促進し、身近な緑の創出（花壇づくり、街路樹の植栽等）が必要です。
- 畑地は市街地の中にごくわずかに点在する程度です。農業後継者の減少に伴って使用されなくなった畑地等は農業施策と合わせて保全の措置が必要です。

◆良好な生活環境の保全

- 牧港川の中流・下流域に当たりますが、上流からの汚濁負荷により水質は良好ではありません。主な原因である事業所や家庭からの排水は、公共下水道又は合併処理浄化槽等による適正な処理を行い、水質改善を図る必要があります。
- 主要幹線道路に挟まれ、また市街地内にも多くの自動車が入り込んでおり、国道58号の自動車騒音は、要請限度は達成しているものの環境基準は未達成です。自動車排気ガスと合わせて騒音の低減を図るため、交通需要の管理や道路構造の改善等を推進する必要があります。
- 地域の中で住居系が多くを占めており、事業所・近隣騒音を防止し、良好な住環境と商業空間の両立を図る必要があります。
- 地域美化やオープンスペースの確保等による安全で快適な住環境の創出が必要です。

◆循環型社会の構築

- 廃棄物の発生抑制のため、商業施設でのマイバック運動をはじめとする取組が必要です。
- 家庭及び事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。
- 日常生活、産業活動における再生可能エネルギーの利用普及等による対策等が必要です。

◆地球環境の保全

- 温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

- 小・中学校区等の身近な地域コミュニティにおける環境美化、緑化等の活動の推進が必要です。
- 商業施設、業務施設、工場、住宅等が混在する環境を活かした環境保全活動の推進が必要です。

③中央地域のめざす環境像

生活と産業が共存し、安全で快適な住環境を形成する地域

住宅地と商業・業務地が混在する中央地域は、生活と産業が共存する共生市街地の役割を担っています。また、地域内にまとまった緑地が少ないことから、市街地の緑化を促進し快適な住環境の形成に努めます。

④取組方向

- 現存する緑地の保全をはじめ、住宅地等の身近な緑の創出を促進します。
- 事業所及び生活排水の適正処理を促進し、牧港川の水質向上を図ります。
- 主要幹線道路の自動車騒音を監視し、必要に応じて交通量の軽減や道路構造の改善を推進します。
- 商業施設でのマイバック運動等、廃棄物の4Rに努めます。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 住民や事業者等多様な主体による環境美化、緑化等の環境保全活動を推進します。

⑤中央地域の行動指針

基本目標1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> 雨水浸透柵や透水性舗装を用いて、地下への浸透を図る。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場や学校による雨水の活用等、節水を心掛けながら水の適切な使用に努める。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 断層崖の斜面林や伊祖公園等の森林生態系の保全に努める。
環境配慮型 農水産業	<input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園等への活用を努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。
自然との ふれあい	<input type="checkbox"/> 森・川の自然空間の保全と育成を推進する。
基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染を防止する。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの悪臭防止に努める。
水質・土壌	<input type="checkbox"/> 工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 <input type="checkbox"/> 生活排水を適正に処理し、河川の水質向上に努める。 <input type="checkbox"/> 開発時の影響で赤土等が流出し、自然環境に負荷を与えないよう、県条例を遵守し赤土等流出防止対策に努める。
騒音・振動	<input type="checkbox"/> 商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 <input type="checkbox"/> 交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。

化学物質	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理・適正使用を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。
快適な都市環境	<ul style="list-style-type: none"> □大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 □伊祖城跡の周辺に残る歴史文化的遺産の保全に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 □うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。
基本目標3	循環型社会の構築
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> □スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進等レジ袋削減に向けた取組に努める。 □工場・事業場における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 □家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 □廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> □必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境のことも考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。
基本目標4	地球環境の保全
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> □温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 □エコドライブ等を実施し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 □温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。
地球規模の環境問題	<ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。

基本目標5 協働・参画社会の構築	
環境教育・ 環境学習	<input type="checkbox"/> 公園、工場・事業場、公共施設等の地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内等でのビオトープづくりに努める。 <input type="checkbox"/> 伊祖城跡や湧水等を活かした環境教育・環境学習の推進に努める。
自発的な 活動	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。
協働	<input type="checkbox"/> 公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。

3)丘陵地域

①丘陵地域の地域特性と現状

◆社会特性

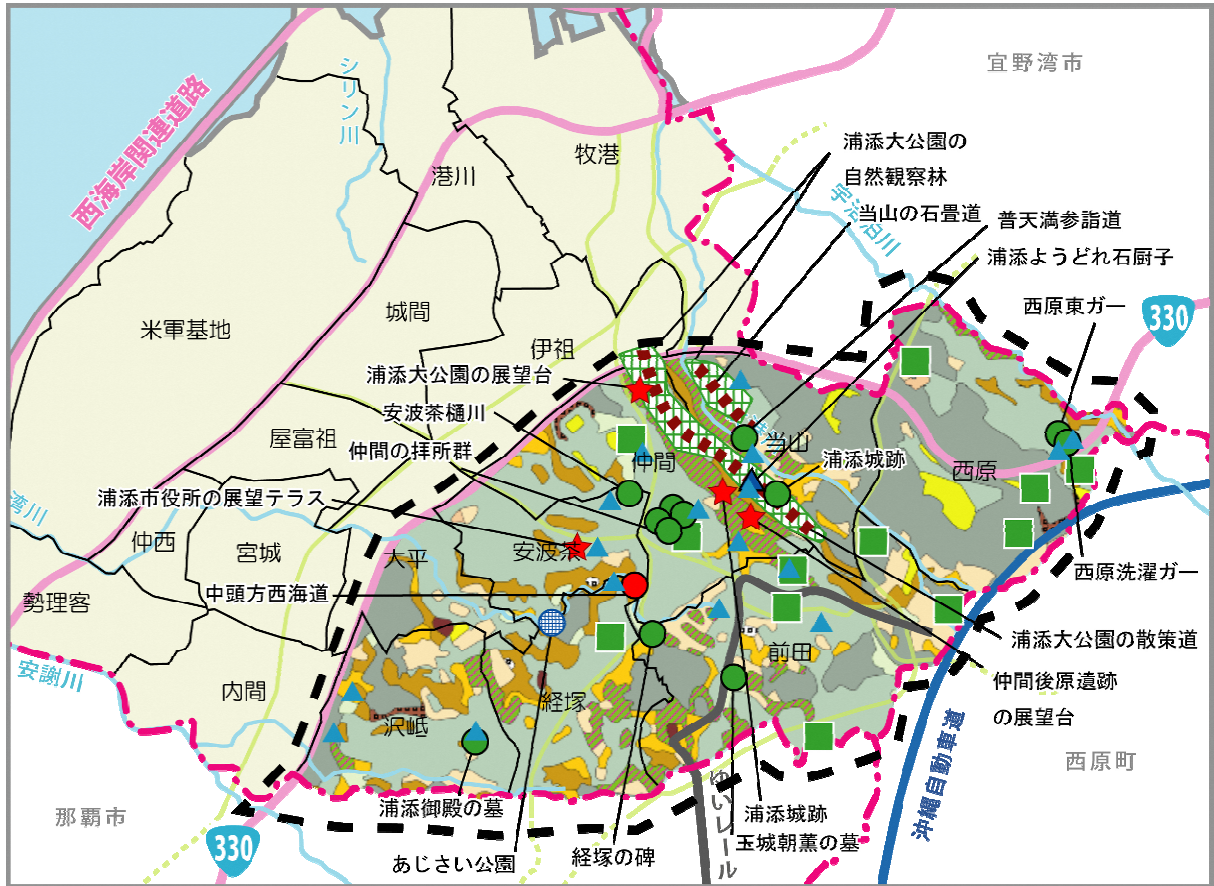
- 北側は国道 330 号、南側は那覇市、西原町に挟まれた地域で、西原、当山、仲間、前田、安波茶、大平、経塚、沢岬で構成されています。
- 多数の文化財が分布し、地域の北側に浦添城跡、中頭方西海道及び普天満参詣道沿いに周辺には多数の重要な文化財があり、歴史的空間整備が行われている地域です。
- 地域の南側で土地区画整理事業が進行中で、今後は住宅地として整備されます。
- 国道 58 号はきわめて多くの自動車が行来し、県道 38 号線・241 号線にも大量の自動車が流入しています。
- モノレール（経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅）が開業し、てだこ浦西駅周辺地域では自立・分散型エネルギーシステムを導入したスマートシティ型のまちづくりに取り組んでいます。
- 主な公共施設は、市庁舎、てだこホール、図書館、美術館、消防署、沖縄国際センター等、行政・文化施設が集積する地域です。

◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 浦添大公園、浦添墓地公園の斜面林は断層崖となっており、石灰岩堤が見られます。それ以外は主に、丘陵地と谷底低地から形成されています。
- 浦添大公園と、地域の北側と南側に斜面緑地が残されています。植生は、牧港川流域にナガミボチョウジーヤブニッケイ群落が分布しています。また、当山、前田、沢岬には畑地が点在しており、小湾川の中流周辺でススキ草地が見られます。
- 浦添大公園から連なる斜面緑地一体では森林生態系が形成されています。

◆土地利用

- 丘陵地域は、農地、原野が市域内で最も多く、浦添大公園一帯のクサティの森やクニンドーの森等によって形成されています。その他の大部分は住居系土地利用によって形成されていますが、県道 38 号線、県道 153 号線、県道 241 号線沿いは商業・業務施設が見られます。
- 浦添大公園周辺は市街化調整区域に指定されており、浦添大公園と土地区画整理地区をはさんだ北側と南側に、旧集落と開発団地を中心に閑静な住宅地が広がっています。
- 歴史・文化拠点が位置するエリアとして整備が進められています。
- 浦添城跡周辺は景観重点地区に指定され、地域住民と協働した景観の保全が進められています。



凡例							
行政区界	—	植生	ハドノキ-ウラジロエノキ群団	■	人と自然との共生	自然環境地点（湧水）	▲
地域界	—		ナガミボチョウジ-ヤブニッケイ群団	■		人と自然とのふれあいの場	●
国道	—		ナガバカニクサ-ススキ群団	■		散策路	■
ゆいしール	—		リュウキュウマツ群団	■	安心して健康で快適な都市	自動車騒音常時監視地点	■
河川	—		モクマオウ類植林	■		眺望地点	★
自然景勝地	サンゴ礁	■	ギンネム群団	■		文化財	●
	干潟	■			循環型社会、地球温暖化		○

注) 対象地域には、サンゴ礁、干潟、海岸植生は存在しない。

図 5-4 丘陵地域の環境特性図

②丘陵地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

- 浦添大公園から、前田・沢岬を取り囲む斜面緑地はクサティ森として人々にうるおいとやすらぎを与えるとともに、貴重な生物の生育空間にもなっています。また、那覇市に隣接する安謝川沿いの樹林地はクニンドーの森公園として確保されており、これらの豊かな緑の保全、育成が必要です。
- 沢岬、仲間、前田に分布する畑地は、雨水浸透や生物の生息空間として重要な役割を担っています。農業後継者の減少に伴って使用されなくなった畑地等は、農業施策と合わせて保全の措置が必要です。
- 浦添大公園内の牧港川では親水護岸が施されていますが、水質の状態が悪いため、水質改善や生物の生息空間の創出を図る等、市民等が憩える河川環境の創出が求められます。
- みどりや自然と調和した土地区画整理事業と市街地開発が必要です。
- 歴史・文化ゾーンとして、地域住民と協働した景観の保全を推進する必要があります。

◆良好な生活環境の保全

- 牧港川上流の水質観測点では環境基準を達成しておらず水質汚濁が著しいため、水質浄化を図る必要があります。主な原因である事業所や家庭からの排水は、公共下水道又は合併処理浄化槽等による適正な処理が必要です。
- 住宅地では地域美化やオープンスペースの確保等による快適な住環境の創出が必要です。
- 浦添城跡周辺は、史跡や井泉等の文化財が多数分布し、歴史文化的街並みが見られる地域であり、住宅地等でも歴史文化遺産と調和した景観の創出が求められます。
- モノレール開業に伴い交通環境が大きく変わることから、良好な住環境の確保が引き続き求められています。

◆循環型社会の構築

- 原野等で不法投棄が確認されており、これらの監視体制を強化する必要があります。
- 家庭及び事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。
- 日常生活、産業活動における再生可能エネルギーの利用普及等による対策等が必要です。

◆地球環境の保全

- 温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

- 公共施設等を利用した環境教育・環境学習の場の提供が必要です。
- 浦添大公園や浦添城跡周辺の地域を活用した各主体の連携による環境保全活動の推進が求められます。

③丘陵地域のめざす環境像

行政・歴史文化の中心を担い、豊かな水と緑を育み環境に配慮する地域

国道 330 号以南の丘陵地域は、行政・文化施設が集積し、行政・文化の中心を担っています。

また、浦添大公園等の豊かな緑が広がっており、緑地の保全と育成を推進し、快適な住環境の創出を図ります。

④取組方向

- 地域内に広がる緑地の保全・育成に努めます。
- 事業所及び生活排水の適正処理を促進し、牧港川の水質向上に努め、市民等が憩える河川環境の創出を図ります。
- 浦添城跡周辺は、歴史文化遺産と調和した景観の創出が求められます。
- 廃棄物の4Rの推進、不法投棄の監視強化に努めます。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 浦添大公園や公共施設をはじめとする地域資源を活かした環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の促進を図ります。
- てだこ浦西駅周辺地域のスマートシティ型まちづくりを推進します。

⑤丘陵地域の行動指針

基本目標 1 人と自然との共生	
水循環	<input type="checkbox"/> クサティ森、クニンドーの森をはじめとする樹林地の水涵養機能の向上をめざし、樹林の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置や敷地内緑化、透水性舗装の整備により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場や公共施設による雨水の活用等、節水に心掛ける。
生物多様性	<input type="checkbox"/> 浦添大公園周辺の森林生態系の保全に努める。
環境配慮型 農水産業	<input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園等への活用を努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。
自然との ふれあい	<input type="checkbox"/> 森・川の自然空間の保全と育成を推進する。

基本目標2 良好な生活環境の保全	
大気・悪臭	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場からの大気汚染を防止する。 □駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 □自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 □工場・事業場からの悪臭防止に努める。
水質・土壌	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 □生活排水の適正処理対策に努め、牧港川をはじめとする河川の水質向上に努める。 □生活排水を適正に処理し、河川の水質向上に努める。 □開発時の影響で赤土等が流出し、自然環境に負荷を与えないよう、県条例を遵守し赤土等流出防止対策に努める。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> □商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 □交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理・適正使用を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。
快適な都市環境	<ul style="list-style-type: none"> □大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □丘陵地域の地区計画及び景観地区指定への取組を推進する。 □学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 □浦添城跡の周辺に残る歴史文化的遺産の保全に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 □うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。 □スマートシティ型まちづくりを推進する。
基本目標3 循環型社会の構築	
資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> □スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進等レジ袋削減に向けた取組に努める。 □工場・事業場における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 □家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 □廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> □必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境の事も考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。

基本目標4 地球環境の保全	
地球温暖化	<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 <input type="checkbox"/> エコドライブ等を実施し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。
地球規模の環境問題	<input type="checkbox"/> フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。
基本目標5 協働・参画社会の構築	
環境教育・環境学習	<input type="checkbox"/> 浦添大公園、浦添城跡、公共施設等の地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内等でのビオトープづくりに努める。
自発的な活動	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。
協働	<input type="checkbox"/> 公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。

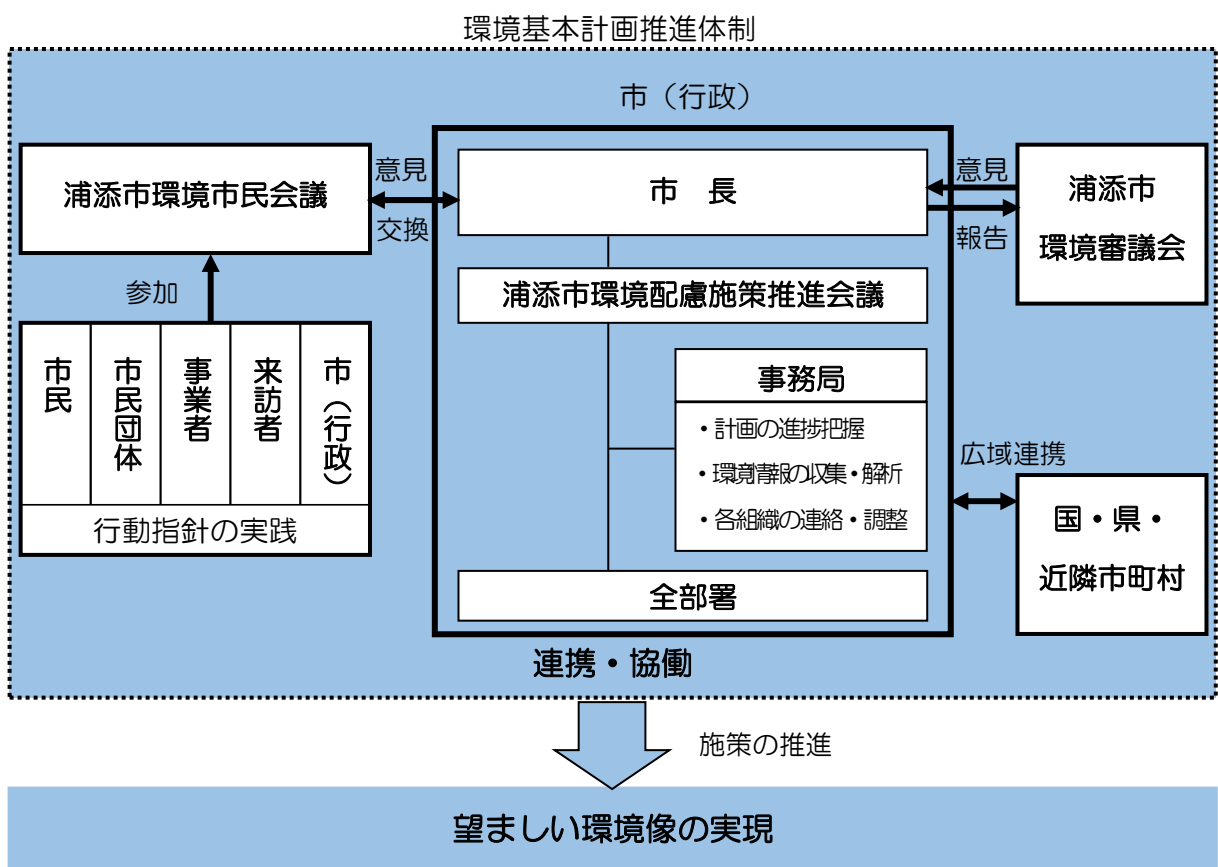
第6章 計画の推進

6-1 推進体制

(1)体制図

本計画の推進のためには、行政計画にとどまらず、施策の担い手となる市、市民、市民団体、事業者、来訪者がそれぞれの役割と責務を自覚し、協働で推進する体制が必要です。

そこで、学識者や関係機関等の代表で構成する浦添市環境審議会、本市職員で構成する浦添市環境配慮施策推進会議、市民代表及び各種市民団体で構成される浦添市環境市民会議からなる推進体制を整備し、各主体協働による環境基本計画の推進をめざします。



(2)組織の役割

1)浦添市環境審議会

学識経験者、各地域、各団体の代表等で構成され、浦添市環境基本条例第31条によって定められている市の附属機関です。①環境基本計画に関する事項、②その他環境の保全及び創造に関する重要事項に関する基本的事項を総合的な視点から調査審議し、市長に意見を述べる機関として設置するものです。

環境基本計画に関しては、計画の策定や年次報告書による計画の進行管理について審議を行います。

2)浦添市環境配慮施策推進会議

市の組織で構成する機関で、市の環境配慮事業に関し各部署が横断的に連携・調整する組織になっています。

環境基本計画の策定及び変更、年次報告書のとりまとめ、年次報告書の点検・評価の結果を受けた見直しについて検討・調整を行います。

部局長職から構成される浦添市環境配慮施策推進会議、課長職から構成される幹事部会と係長職から構成される検討部会があります。

3)浦添市環境市民会議

環境基本計画の推進に当たって、実行者の視点から協議・検討するため、様々な環境分野で活動する市民や事業者、関係団体から構成される機関です。

本市の環境を取りまく課題や目標の共有化を通じて、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を市に対して行います。

(3)環境監視体制の整備、及び調査・研究の実施

環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために、関係機関と連携し、環境の状況を的確に把握し、必要な監視体制を整備するとともに、情報の収集に努め、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じます。

(4)広域連携・関係団体との協力

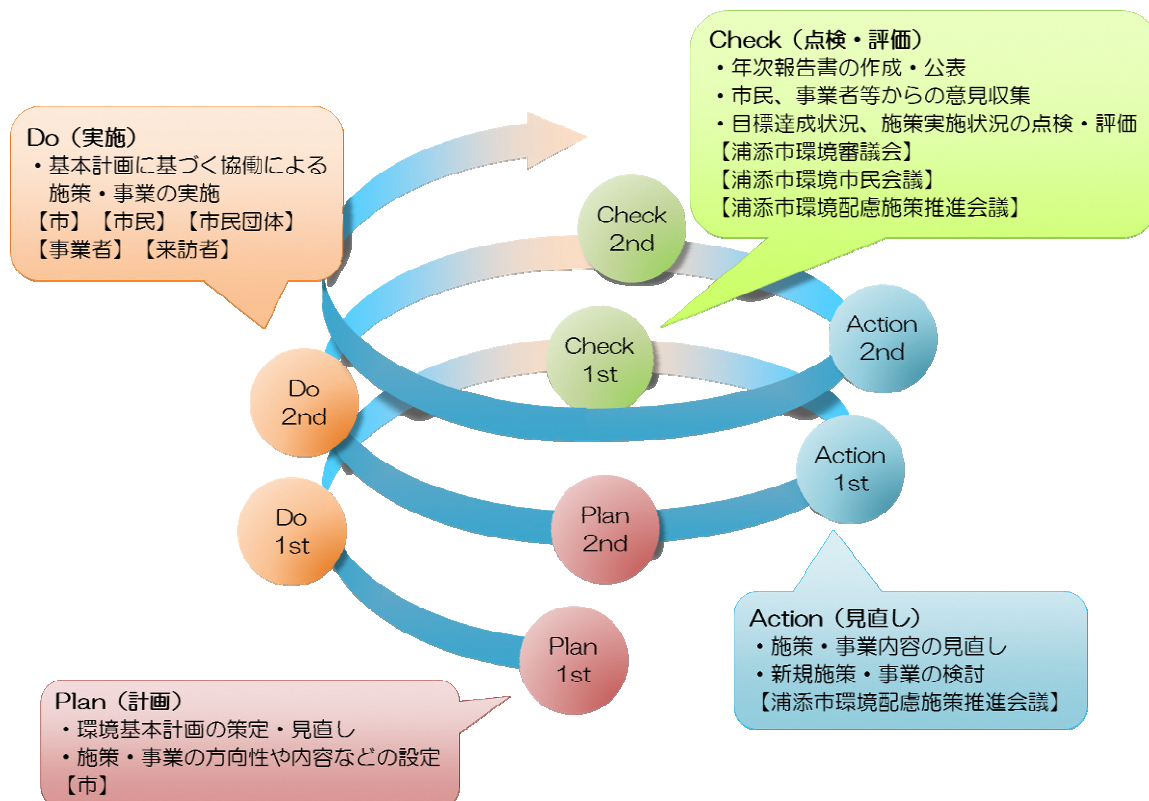
環境の保全及び創造のため、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」と言う。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは積極的に推進します。また、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請します。

6-2 進捗管理

(1) PDCA サイクル

計画の進捗管理は、市、市民、市民団体、事業者、来訪者等が連携・協働し PDCA サイクルを基本として行い、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります。

Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の各段階で行うべき事項を下図に示します。



(2)点検・評価

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況及び関係者の意見等は、関係部局を通じて環境配慮施策推進事務局にて実績等を集約した上で、浦添市環境配慮施策推進会議に報告し、点検・評価を実施します。

また、環境配慮施策推進事務局は、この結果に、市民、事業者等からなる浦添市環境市民会議での意見等を加味して、浦添市環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け、とりまとめます。

(3)結果の公表

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況を把握、評価した結果をとりまとめた年次報告書の作成が、浦添市環境基本条例第12条で定められています。

年次報告書やホームページ等で「(2)点検・評価」の結果を公表し、市民、事業者等から広く意見を収集します。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（年次報告書の作成）

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(4)見直し

年次報告書等で進捗状況や目標達成状況が評価された結果を踏まえて、必要に応じて、次年度以降の個別施策・事業の内容や目標の見直しまたは新たな課題の検討を行います。

なお、第2期浦添市環境基本計画については、目標年度を令和8（2026）年度としており、これを目途に社会の状況や環境の状況の変化を踏まえ、見直しと次期計画の策定を行います。

このような見直しの仕組みを作り、環境基本計画の継続的な改善を図ります。

<資料編>

1 第2期浦添市環境基本計画の策定経過

開催日		内容	
令和元年度	6月17日 ～7月31日	市民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に関する意見募集（市ホームページ）
	6月25日 ～7月16日	検討部会員及び庁内全部署	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画関連の事務・事業調査（新規・継続・完了等の確認）
	8月9日 ～8月30日	検討部会員及び庁内全部署	<ul style="list-style-type: none"> 「第2章 環境の現況と課題」の内容確認
	8月下旬	検討部会員及び庁内該当部署	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画関連の事務・事業に関する各課ヒアリング
	10月11日 ～10月31日	検討部会員及び庁内全部署	<ul style="list-style-type: none"> 「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」の内容確認
	11月22日	第19回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 諮問（第2期浦添市環境基本計画） 環境基本計画（素案）の第1章から第4章までの審議
	12月2日～ 12月13日	検討部会員及び庁内全部署	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）の内容確認
	12月25日	令和元年度 第1回 幹事部会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）の内容確認
	1月14日	第20回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）の審議
	1月27日～ 2月14日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（素案）に関する市民・事業者等への意見募集
	2月17日～ 2月28日	幹事・検討部会員及び庁内全部署	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（案）の内容確認
	3月27日	第21回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（案）の審議 パブリックコメント内容の審議 答申（第2期浦添市環境基本計画）

2 浦添市環境審議会名簿

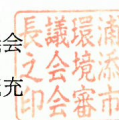
役職	名前	所属等
会長	諸喜田 茂充	琉球大学 名誉教授
副会長	吉永 安俊	琉球大学 名誉教授
委員	宜野座 富夫	浦添市自治会長会
委員	玉城 芳信	浦添商工会議所
委員	普天間 初子	浦添市女性団体連絡協議会
委員	高平 兼司	沖縄県地球温暖化防止活動推進センター
委員	西江 重信	グループエコライフ

3 浦添市環境審議会答申

令和2年3月27日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市環境審議会
会長 諸喜田茂充



第2期浦添市環境基本計画の策定について（答申）

令和元年11月22日付け浦市環第618号で諮問のありました浦添市環境基本計画の策定について、当審議会でも慎重に審議した結果、別紙の通り答申いたします。

なお、市民・事業者等に広く本計画の周知を行い、各主体が協働して施策に取り組めるよう計画を推進していただくことを望みます。

4 浦添市環境基本条例

○浦添市環境基本条例

(平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 8 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(第 9 条－第 26 条)
- 第 3 章 推進体制 (第 27 条－第 30 条)
- 第 4 章 環境審議会 (第 31 条)
- 第 5 章 雑則 (第 32 条)
- 附則

私たちの住む「てだこの都市 (まち)・浦添」は、亜熱帯気候にある沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する緩やかな傾斜にあって、琉球王統発祥の地として自然と調和した政治・経済や歴史文化が栄えた地である。

しかし、先の大戦はこの地を壊滅的に破壊した。終戦後、米国統治の下に進められた基地建設は、農業主体の産業構造を変化させ土地利用の在り方に变化をもたらした。また、日本復帰後もこの産業構造の変化に連動した開発等が行われ、これらの環境の改変がさらに進められた。

一方、私たちの生活に根ざした経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄社会を形成したことにより環境への負荷を増大させ、地域環境の阻害のみならず地球温暖化等をもたらし、生物種全体の生存を脅かす地球規模の環境問題を引き起こしている。

「てだこの都市 (まち)・浦添」の環境そして地球環境は、先人達が残してきた貴重な財産である。私たちは、この良好な環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。この認識の下、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

ここに、私たちは地球市民として環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、本市全体の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基

本となる条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、樹林、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 (鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は

生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組まなければならない。
 - 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。
- （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、

事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境の保全及び創造に関する活動を推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（来訪者の責務）

第8条 来訪者は、環境の保全及び創造に関する活動に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、又は協働するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
（施策の策定等に係る基本方針）

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用

- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
 - (3) 緑地の保全及び施設整備
 - (4) 公害の防止及び予防
 - (5) 快適環境の創造
 - (6) 循環型社会の構築
 - (7) 地球環境保全
 - (8) 環境教育及び環境学習の充実
 - (9) 協働
- (環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(水循環に関わる樹林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、樹林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識の下、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく樹林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道及びコミュニティ・プラントの事業を推進するとともに、浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創造のための事業を推進するものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市景観の形成)

第18条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる街なみを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第19条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第20条 市は、地球環境保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第21条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第22条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) 環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、

環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況及び環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第22条に定める環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民、市民団体、事業者及び来訪者の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境監視体制の整備)

第28条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(関係団体との協力等)

第30条 市は、環境の保全及び創造のため、国、県

その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」という。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは、積極的に推進するものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会の役割）

第31条 浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条別表に規定する浦添市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

第5章 雑則

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 用語解説

【アルファベット・数字】

BOD (P34,P97)

→「生物化学的酸素要求量」の項を参照

COD (P37,P97,P142)

→「化学的酸素要求量」の項を参照

ESCO (P60,P112)

工場やオフィス、商業施設等に対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性を損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。

ISO14001 (P131,P132)

→「環境マネジメントシステム」の項を参照

n-ヘキサン抽出物質 (P37)

n-ヘキサン（ノルマルヘキサン）と呼ばれる有機溶媒によって抽出される不揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標の一つ。油分は直接および間接的に魚介類を死亡させるとともに、魚介類に臭いをつけてその商品価値を失わせる。そのため、環境基準では海域について n-ヘキサン抽出物質として「検出されないこと」（検出下限値 0.5 mg/L）と定められている。

pH (P117)

→「水素イオン濃度」の項を参照

PRTR (P42,P71,P96,P99)

→「化学物質排出移動量届出制度」の項を参照

SDGs (P14,P75,P121)

→P.14 を参照

1 時間値 (P30,P31,P32)

大気質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂) は 1 時間値の 1 日平均値によることとしている。

4R (P73,P81,P107,P142)

4R とは、ごみの減量に有効な手段である 4 つの R を示している。

- ①「Refuse (発生回避)」ごみになるものを買わない、断ること
- ②「Reduce (発生抑制)」ごみの量をへらすこと
- ③「Reuse (再使用)」使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと
- ④「Recycle (再生利用)」使ったものを資源として再利用すること

75%値(水質汚濁) (P34,P97)

河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (BOD)、又は海域における有機物による水質汚濁の指標である化学的酸素要求量 (COD) の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値のこと。

BOD 又は COD の測定結果が環境基準に適合しているかどうか（環境基準の評価）については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上ある場合に、環境基準に適合していると評価する。

言い換えると、次に示す方法で計算された 75% 水質値が、その地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価される。

「75%値」の求め方は、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該

当する日平均値が、「75%値」になる。

〔例〕 年12回測定の場合、測定値の低い方から数えて9番目に該当する値(12 × 0.75 = 9) が75%値となる。

【あ行】

アイドリングストップ (P127,P130,P134,P136)

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するととても有効な手段であるとされている。

亜硝酸性窒素 (P41)

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のことを亜硝酸性窒素と呼ぶ。水中では亜硝酸イオン NO_2^- として存在し、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、きわめて不安定な物質で、好気的環境では硝酸塩に、嫌気的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化する。

硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10 mg/L 以下となっている。

→「硝酸性窒素」の項も参照

硫黄酸化物(SO_x) (P117,P131,P138)

硫黄の酸化物の総称で、二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3) などがある。ソックス (SO_x) ともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。大気汚染防止法の規制対象物質となっている。

一般廃棄物 (P63,P64,P73,P107)

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥等の汚物又は不要なものであって、固形状又は液状のものとされている。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外

の廃棄物を一般廃棄物という。

一般家庭から排出される廃棄物、事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたる。

→「産業廃棄物」の項を参照

イノー(礁池) (P23,P37,P71,P96,P140,P143)

サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海のこと。イノー内の潮下帯の浅いところから水深数m程度の所にかけては、海草の繁茂する藻場が各所に形成されている。

エコアクション21 (P131,P132)

→「環境マネジメントシステム」の項を参照

エコドライブ (P55,P74,P98,P104,P115)

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取組をいう。

エネルギーマネジメントシステム (P106)

電力使用量の可視化、節電のための機器制御、再生可能エネルギーや蓄電池の制御等を行うエネルギー管理システムである。管理対象により呼び方が違い、HEMS は住宅向け、BEMS は商用ビル向け、FEMS は工場向けである。

温室効果ガス (P54,P60,P74,P77,P114)

温室効果ガスとは、大気中に「熱がこもる」役割を果たすガス成分のことで、地球温暖化対策推進法に規定され、温室効果ガスの対象である7ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素)を指す。

【か行】

開発行為 (P48,P80,P81,P92,P102)

都市計画法において開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

特定工作物とは、コンクリートプラントその他周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある第一種特定工作物と、ゴルフコースなど大規模な工作物である第二種特定工作物とがある。第一種特定工作物はアスファルトプラント、クラッシャープラント等、第二種特定工作物は野球場、遊園地、墓地などが含まれる。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成等に伴う道路の新設、廃止、付け替えや切土、盛土、整地をいい、単なる土地の分合筆などのような権利区画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等は含まれない。

化学的酸素要求量 (P37,P97,P142)

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって強制的に酸化されるときに消費される酸素の量（通常 mg/L で表わす）をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあってはBODを、湖沼及び海域にあってはCODを指標としている。

化学物質排出移動量届出制度 (P42,P71,P96,P99)

人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中（大気、河川、海域など）に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みのことをいう。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外（非対象事業所、家庭、自動車など）から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」により制度化された。

合併処理浄化槽 (P45,P71,P80,P96,P127)

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽をいう。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」というが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されている。

環境影響評価(環境アセスメント) (P72,P91,P104)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続きが実施されている。

環境基準 (P30,P41,P70,P96)

環境行政において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「大気」、「水質」、「土壌」、「騒音」、「ダイオキシン類」についてそれぞれ法令に基づき定められるもの。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」として以下の性質がある。

- (1) 個別の発生源を対象に規制を行う「排出基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制することはしない。
- (2) 一方、許容限度あるいは被害の受忍限度（この基準まで環境負荷を大きくしても良いという限度）といった消極的な意味での限度と解されてはならないものである。

環境基本法 (P3,P4)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

環境共生都市 (P28,P70,P95)

人も生態系の一員であるとの認識のもと、自然とのバランスのとれた共生関係を築き、さらに快適な生活環境を創造するために、持続的発展が可能な循環型社会や地球環境の保全などを、市民・事業者・行政等の協働により実現する都市のこと。

環境保全型農業 (P80,P94,P132)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

環境マネジメントシステム (P115,P123,P138)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、環境マネジメントのための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

環境マネジメントシステムには、エコアクション21 や国際規格の ISO14001 等がある。

揮発性有機化合物(VOC) (P32)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なものは約200種類ある。

揮発性有機化合物は、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントやSPMの原因物質でもある。

クールビズ (P58,P131)

地球温暖化対策の一環で、軽装をすることで夏季の冷房設定温度を適正に管理し、電力消費量を抑えて温室効果ガスの排出削減に寄与しようとするもの。

グリーン購入 (P74,P77,P81,P111,P122)

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく

環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。

平成12年5月に、環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

光化学オキシダント (P32,P70,P96)

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。大気の汚染に係る環境基準が設けられている。

公共用水域 (P38,P98)

水質汚濁防止法で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する水路等をいう（終末処理場に接続している下水道は含まれない）。

コージェネレーションシステム (P131,P144)

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率の実現が可能。

コンポスト化 (P128)

微生物の働きにより有機物（生ごみ・落葉等）を堆肥（コンポスト）に変えることをいう。

【さ行】

災害廃棄物 (P74,P109)

地震や台風等の自然災害により生じた廃棄物のこと。一例としては、木くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車などがあげられる。

再生可能エネルギー (P62,P74,P77,P81,P112)

石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、自然エネルギー（太陽光、太陽熱、水力、風力などの自然界に常に存在するエネルギー）のこと。

里浜 (P28,P70,P95)

多様な自然環境を構成している海浜と人々とのつながりが現代の暮らしの中で身近なものとして、様々な活動がなされているカーミージー周辺の海岸等をいう。

産業廃棄物 (P64,P73)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。

→「一般廃棄物」の項を参照

酸性雨 (P74,P77,P82,P117,P118)

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で地上に到達することをいう。通常では、pH5.6 以下になった雨を酸性雨と呼んでいる。

自然環境保全基礎調査 (P23,P26)

全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が 1973（昭和 48）年度より自然環境保全法第 4 条の規定に基づきおおむね 5 年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書

及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政の他、環境影響評価等の各方面において活用されている。

循環型社会 (P68,P73,P77,P81,P107)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

硝酸性窒素 (P41)

硝酸性窒素とは、硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素のことで、亜硝酸性窒素と同様に地下水汚染の原因物質となっている。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。亜硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10mg/l 以下と定められている。

→「亜硝酸性窒素」の項も参照

食品ロス (P74,P108)

本来食べることができるにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。日本では平成 28 年度に、約 643 万トンの食品ロスが発生したと推計されている。

植生 (P26,P114,P140)

ある地域における植物体の集まりの総称のことを「植生」という。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受ける。一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させるため、現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果でもある。

水源涵養機能 (P25,P69,P89)

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことをいう。

水質汚濁に係る環境基準 (P34,P37,P38)

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の2つからなっている。

水質汚濁防止法 (P9)

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

水素イオン濃度(pH) (P117)

液体の酸性、アルカリ性を示す指標（記号はpH）となるもので、0～14 の間の数値で表現される。pH7 が中性とされ、7 から小さくなるほど酸性が強くなり、7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。

スマートシティ (P73,P81,P101,P106)

情報通信技術を活用しながら、あらゆるインフラの統合的なエネルギーマネジメントを面的に管理することで、エネルギーを効率的に利活用する地域社会のことである。

生活環境項目(水質、底質、地下水等) (P97)

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けて、それぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

生活排水(生活雑排水) (P34,P43,P44,P96,P98)

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水（し尿）を除

いたものを生活雑排水という。汚濁負荷（BOD）として、し尿は全体の約 30%であり、台所からの排水が約 40%、風呂からの排水が約 20%、洗濯からの排水その他が約 10%の負荷割合である。

生活環境の保全に関する環境基準 (P34,P37)

環境基本法第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準をいう。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶解酸素量（DO）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分など）、全窒素、全燐、全亜鉛について基準値が設定されており、これらを「生活環境項目」と呼ぶ。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。全窒素及び全燐の基準は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのある海域及び湖沼について水域類型を指定して適用される。

生物化学的酸素要求量(BOD) (P34,P97)

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称のBODが使われている。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いといえる。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

生物多様性 (P1,P26,P69,P80,P91)

バラエティに富む生物が複雑で多様な生態系をつくり、またその生態系自体も多くの種類があることを示す言葉。生物は、地球上のあらゆる場面で、動物、植物、微生物といった異なる種類同士が捕食関係にとどまらない「持ちつ持たれつ」の微妙なバランスの上に生存している。しかし、この「絶妙なバランス」の生物多様性が急速に失われていることが危惧されている。

ゼロエミッション (P131,P144)

あらゆる廃棄物を原材料等として有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋立処分）する量をゼロにすることを指す。

【た行】**ダイオキシン類 (P33,P41,P71,P96,P99,P110)**

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール (Co-PCB) の総称であり、それぞれ毒性が異なる。

人への影響については、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有するといわれている。

大気汚染防止法 (P32,P96)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

大腸菌群数 (P37)

大腸菌群とは、乳糖（ラクトース）を分解し酸とガスを形成する好気性又は通性嫌気性の菌の総称。大腸菌群が水中に存在するということは、多くの場合、その水が人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものであることから、水質汚濁の指標とされている。

地球市民 (P1,P77)

地球的規模の環境問題が引き起こされている中で、私たちに地球的規模の大きな視点で活動の主体となることを喚起するための造語。

窒素酸化物(NOx) (P32,P117,P118)

大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素や二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素だが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。人の健康影響については、主に呼吸器系統への影響が知られている。

低公害車(エコカー) (P72,P101,P104)

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両のことをいう。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられる。

低炭素型ライフスタイル (P131,P142,P148,P154)

生活のなかで地球温暖化の原因となる温室効果ガスをなるべく出さないように、節電やエコドライブなどに努めるライフスタイルのこと。

適応策 (P74,P82,P114)

地球温暖化や気候変動など、すでに起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組のことである。

これに対し、地球温暖化や気候変動を引き起こす温室効果ガスを削減する取組を「緩和策」という。

等価騒音レベル (P39)

時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。通常、騒音レベルは時間とともに変動するため、その評価にあたっては、一定の測定時間内でこれに等しい平均 2 乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルを使用している。単位はデシベル (dB)。

間欠的に n 個の騒音レベルを測定した場合、その測定値を P_{A1} 、 P_{A2} ・・・ P_{An} とすると、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、次式で算定できる。

$$L_{Aeq} = 10 \log [(10^{(P_{A1}/10)} + 10^{(P_{A2}/10)} + \dots + 10^{(P_{An}/10)}) / n]$$

透水性舗装 (P25,P89,P105)

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させることができる道路等の舗装のことをいう。

【な行】**二酸化窒素 (P30,P33,P70,P97)**

→「窒素酸化物」の項を参照

【は行】**ばい煙 (P33,P127)**

大気汚染防止法では、燃料その他のものの燃焼に伴い発生する硫酸酸化物、燃料その他のものの燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及びものの燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称していう。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

ばいじん (P33)

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他のものの燃焼等に伴い発生する物質。

バリアフリー (P104)

バリア（障壁）をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障がい者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様をすることを意味する。

建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいる。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの除去という意味にも使われる。

ビオトープ (P51,P121,P132,P145)

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のことをいう。

ヒートアイランド (P116,P129,P138)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

浮遊粒子状物質(SPM) (P31,P70,P97)

大気中に浮遊している 10 μm 以下の粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基準は「1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m³ 以下」と定められている。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（黄砂、火山、森林火災など）のものがある。

分散型エネルギーシステム (P113,P152)

コージェネレーションシステムや太陽光発電システムなどのエネルギー供給システムを、住宅やビル、もしくは消費地の近くに分散して配置し、エネルギーの供給を行う方式である。災害時などで独自の電源が確保でき、また、再生可能エネルギーを使用することにより低炭素なまちづくりに期待できる。

粉じん (P33,P70,P96,P98)

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では、粉じんは「ものの破砕や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

ポットホール (P140)

岩の窪みなどに入り込んだ礫(れき)が強い水流で回転し、丸みを帯びた円形の穴に拡大したものを「ポットホール」という。川底が侵食の影響で下がり、ポットホールのできた場所は水面より高くなることで、その結果、ポットホールは地表に見られるようになる。また、すりへって球状になった礫が、まれに穴の底に残っているポットホールもある。

【ま行】**マイクロプラスチック (P74,P82,P117,P118)**

5mm以下の微細なプラスチックごみのこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

【や行】**山元還元 (P65)**

一般廃棄物の溶融施設において発生する溶融飛灰を還元し、鉛、亜鉛などの単一物質に戻し、回収する方法である。

ユニバーサルデザイン (P72,P81,P101,P104)

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがある。

- ①誰にでも公平に利用できること。
- ②使う上で自由度が高いこと。
- ③使い方が簡単ですぐわかること。
- ④必要な情報がすぐに理解できること。
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること。
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

要請限度(自動車騒音に係る) (P148)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域において、市町村長は、

自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

【ら行】**リスクコミュニケーション (P71,P80,P97,P99)**

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。

化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となる。

類型指定 (P37,P38)

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき、水域については内閣総理大臣又は都道府県知事が利水目的に応じて、騒音については都道府県知事が土地の利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。



第2期浦添市環境基本計画

発行年：令和2（2020）年3月

発行：浦添市 市民部 環境保全課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL 098-876-1234（代表）